

令和 6 年度

鳥取県包括外部監査報告書
及びこれに添えて提出する意見

「持続可能な地域社会の実現（移住定住・中山間・エコライフ）
に向けた事業に係る財務事務の執行について」

鳥取県包括外部監査人
税理士 駿 同 利 明

目 次

第1章	監査の概要	1
第1	監査の種類	1
第2	選定した特定の事件(テーマ)	1
第3	監査の対象とした理由	1
第4	監査を実施した期間	2
第5	監査対象機関	2
第6	監査の方法	3
第7	監査の視点	3
第8	監査手続	5
第9	包括外部監査の実施者	6
第10	利害関係	6
第2章	監査対象の概要	7
第1	鳥取県の現状(人口動態と移住定住・中山間地域・エコスタイルの取組)	7
1	鳥取県の現状と取組	7
2	自律的好循環の具体化に向けた事業の実地	14
第2	監査対象とした事業	15
第3章	監査の結果(総論)	17
第1	指摘及び意見の件数	17
第2	監査の総括	18
第4章	監査の結果(個別)	21
第1	政策戦略本部税務課	21
1	ふるさと納税促進事業	21

第2	輝く鳥取創造本部人口減少社会対策課.....	25
1	(新) とっとりビジネス人材移住拡大事業.....	25
2	「ふるさと来LOVEとっとり」若者県内就職強化事業.....	27
3	「ふるさと来LOVEとっとり」関係人口創出事業.....	29
第3	輝く鳥取創造本部中山間・地域振興課.....	36
1	(拡充) がんばる地域支援事業.....	36
2	空き家対策推進事業.....	41
3	買物安心確保事業.....	44
第4	輝く鳥取創造本部協働参画課.....	46
1	持続可能な地域づくり団体支援事業(ギフ鳥).....	46
2	とっとり県民活動活性化センター事業.....	49
3	SDGs推進事業.....	50
4	とっとりSDGsパートナーシップ加速化事業.....	54
第5	輝く鳥取創造本部交通政策課.....	58
1	鳥取型Maasによる地域交通サービス化推進事業.....	58
2	(新) 鉄道等地域交通維持・活性化事業.....	59
3	地域交通体系鳥取モデル構築事業.....	68
第6	生活環境部環境立県推進課.....	71
1	鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業.....	71
第7	生活環境部脱炭素社会推進課.....	75
1	鳥取スタイルPPA導入推進事業.....	75
2	県有施設脱炭素化事業(LED改修)(総務部総務課分を含む。)	79
3	(拡充) 再エネ100宣言REAction推進事業.....	80
4	地域資源活用エネルギー導入推進事業.....	82
第8	生活環境部循環型社会推進課.....	84
1	ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業.....	84
第9	生活環境部自然共生課.....	90
1	国立公園満喫プロジェクト等推進事業.....	90

2	自然公園等魅力向上事業.....	94
3	生物多様性保全事業.....	96
4	鳥獣保護管理事業.....	98
5	鳥獣捕獲者確保環境整備事業.....	101
第10	生活環境部まちづくり課.....	105
1	(拡充) 地域で進める緑のまちづくり事業.....	105
第11	生活環境部住宅政策課.....	109
1	とっとり健康省エネ住宅普及促進事業.....	109
2	とっとり住まいる支援事業.....	111
第12	商工労働部雇用・働き方政策課.....	113
1	「ふるさと来LOVEとっとり」県内企業の魅力発信・就業体験支援事業	113

第1章 監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件（テーマ）

持続可能な地域社会の実現（移住定住・中山間・エコライフ）に向けた事業に係る財務事務の執行について

第3 監査の対象とした理由

世界各地では、さまざまな情勢の不安定化など、先行き不透明な状況が続くとともに、国内では、大規模な自然災害や物価高騰、深刻さを増す少子化・人口減少など諸課題に直面している。

鳥取県は、人口減少・少子高齢化の影響が特に顕著な中山間地域を抱えるとともに、令和6年6月1日現在の人口（鳥取県の推計人口）は53万人と全国最少であり、地域経済も小さいことから、厳しく直面するそれぞれの課題は、県民生活にとって喫緊の課題と思われる。

このような中で、鳥取県は、基本戦略として、「輝く鳥取創造総合戦略（令和5年度までは「鳥取県令和新时代創生戦略）」を策定し、「Ⅰ豊かな自然でのびのび鳥取らしく生きる」「Ⅱ人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む」「Ⅲ幸せを感じながら鳥取の時を楽しむ」の3つを基本方針として、地域に暮らす一人ひとりが幸せを感じ、活気あふれる地域の維持を目指して、中山間地域の活性化や観光振興、子育て支援、地域交通の利便性向上、人材育成など、さまざまな取組を行っている。

令和5年度予算編成の柱の一つには、「持続可能な地域社会の実現（移住定住・中山間・エコライフ）」として、人口減少に直面する中、従来の移住定住対策に加えた新たな取組や、近年表面化した中山間地域の買物環境及び生活交通確保の問題、更には鳥取県が進めるSDGsの理念を踏まえた環境施策など地域づくりの事業を包括して予算化している。

については、これらの事業は、鳥取県のめざす地域資源である「人の活躍」に焦点を当てた持続可能な地域づくりの各種取組であり、これが適正に執行され、その経済性、効率性、有効性が適切に確保されているかどうかを検討することは県民の関心も高いところであると考え、上記を本年度の監査テーマとして選定することとした。

第4 監査を実施した期間

令和6年4月1日から令和6年12月31日まで

第5 監査対象機関

- ・ 政策戦略本部
- ・ 輝く鳥取創造本部（県立鳥取ハローワーク分を含む。）
- ・ 生活環境部（総務部総務課分を含む。）
- ・ 商工労働部
- ・ 東部地域振興事務所（東部振興課、八頭振興課）
- ・ 西部総合事務所（環境・循環推進課、西部振興課）

第6 監査の方法

- 1 監査対象事業の概要把握のため、事前に事業概況資料等を県から入手・検討の上、予備調査により、所轄部署の担当者へのヒアリングを実施した。
- 2 監査の対象年度の事業が適切に行われているかを確認するため、所轄部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。
なお、一部については、インターネットを利用したWeb監査（ヒアリング）を実施するとともに、地方機関にも臨場して監査を実施した。
- 3 質問票の送付により、効率的な監査の実施と監査後における事実補完等を行った。
- 4 必要に応じて、関係先への確認等を監査対象部署経由で行った。

第7 監査の視点

包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち、地方自治法第2条第14項（住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を挙げるべき原則）及び第15項（組織及び運営の合理化に努めるべき原則）の規定の趣旨を達成するため、必要と認める特定の事件について監査を行うこととされている（地方自治法第252条の37第1項）。

いわば、包括外部監査人が行う監査は、住民の福祉の増進を目的として、経済性、効率性、有効性をベースに地方公共団体の事業のあり方を新たな観点から見直し、地方行財政改革を促す監査であることを期待され、実施するものである。

我々監査担当者は、税務・会計に関する専門家として、申告納税制度の理念に沿って、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としており、日常において、納税者たる県民の声を受け止める立場にある。

県民に自ら進んで納税してもらうためには、県民の行政への信頼が不可欠であり、税の無駄遣いは県民の納税意欲を減退させることにつながると考える。

我々はこのたびの包括外部監査を行うに当たって、その期待を背負うつもりで、県民目線で監査することに心がけ、使命感を持って取り組んだ。

具体的には次の着眼点で監査した。

- 1 関係法令、条例及び諸規程等に従い適切に実施されているか。
- 2 経済性、効率性、有効性（いわゆる「3E」）の観点から、合理的に実施されているか。
- 3 県民はどのように思うだろうか。

なお、本報告書において、「指摘」又は「意見」として付した事項については、それぞれ次のとおり定義している。

「指摘」： 関係法令、条例及び諸規程等の違反、あるいは著しく不当であり、是正措置が必要であると考えられる事項

「意見」： 関係法令、条例及び諸規程等の違反ではないが、経済性、効率性、有効性の観点から是正措置の検討が望まれる事項

第8 監査手続

次の日程により、各担当課から関係書類等の説明を受け、ヒアリング及び監査を実施した。

また、予備調査に当たっては39項目、本監査に当たっては136項目のそれぞれ事前質問票（資料依頼を含む。）を送付し監査の効率化を図るとともに、監査後に計167項目の追加質問票を送付して事実補完等を行った。

監査対象機関	実施日
準備調査（事前提供資料を受け監査方針等を策定）	5月23日(木)～6月23日(日)
予備調査 <<対象部署>> 人事企画課、税務課、人口減少社会対策課、県立鳥取ハローワーク、中山間・地域振興課、協働参画課、交通政策課、環境立県推進課、脱炭素社会推進課、まちづくり課、住宅政策課、自然共生課、商工政策課、立地戦略課、雇用・働き方政策課、総合教育推進課	6月24日(月) ～26日(水)
本監査（関係書類の監査・ヒアリング） <<対象部署>> ○政策戦略本部：税務課 ○輝く鳥取創造本部：人口減少社会対策課（県立鳥取ハローワークを含む。）、中山間・地域振興課、協働参画課、交通政策課（観光戦略課、まんが王国官房を含む。） ○生活環境部：環境立県推進課、脱炭素社会推進課、循環型社会推進課、自然共生課、まちづくり課、住宅政策課 ○商工労働部：雇用・働き方政策課 【地方機関】 ○東部地域振興事務所：東部振興課、八頭振興課 ○西部総合事務所：環境建設局環境・循環推進課、県民福祉局西部振興課	7月29日(月) ～8月9日(金)
Web監査（ヒアリング） <<対象部署>> ○生活環境部：まちづくり課	10月11日(金)
追加監査（ヒアリング） <<対象部署>> ○政策戦略本部：税務課 ○輝く鳥取創造本部：人口減少社会対策課（県立鳥取ハローワークを含む。）、中山間・地域振興課、協働参画課、交通政策課（観光戦略課、まんが王国官房を含む。） ○生活環境部：環境立県推進課、脱炭素社会推進課、循環型社会推進課、自然共生課、まちづくり課、住宅政策課 ○商工労働部：雇用・働き方政策課	10月15日(火) ～16日(水)

上記のほかにも、外部監査人の事務所等で監査状況の打合せ及び協議並びに報告書の作成等を行った。

第9 包括外部監査の実施者

外部監査人	税理士	駿同	利明
外部監査人補助者	税理士	音田	勝正
外部監査人補助者	税理士	入江	聡
外部監査人補助者	公認会計士	鷲見	渉

第10 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

第1 鳥取県の現状（人口動態と移住定住・中山間地域・エコスタイルの取組）

1 鳥取県の現状と取組

人口が全国最少の鳥取県では、人口減少・少子高齢化の進展が顕著であり、中山間地域の暮らしの向上をはじめとした社会課題も集約している。

人口減少・経済活動も小さい鳥取県では、持続可能な地域社会を実現するためのリソース(供給源)に限りがあり、SDGsの普及推進をはじめとした「人の活躍」に焦点を当て、「経済」、「社会問題」、「環境」の諸課題にアプローチするとしている。

鳥取県の人口動態と移住に関する主なデータ及びこれまでの取組は、以下のとおりである。

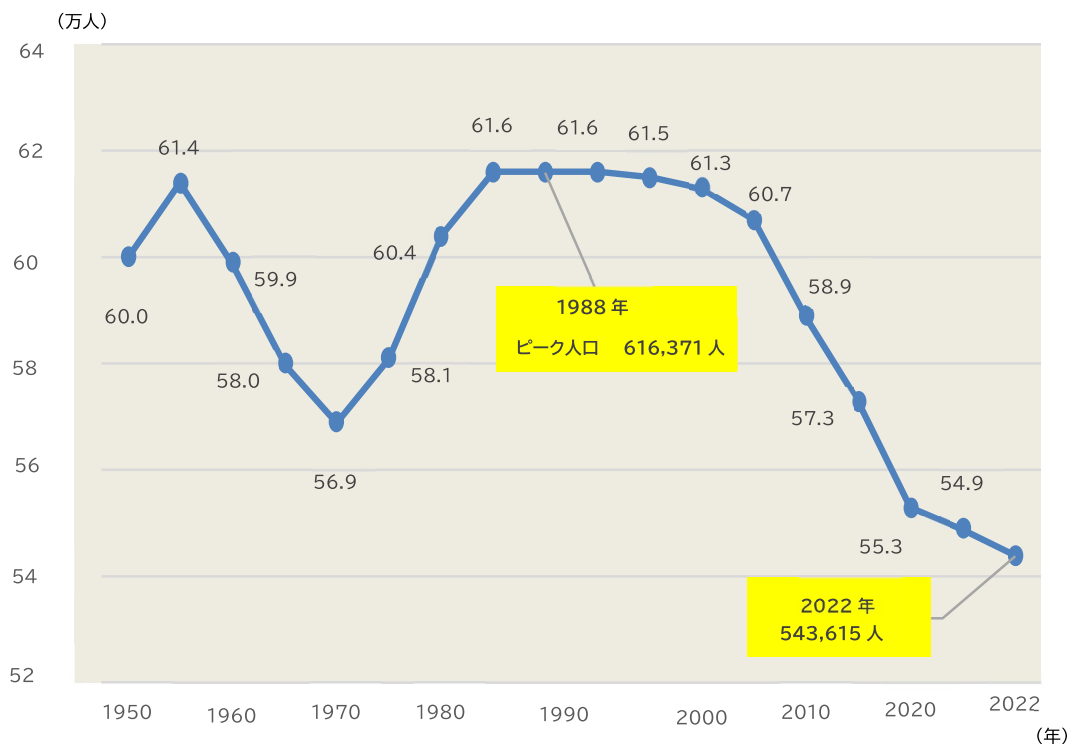
なお、以下のデータ等は、「輝く鳥取創造総合戦略（令和6年3月鳥取県）」からの抜粋である。

(1) 人口動態

鳥取県の人口は1988（昭和63）年の61万6371人をピークとして微減傾向にありましたが、2008（平成20）年に60万人を割り込んで以降、急激な減少が続いています。

2022（令和4）年の人口54万3615人は、1970（昭和45）年の人口56.9万人を下回り、戦前の人口水準に近付きつつあります。

鳥取県人口の長期推移

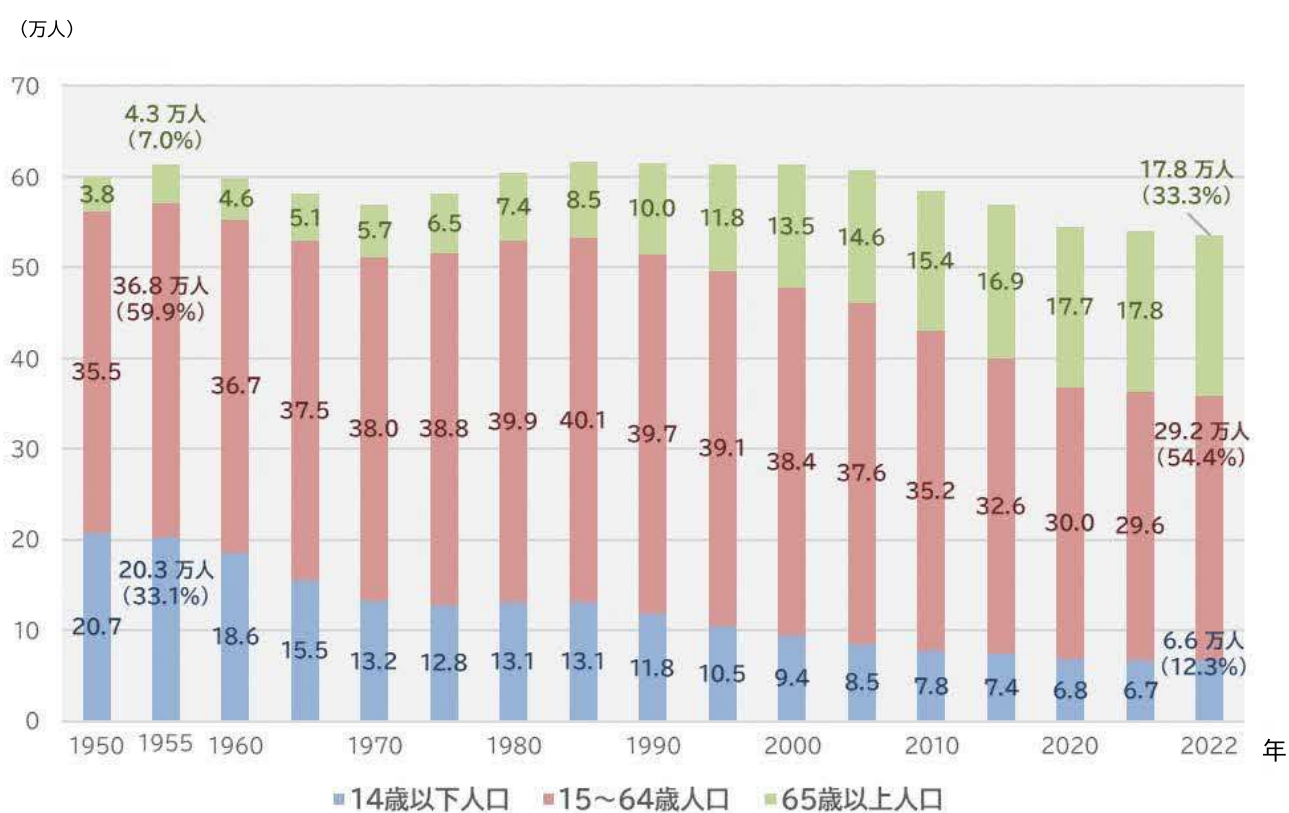


（「国勢調査」、「鳥取県の推計人口」のデータをもとに作成）

さらに、人口構成も大きく変化しています。1955（昭和30）年の時点では全体の3割を占めていた14歳以下の人口は、2022（令和4）年には12.3%まで減少しました。一方で、1970（昭和45）年頃までは1割に満たなかった65歳以上の高齢人口は、2022年（令和4）年には33.3%にまで上昇しています。

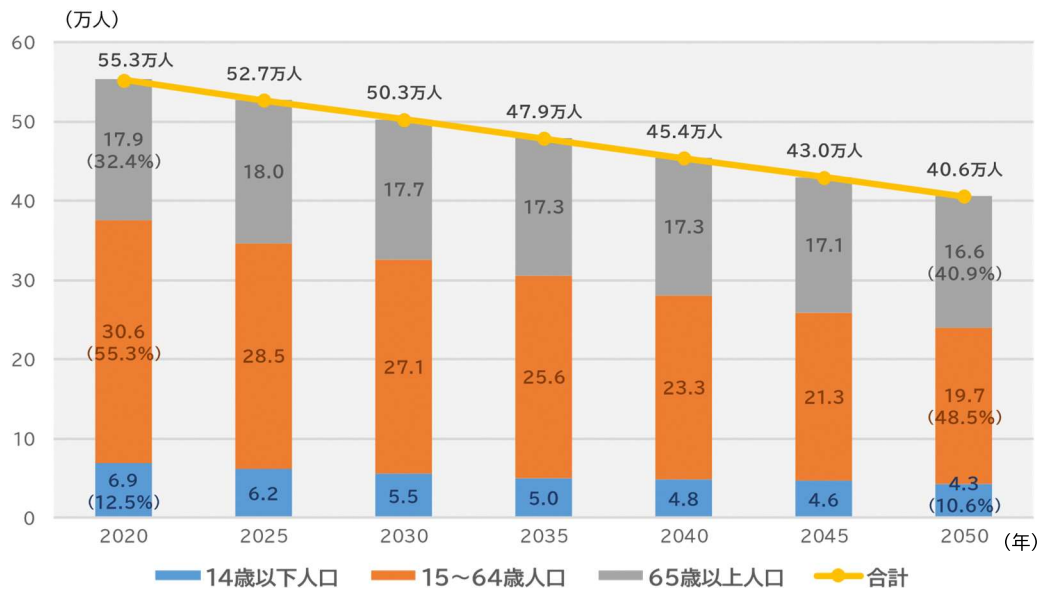
鳥取県は今、高齢者比率21%の超高齢社会の基準をはるかに超え、3人に1人が高齢者という未曾有のシニア社会を迎えています。

年齢区分別人口の推移



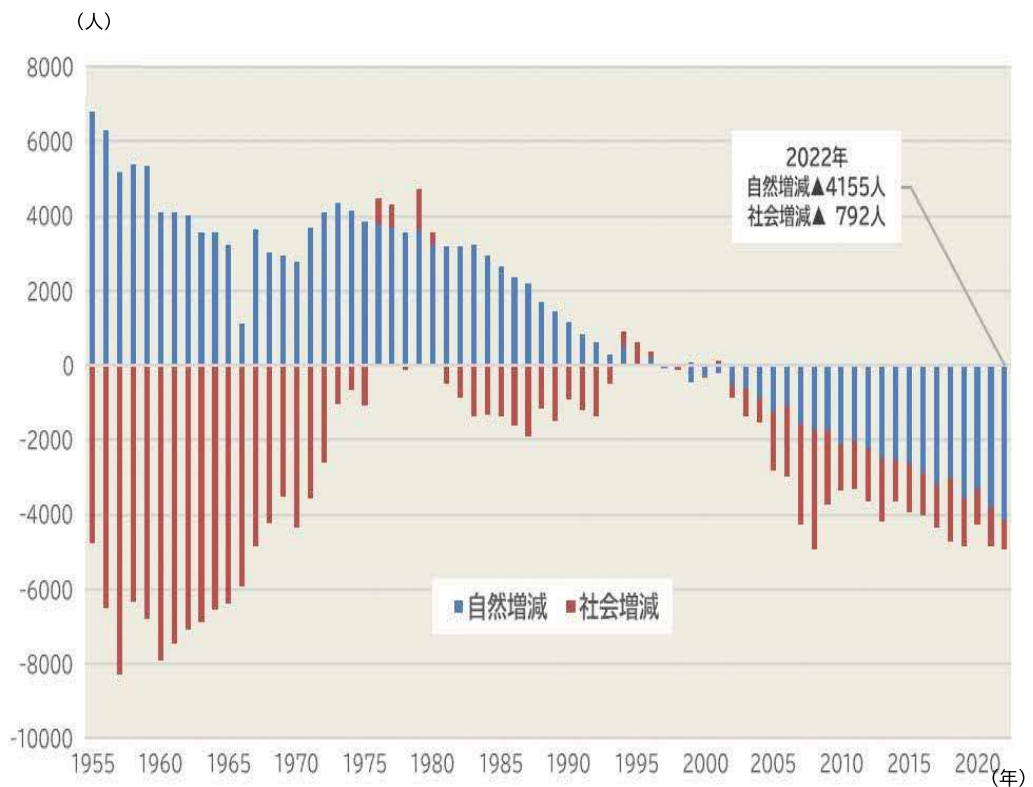
(「国勢調査」、「鳥取県の推計人口」年齢3区分別推計人口のデータをもとに作成)

国立社会保障・人口問題研究所が2020（令和2）年の国勢調査結果を基に公表した地域別将来推計人口によると、2050年における鳥取県の人口は、2020年から26.7%減少して40万5,528人となり、65歳以上の高齢人口の割合は40.9%に達すると推計されています。



(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」のデータをもとに作成)

また、人口動態の変化には、出生数や死亡数に伴う自然増減の他に、転出・転入といった社会的な増減要因があります。近年の人口減少は自然増減による影響が大きい傾向にありますが、転出に伴う社会減は若い世代が中心であり、地域を担う生産年齢人口を確保するためにも、自然増を促すと共に社会減を食い止めることが重要となっています。



(「鳥取県の推計人口」人口動態の推移のデータ数」のデータをもとに作成)

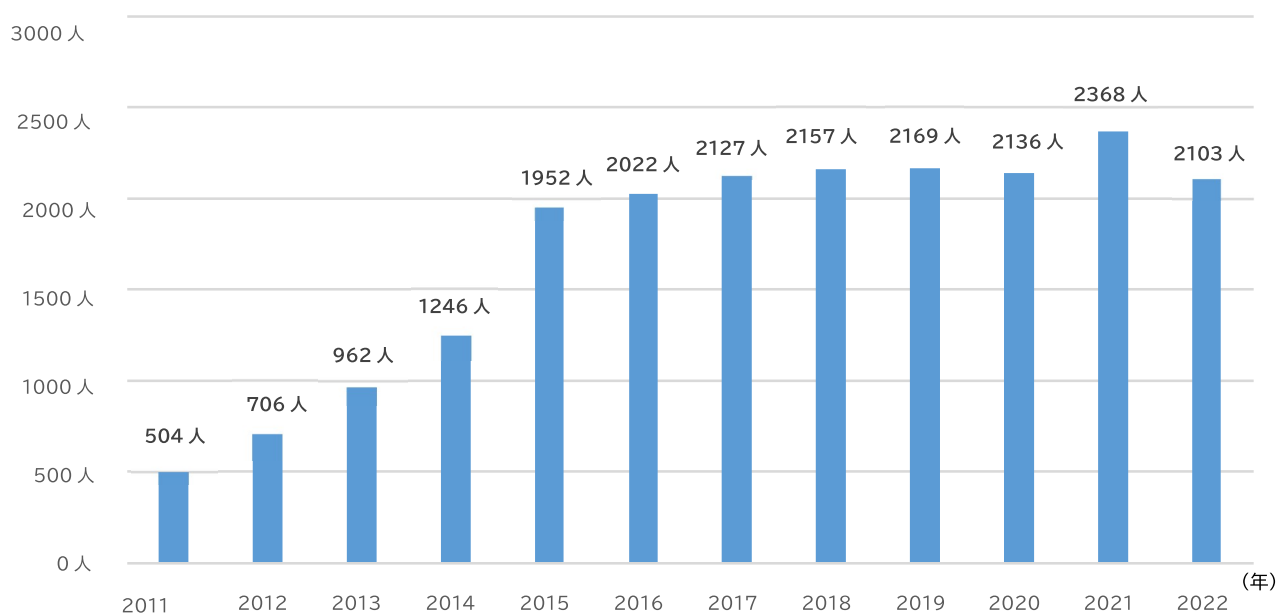
(2) 移住

県外からの移住を検討している人々に対する充実した情報発信やきめ細かなサポート等により、鳥取県への移住者は着実に増加してきました。

コロナ禍において都市部への一極集中がもたらすリスクが顕在化し、地方での暮らしや新たなライフスタイルへの関心が高まった結果、2021（令和3）年は過去最高の移住者数を記録しており、2022（令和4）年もなお高い水準を維持しています。

移住者の多くは20代～40代の現役世代であり、県内産業の活性化や多様な働き方を通じた移住・関係人口の拡大が期待されます。

鳥取県への移住者数の推移



（「鳥取県への移住者数」のデータをもとに作成）

これまでの取組（抜粋：移住定住・中山間地域・エコスタイルの取組）

移住・定住

従来から先駆的に取り組んできた移住施策の浸透や、安全安心でゆとりある生活環境を求める意識の高まり等を背景として、2021（令和3）年の移住者は過去最高となる2,368人を記録しました。2019（令和元）年以降は、都市部企業人材やファミリー層をターゲットとするワーケーションを推進し、関係人口の増加による地域活性化や将来的な移住者の裾野拡大に繋がっています。

ワーケーション



リモートワーク等の新しい働き方を活用したワーケーションの取組を推進し、2022（令和4）年に「とっとりワーケーションネットワーク協議会」を設立しました。都市部の副業人材をアドバイザーとしたファミリーワーケーションの展開や経済団体と連携した地域課題解決型ツアーの受け入れ等を通じ、多様な人・企業との繋がりを生み出しています。

ふるさと来 LOVE とっとり



鳥取を愛し、多様な形で鳥取に関わる人を応援する「ふるさと来 LOVE（クラブ）とっとりメンバーズカード」制度を2021（令和3）年に創設しました。「とっとりファン」の拡大や関係人口のネットワーク化に繋がっています。

スマートフォンアプリ「とりふる」



県外の学生等に向けて就活情報やふるさと情報等を配信するスマートフォンアプリ「とりふる」を2020（令和2）年2月に運用開始しました。鳥取県との繋がりを保ち、将来的な県内就職を促進する重要なツールとなっています。

働く場

コロナ禍で経済活動が停滞する中においても、県内企業の新事業展開や生産性向上を支援し、新たな産業の創造に向けた取組を積極的に推進しました。また県内企業の経営課題の解決に繋げるため、都市部のビジネス人材を副業により誘致するプロジェクトを展開し、全国的に高い注目を集めました。

とっとり副業・兼業プロジェクト「鳥取県で週1副社長」



都市部で本業を持ちながら地方で働いてみたい、ビジネス経験を生かして地域活性化に関わりたい等の思いを持つ都市部ビジネス人材に向けて、週1回の副業兼業という働き方を提案し、県内企業とのマッチングを独自の人材誘致プラットフォームでサポートしました。2019（令和元）年以降の応募数や募集企業数は、都道府県別で全国1位の実績となっています。

まちづくり

SDGs



2022（令和4）年4月から本格運用を開始した、都道府県では全国初となる「とっとりSDGs企業認証制度」（SDGsに取り組む企業を補助金や融資で支援）や、モデルとなる優れた取組を行う企業を表彰するなどにより、持続的な成長と企業価値の向上に向けた「SDGs経営」が広がっています。

支え愛

コロナ禍の影響により人間関係の希薄化や地域コミュニティの衰退等が課題となる中、支援を必要とする人について、本人と家族を一体的に支援することを定めた全国初の条例を制定する等、困難を抱える人を誰一人取り残すことなく支える環境を整備しました。

持続可能な地域交通



共助交通やタクシー、バスを自由に組み合わせて交通機能の維持を図る市町村向けの支援制度を2020（令和2）年に創設し、地域の実情に応じた交通体系の再構築を推進しました。また2022（令和4）年には、「鳥取県 MaaS エコシステム共創コンソーシアム」を設立し、地域交通の課題解決や経済活性化に向けた鳥取型 MaaS の取り組みを進めています。

エコスタイル

2050年の脱炭素社会実現に向けた再生可能エネルギーの導入、建物の省エネルギー化や、循環型社会の構築に向けたごみ削減等の取組が加速しました。また、様々な主体との協働によって豊かな自然環境の保全・利活用を図る取組が進みました。

とっとり健康省エネ住宅「NE-ST」



2020（令和2）年に、国の省エネ基準を上回る県独自の「とっとり健康省エネ住宅性能基準」『NE-ST』を定めました。2022（令和4）年にはリフォーム版の基準である『ReNE-ST』も制定し、快適で環境にやさしい、高气密・高断熱住宅の普及を進めています。

大山入山協力金制度



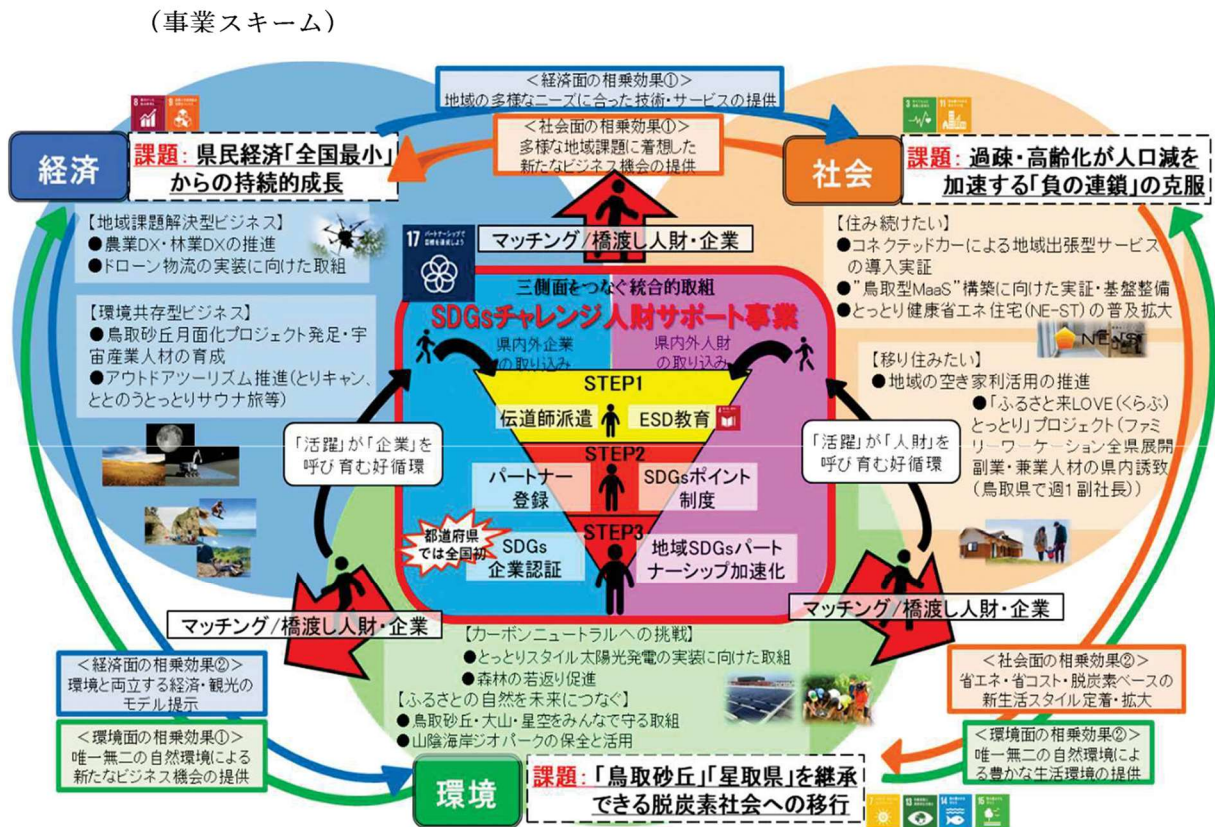
2022（令和4）年に、関係者と協力して検討を行ってきた「大山入山協力金制度」を本格スタートしました。登山1回あたり500円の協力金を、登山道の補修や植生保護等の経費に充当し、山岳環境の持続可能な保全と利活用を目指します。

2 自律的好循環の具体化に向けた事業の実施

鳥取県は、地域の財やニーズが事業者新たな成長をもたらし、事業者の成長が地域の生活を豊かにし、継承する自然環境を守る、といった自律的好循環の創出を目指し、地域社会づくりを行っている。

その大まかな事業スキームは、以下のとおりである。

なお、以下の事業スキーム等は、「鳥取県SDGs未来都市計画（令和4年8月）」からの抜粋である。



<モデル事業による自律的好循環の形成>

人口最少・経済最小の鳥取県においては、現状、持続可能な地域社会を実現するためのリソースに限りがあると言わざるを得ない。したがって、本県モデル事業においては、最大の地域資源である「人」に焦点を当て、その活躍を最大限に引き出すことで、①県民経済「最小」からの持続的成長、②過疎・高齢化が人口減少を加速する「負の連鎖」の克服、③「鳥取砂丘」「星取県」を継承できる脱炭素社会への移行、の三側面の諸課題に複数同時並行的にアプローチする。

第2 監査対象とした事業

鳥取県は、人口減少・少子高齢化の影響が特に顕著な中山間地域を抱え、人口は全国最少であり、地域経済も小さいが、将来ビジョンとして、「豊かな自然と地域で育まれてきた人と人の絆の強みを伸ばした持続可能な地域の発展、豊かな自然・環境と人々の支え合いの中で、心の豊かさを実感しながら充実した生活を安心して送ることができる鳥取県」をめざして、基本戦力に基づく中山間地域の活性化や観光振興、子育て支援、地域交通の利便性向上、人材育成等さまざまな取組を行っている。

については、令和5年度予算編成の柱の一つである「ポストコロナのふるさとづくり」のうち、近年、包括外部監査の監査対象となった「観光」、「農林漁業・産業成長」分野を除き、地域に密着したものとして「持続可能な地域社会の実現（移住定住・中山間・エコライフ）」を監査対象とすることにした。

監査対象事業については、公開されている令和5年度予算関係資料及び予算編成過程の公開資料などからその関連事業を含め絞込みを行うとともに、絞り込んだ事業について事前に事業概況資料を県から入手・検討し、改めて予備調査において事業内容等を聴取の上、29事業に決定した。

なお、対象事業が広範囲にわたったことから、関連性の高い事業を除き、概ね1千万円未満の事業は対象外とした。

なお、「ポストコロナのふるさとづくり」の予算概要及び「本年度監査の対象事業」は下表のとおりである。

令和5年度 当初予算の概要

○ ポストコロナのふるさとづくり	193 億円
I 白うさぎ年観光推進・インバウンド再開	12 億円
II 力強い農林漁業・産業成長の実現	62 億円
<u>III 持続可能な地域社会の実現（移住定住・中山間・エコライフ）</u>	<u>29 億円</u>
IV 高速道路ネットワーク・港湾・空港・インフラの充実	90 億円

本年度監査の対象事業

(単位：千円)

事業名			当初予算
政策戦略本部	税務課	1 ふるさと納税促進事業	233,918
輝く鳥取創造本部	人口減少社会対策課	2 (新) とっとりビジネス人材移住拡大事業	77,018
		3 「ふるさと来 LOVE とっとり」若者県内就職強化事業	39,408
		4 「ふるさと来 LOVE とっとり」関係人口創出事業	39,648
		5 (拡充) がんばる地域支援事業	70,531
	中山間・地域振興課	6 空き家対策推進事業	71,100
		7 買物安心確保事業	(200,000)
		8 持続可能な地域づくり団体支援事業(ギフ鳥)	44,648
	協働参画課	9 とっとり県民活動活性化センター事業	62,933
		10 SDGs 推進事業	8,337
		11 とっとり SDGs パートナーシップ加速化事業	4,860
		12 鳥取型 MaaS による地域交通サービス化推進事業	47,901
	交通政策課	13 (新) 鉄道等地域交通維持・活性化事業	23,000
		14 地域交通体系鳥取モデル構築事業	301,370
		15 鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業	29,749
生活環境部	環境立県推進課	16 鳥取スタイル PPA 導入推進事業	74,750
	脱炭素社会推進課	17 県有施設脱炭素化事業(LED改修)	446,717
		18 (拡充) 再エネ 100 宣言 RE Action 推進事業	16,700
		19 地域資源活用エネルギー導入推進事業	74,075
		20 ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業	13,215
	循環型社会推進課	21 国立公園満喫プロジェクト等推進事業	246,361
		22 自然公園等魅力向上事業	81,017
		23 生物多様性保全事業	6,754
		24 鳥獣保護管理事業	107,835
		25 鳥獣捕獲者確保環境整備事業	17,473
	まちづくり課	26 (拡充) 地域で進める緑のまちづくり事業	12,312
	住宅政策課	27 とっとり健康省エネ住宅普及促進事業	369,412
		28 とっとり住まいる支援事業	150,453
商工労働部	雇用・働き方政策課	29 「ふるさと来 LOVE とっとり」県内企業の魅力発信・就業体験支援事業	85,765

※ () は、補正予算を示す。

第3章 監査の結果（総論）

第1 指摘及び意見の件数

（単位：件）

			事業名	指摘	意見
政策戦略本部	税務課	1	ふるさと納税促進事業	—	1
輝く鳥取創造本部	人口減少社会対策課	2	（新）とっとりビジネス人材移住拡大事業	—	1
		3	「ふるさと来 LOVE とっとり」若者県内就職強化事業	—	—
		4	「ふるさと来 LOVE とっとり」関係人口創出事業	1	2
	中山間・地域振興課	5	（拡充）がんばる地域支援事業	—	3
		6	空き家対策推進事業	—	1
		7	買物安心確保事業	—	—
	協働参画課	8	持続可能な地域づくり団体支援事業（ギフ鳥）	1	1
		9	とっとり県民活動活性化センター事業	—	1
		10	SDGs 推進事業	—	4
		11	とっとり SDGs パートナーシップ加速化事業	1	—
	交通政策課	12	鳥取型 MaaS による地域交通サービス化推進事業	—	—
		13	（新）鉄道等地域交通維持・活性化事業	1	2
		14	地域交通体系鳥取モデル構築事業	—	3
	生活環境部	環境立県推進課	15	鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業	1
脱炭素社会推進課		16	鳥取スタイル P P A 導入推進事業	1	2
		17	県有施設脱炭素化事業（LED 改修）	—	—
		18	（拡充）再エネ 100 宣言 RE Action 推進事業	—	—
		19	地域資源活用エネルギー導入推進事業	—	—
循環型社会推進課		20	ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業	2	2
自然共生課		21	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	—	2
		22	自然公園等魅力向上事業	2	—
		23	生物多様性保全事業	1	1
		24	鳥獣保護管理事業	—	1
		25	鳥獣捕獲者確保環境整備事業	2	—
まちづくり課		26	（拡充）地域で進める緑のまちづくり事業	—	2
住宅政策課		27	とっとり健康省エネ住宅普及促進事業	—	1
	28	とっとり住まいる支援事業	—	1	
商工労働部	雇用・働き方政策課	29	「ふるさと来 LOVE とっとり」県内企業の魅力発信・就業体験支援事業	—	5
総務部	総務課	(17)	県有施設脱炭素化事業（LED 改修）（配当替え分）	1	—
合 計				14	38

※ 上記 17 については、総務部総務課へ配当替えした工事発注・契約を合わせて監査した。

第2 監査の総括

少子高齢化・人口減少社会問題は、鳥取県はじめ全国の各地方の共通の問題であり、地域の経済活動ひいては、地域維持そのものに大きな影響を与えている。

これまでの国、県及び市町村並びに関係者の多大な尽力にかかわらず、人口減少化社会や地方から都市への人の流れは一向に歯止めがかからない状況にある。

このような中、令和5年度当初予算の柱である「ポストコロナのふるさとづくり」の項目の一つに、「持続可能な地域社会の実現（移住定住・中山間・エコライフ）」が含まれている。

昨今、「持続可能」という言葉はよく耳にするところであるが、包括外部監査のテーマである経済性、効率性の理念とも一致し、その予算の括りの中にある事業「移住定住」、「中山間地域の問題」、「エコライフ（環境問題）」はまさに日本の縮図、いずれも喫緊の課題である。

エコライフの括りの中にあつた「鳥獣保護管理事業」等については、やや分野が異なるものとも思われたが、過去の包括外部監査において一度も対象事業となっていないこと、及び野生動物の被害が深刻な問題でもあることから、これも含めて今回の監査テーマとした。

また、県民目線での監査を目指す我々にとっては、各事業の財務執行の中で、鳥取県が取り組むSDGs（持続可能な開発目標）の理念がどのように浸透しているのかも、関心事の一つであった。

なお、分野が幅広くなったことから、対象事業によっては主な取組などに絞った監査を行わざるを得ず、「地域交通体系鳥取モデル構築事業」等のように、市町村が事業主体又は間接事業となる県補助金などは、補助金要件に直接関係のない資料については提出を求めていることから細部にわたる確認まで実施できなかったが、算出根基の求め方等が形骸化されていないか等の点にも注目して監査を実施した。また、指摘事項以外についても、今後検討をお願いしたい事項などについては、「意見」として取りまとめた。

については、監査の結果、合規性、経済性等に問題があると思われる主な「指摘事項」は、次のとおりである。

1 補助事業に係る不適切な補助金交付（P60）

補助対象事業費にならない「消費税額 520 万円余り」を、補助金として過大に交付していると認められるもの。

当該補助事業は、補助対象経費に何らかの役務対価が発生することを想定し、補助対象経費の10%を「補助金事務事業」として別枠の事業としてセットしていたものであるが、補助事業者から、補助金の対象とならない「補助対象経費に係る消費税額」に補てんしたとの実績報告を受けて、これを補助対象事業費に該当するものとして、消費税額相当額を一般管理費と捉えて、交付していたものである。

通常、県補助金交付については厳格な手続きが執られているところであるが、「10%交付ありき」の不適切なものと言わざるを得ない。また、当該補助事業者は、県が出資する法人でもあることから、より透明性を確保すべきである。

については、補助対象事業費にならない消費税相当額に対する補助金については、返還を求めべきであり、事業者側にとっても消費税申告において仕入税額控除を受けていることから相当であると考ええる。

2 業務委託料の確定手続きにおける検査不足（P31）

業務委託料については、業務完了後に受託者から実績報告書及び証拠書類を提出させ、これに基づき検査を行い、委託料上限額と実支出額とのいずれか低い額をもって委託料の額を確定しなければならないところ、実支出額に更に、「形式的に一般管理費10%を加算」し、これをもって業務委託費として確定していた。

一般的には、「一般管理費率」を用いることはあり得ると思われるが、一般管理費率は合理的な根拠に基づき妥当なものである必要がある。当該事業の決算額では、委託費に係る経費として必要経費が細部にわたり計上され、また、事務所費としてその使用料、光熱水費、その他事務費まで県が負担していることから、更に「一般管理費10%」を加算しなければならない合理的な理由は見当たらないところであり、本来であれば、完了検査において、実支出額及び一般管理費率の是非を適切に検討され、適正な業務委託費を確定すべきである。

については、形式的に一般管理費として計上された「一般管理費10%」の加算額の適否を確認するため、再検査を実施され、その結果に応じて必要な措置を講じられる必要があると考える。

おって、今回監査対象であったその他の委託事業費の決算状況を確認したところ、①全ての経費を個別に抽出計上（一般管理費率を使用していない）しているもの、②一部の経費を個別に抽出計上した上に、更に「一般管理費10%」を上乗せしているもの、③細部にわたり経費を個別に抽出計上した上に、更に「一般管理費10%」を上乗せしているもの（上記「指摘」のもの）など区々であり、これについては、業務内容・業種、委託先等によって委託額の積算方法は自ずと異なるものと思われるが、「一般管理費率」の考え方が、事業担当課に十分に理解されているかどうか懸念される場所であるので、基本的な考え方等について周知徹底を図られる必要があると思われる。

3 オープニングイベント運営業務に係る契約手続等（P55）

県は「契約事務処理要領」を定め、契約の公正性かつ経済性の確保に努めているが、本来、入札等公正な手続きにより行うべきところ、一連の業務を3つに分け、それぞれ随意契約として契約を締結していたものがあつた。

これについては、一般的には、一括で契約を締結した方が経済的かつ合理的であると

ともに、公正性等の問題も懸念されることから、契約の基本原則に則った公正な手続きを取られるべきと考える。

4 寄附金の繰越について（年度繰越額不一致）（P47）

持続可能な地域づくり団体支援事業（ギフ鳥）において、寄附対象団体は、県から交付を受けた寄附金について年度内に必ず使用しなければいけない訳ではなく、使用しきれない場合等は翌年度以降に繰り越して使用することができるが、令和4年度繰越額と令和5年度繰越受入額が一致しないものがあった。

これについては、県は各年度の寄附金活用収支計算書を比較し、前年度に繰り越した額と、当年度に繰り越された額の一致を必ず確認すべきである。

また、その他に、①ふるさと納税促進事業におけるパートナー企業が提供する商品への県負担額の公平性の問題（P22）、②SDGsパートナー登録制度の手続き簡素化の問題（P53）、③鳥取スタイルPPA導入推進事業において、県有施設が率先して再生可能エネルギーを導入し、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、環境イニシアティブプランで目標とする県内需要電力における再生可能エネルギー割合60%を達成するといいいながら、現状の電気料金単価との比較だけで断念したことの如何（P77）、④令和4年6月にスタートした「大山入山協力金制度」の運営組織の規約の問題（P92）などにも是正の検討が望まれるところであり、意見を付言した。

なお、これ以外にも、今回の監査テーマの中にある「空き家対策推進事業」や「買物安心確保事業」、「地域交通体系鳥取モデル構築事業」、「鳥獣保護管理事業」などについて、監査状況を取りまとめるとともに、必要な意見を付言した。

おって、一部に重要業績評価指標（以下、「KPI」という。）についても意見を付言したが、目標となり得る目標値の設定や、目標達成後の新たな指標づくりも大切と思われる。

（参考：「これ以外」の主な意見）

○ 「空き家対策事業」（P43）

市町村が中心となっていく空き家・空き店舗利用活用マッチングを、県のKPIとしているが、県の事業と直接性のある指標を選択する方が望ましい。

○ 「鳥獣保護管理事業」（P100）

ニホンジカの計画的捕獲による適切な個体数管理について、現在の捕獲ベースでは今後とも増加傾向に歯止めはかからない。 など

最後に、今般監査の実施に当たって、関係各課には大変ご協力をいただいた。円滑な監査ができたことに厚く感謝を申し上げる。

第4章 監査の結果（個別）

第1 政策戦略本部税務課

1 ふるさと納税促進事業

(1) 事業の概要

鳥取県へのふるさと納税制度による寄附を幅広く呼びかけるとともに、鳥取県の魅力を県外の方にPRする。

以下の取組を強化し、寄附の増加を図っていく。

○ 返礼品の新規開拓

関係部局と連携しながら、県内製造業、農林水産業、サービス業の動向とトピック（新規開業・出店情報、新商品・人気商品・コンクール等受賞情報等）の情報を収集・分析し、個別の目標件数を設定した上で計画的に、新規返礼品の提案と返礼品事業者の新規開拓に取り組む。

○ 情報発信の強化

県特産品のPRなど関係部局の広報イベント活動と連携しながら鳥取県のふるさと納税の情報発信に取り組むとともに、新たにポータルサイトを追加して全国的な露出を広め、新規の寄附者を獲得する。

(2) 事業の内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
1	ふるさと納税返礼品購入費 寄附者に対してパートナー企業の協力を得て特産品等の返礼品を送付する。	144,045
2	ふるさと納税受付事務等 (1)ふるさと納税受付等業を委託して実施する（受付業務委託についてはR5～R7債務負担行為を設定済。）。 (2)自治体と寄附ニーズのある企業をつなぐ民間の企業版ふるさと納税マッチング支援プラットフォームを活用する。	78,532
3	その他事務経費 制度周知活動等に係る経費	11,341
合計		233,918

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 －決算額
ふるさと納税促進事業	233,918	▲2,046	125,147	106,725

(4) 監査結果

県は、ふるさと納税制度を有効に活用し、鳥取県の魅力を県外の方にPRするための情報発信に努めており、令和5年度において、県全体のふるさと納税受入額は7,160百万円となり、過去最高となった。

【個人版ふるさと納税の寄附金額の推移(県全体)】

(単位：百万円)

	県全体	県	市町村
令和元年度	5,285	272	5,013
令和2年度	4,792	345	4,447
令和3年度	5,853	397	5,456
令和4年度	6,503	310	6,192
令和5年度	7,160	266	6,894

なお、県単独での寄附金額は令和3年度以降減少しているが、県の役割は市町村も含めた県全体の魅力をPRすることであり、また、県は他自治体の災害復旧・復興支援を用途とした寄附を必要に応じて実施することがあり、スポット的に寄附金額が増加することがあるため、県単独での寄附金額は当事業の評価指標とはならない。

一方で、人口減少社会において、ふるさと納税制度の活用による歳入の増加は、重要な財源であり、県には引き続き鳥取県の魅力を県外の方にPRするための情報発信に尽力いただきたい。

各種取組を監査した結果、次のとおりであった。

(ふるさと納税促進事業)

ア お礼の品の価格について【意見】〈概要版No.1〉

「令和5年度鳥取県ふるさと納税パートナー企業募集要項」の「4 対象となるお礼の品」によると、パートナー企業が提供する商品について一般の品の場合、お礼の品に対する県の負担額は、以下のように定められており、計算した金額を県がパートナー企業に支払う。

次のとおり県の負担額を決定する。ただし、鳥取県が特に認めた場合は個別に県負担額を定める場合がある。

ア 一般の品 お礼の品に係る県の負担額は、お礼の品の価格（消費税及び地方消費税並びに東京までの送料を含む）を1.2で除した額以下とする。（ただし、1,000円未満を切り捨てる）

※ 「県の負担額」は、寄附者へのお礼として、パートナー企業が寄附者へお礼の品をお送りすることに対し、その報償として県がパートナー企業へ定額をお

支払しているものであり、お礼の品として申請いただいた内容をもとに決定します。

※ 「県の負担額」決定後の当該年度中の送料及び原材料費の変動については、各企業様においてご負担ください。なお、原材料費の変動等により決定した県負担額での提供が難しい場合等は、変動後の商品価格等であらためて申請いただくことも可能です。その場合は速やかに「10 申込・問合せ先」へご連絡ください。

※ お礼の品を伴う寄附金額は1万円以上とし、「県負担額」をもとに1万円単位で鳥取県が決定いたします。

また、当該県の負担額を0.3で除し、1万円未満を切り上げた金額を寄附金額としている。

例えば、お礼の品の価格が、税込11,000円、送料が2,000円だった場合、県の負担額及び寄附金額は以下のとおりである。

- ・ 県の負担額（千円未満切捨て）： $(11,000 + 2,000) \div 1.2 = 10,833 \rightarrow 10,000$ 円
- ・ 寄附金額（1万円未満切り上げ）： $10,000 \text{円} \div 0.3 = 33,333.33 \rightarrow 40,000$ 円

ここで、お礼の品の価格を1.2で除す主旨は、県外の方へ、鳥取県ふるさと納税受付サイトや県が作成・配布するふるさと納税PRパンフレット等を通して、企業名、商品名等をPRできるため、パートナー企業にもメリットがあることから、お礼の品の価格の一部をパートナー企業に負担してもらうということである。

お礼の品の価格については、募集要項には特段の定めはないため、パートナー企業が「鳥取県ふるさと納税パートナー企業申込書」により申請した金額が採用される。

ここで、お礼の品の一覧を入手し、お礼の品の価格をサンプルでパートナー企業の自社ホームページ・パンフレット等で調べたところ、自社ホームページ・パンフレット等で販売されている金額よりも高い金額でお礼の品の価格として県に申請している例が散見された。下表は、お礼の品の価格を1.2で除したとしても、自社ホームページ・パンフレット等での販売価格を超えていた例である。

【お礼の品の価格が高く設定されていた例】

パートナー企業	商品	価格差
A社	A-1商品	+700円
B社	B-1商品	+7,250円
B社	B-2商品	+9,140円
B社	B-3商品	+10,700円
C社	C-1商品	+4,800円
C社	C-2商品	+5,000円
C社	C-3商品	+4,100円

お礼の品の価格の定義は募集要項で定められておらず、金額を高く申請すれば、その分、寄附金の設定額も高くなり、寄附者が少なくなる可能性があることから、お礼の品の価格の設定は企業の戦略とも考えられる。

一方で、以下のような問題点が考えられる。

- ① 1.2 で除す主旨は、PRを含んでいるため、一部はパートナー企業が負担すべきという考えに基づくが、その主旨を無効化している。すなわち、特段の理由なく割増していいのであれば、1.2 で割る必要がない。
- ② パートナー企業間で不公平が生じる。すなわち、募集要項には「お礼の品の価格」に定義がないため、通常の設定価格しか選択肢がないと考えているパートナー企業もいる可能性があり、情報の非対称性という点で不公平である。

したがって、通常の商品のような定価がある品の場合は、定価をお礼の品の価格を基本とすることが望ましい。また、定価としない場合には、その理由を確認することが望ましい。

ただし、お礼の品は、生鮮食品や宿泊、体験などのように金額が常に変動するような品もあり一律にお礼の品の価格の定義を定めることは難しいと考えられる。

そこで、例えば、以下の方法などにより改善することが考えられる。

- ・ 「鳥取県ふるさと納税パートナー企業申込書」に、お礼の品の申請金額と定価との間に乖離がある場合には、その理由を記載する欄を設ける。
- ・ 自社ホームページやパンフレット等で売価がわかるものがあれば申請時に要求する。
- ・ 「お礼の品の価格」の定義を明確化(定価でなくてもいい旨を記載。ただし、これは1.2 で割る主旨に反する)。

第2 輝く鳥取創造本部人口減少社会対策課

1 (新) とっとりビジネス人材移住拡大事業

(1) 事業の概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、東京一極集中によるリスクが顕在化するとともに、デジタル技術を活用して「働く場所」を選ばないテレワーク勤務など新たな働き方や価値観の変化が生まれ、豊かな自然環境の中で住み、働くことができる地方の豊かさが再認識されつつある。

ポストコロナ時代に向けて、官民連携の移住支援体制の構築を行うとともに首都圏からの子育て世代を中心にビジネス人材の移住を支援し、本県への移住定住の促進、関係人口の拡大を図る。

(2) 事業の内容

(単位：千円)

区分	内容	補助率等	予算額
1	とっとりビジネス人材移住支援金 ○東京 23 区在住者、又は東京 23 区の企業に就業する首都圏住者で5年以上経過した者が県内企業に就職した場合等に移住支援金を支給。 〈支援内容〉 世帯：100 万円、単身：60 万円 【拡充】子どもを伴った移住の場合、子ども1人当たり100 万円を加算。 〈移住支援金補助要件〉 ・東京 23 区在住者、又は東京 23 区の企業に就業する首都圏在住者で5年以上経過した者 ・次のいずれかの就業形態や地域との関わりにより移住した者 ①県が運営する求人紹介サイト掲載企業への就職等 ②地方移住テレワーカー(転職を伴わない移住) ③市町村が認めた関係人口であった者	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	61,500
2	移住支援にかかるマッチングサイト運営費 ○移住支援にかかるマッチングサイト運営費(委託料) ※とっとりビジネス人材移住支援金の補助要件①の交付対象になるためには、「とっとりビジネス人材・求人紹介サイト」を経由した求人への就職に限られている。		12,518
3	「とっとりビジネス人材等住促進官民連携協議会(仮称)」事業 ○ビジネス人材等の移住・受入れに向け、県内経済界、県、市町村等と連携した協議会を設置し、受入れ先企業の開拓、支援を行うとともに、PR等を行う。 〈具体的な主な取組〉 ・経済界、県、市町村との連携協議会の設置(500 千円) ・ビジネス人材の受入れに向けたPR・求人拡大支援(2,500 千円) ・その他マッチングサイト登録促進に向けた、登		3,000

	録利便性向上に向けた運用改善を実施		
合計			77,018

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 －決算額
(新) とっとりビジネス人材 移住拡大事業	77,018	▲22,950	33,593	20,475

(4) 監査結果

鳥取県の人口は減少傾向が続いている中であって、県は人口の減少傾向に歯止めをかけるため、各種取組を展開しており、その一つとして、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した本県への移住定住の促進に取り組んでいる。

これは、人口減少化の中にあって、専門的・技術的人材の不足を補うことを目的とし、東京 23 区在住者等を県内企業への就職を促し、これに伴う本県への移住定住の促進を図るものであり、そのインセンティブとして移住支援金を支給するものである。

令和 5 年度予算については、これに伴う予算措置として 61,500 千円が計上されているが、予算執行額としては 21,075 千円 (執行割合 34.3%) に留まっており、移住世帯実績は、25 世帯 (前年度 16 世帯、前々年度 7 世帯) となっている。

また、この補助金の交付要件の一つに、「各県が移住支援金の対象として運営する求人紹介サイト (以下「移住支援金求人サイト」という。)」に掲載されている求人であることとあるが、この「移住支援金求人サイト」への掲載法人数の増加や利活用のしやすさも課題となっている。

各種取組を監査した結果、次のとおりであった。

((新) とっとりビジネス人材移住拡大事業)

ア 「移住支援金求人サイト」の運営について【意見】〈概要版No.2〉

移住支援金求人サイトは、民間事業者への業務委託により運営されており、これに対する令和 5 年度の業務委託費 12,518 千円が予算執行されている。

しかしながら、1 年間に同サイトに掲載された求人数は 43 社 115 件 (そのうち移住支援金対象外の求人が ▲1 社 ▲22 件) であり、差引移住支援金対象の求人数は 42 社 93 件に留まっている。

また、求人数が少ない理由としては、制度の周知 (理解) 不足とともに、企業にとっては、ハローワークに出す一般の求人票とともに、「移住支援金求人サイト」へも求人票を提出しなければならず、事務が煩雑であることが考えられる。

これについては、年度途中から、ハローワークへ一般求人票を提出した企業で、移住支援金対象となる求人については、ハローワークが求人票提出の支援を行うなど企業側の利便に努めているところであるが、求人数等の改善には至っていない。

加えて、令和6年度には抜本的な改善を図るため、「移住支援金求人サイト」のシステム改修に取組み、同年10月から稼働しているところであるが、この改修期間中（令和6年4月～9月）には旧システムは停止しており、県ホームページ等から、当該求人が掲載されているファイル（エクセル）に誘導（代替措置）していたが、その間、従来からの利活用度の低さも相まって特段の不便はなく、そもそも「移住支援金求人サイト」がどれほど有用なのか疑問が持たれるところである。

一方で、「移住支援金求人サイト」は、国が示す、移住支援金を受給するための必須要件であり必要不可欠とのことであるが、このサイトの設置に係る費用は国・県折半で負担することから、県側の負担は大きいところである。

また、「移住支援金求人サイト」には、移住支援金対象外の求人も含まれているが、その理由としては、当該サイトの目的が、「ビジネス経験や技能、専門性を有する人材を求めるものであり、移住支援金対象の求人に限定したものではなく、企業側から求めがあれば応じる」とのことである。

しかしながら、移住支援金対象外で掲載されているものは、一部企業（1社22件）からのアルバイト等の掲載のみであり、その点についても余り機能していないように思われる。

については、県内企業が利用しやすい、かつ、魅力のある「移住支援金求人サイト」とすべきであり、利活用側双方の声を拾いながら利便性の向上を図られるとともに、移住支援金対象外の掲載についても掲載基準を明瞭に示し、「移住支援金求人サイト」の充実を図られるよう期待する。

2 「ふるさと来 LOVE とっとり」若者県内就職強化事業

(1) 事業の概要

コロナ禍では生活様式や学生生活が変化し、地方暮らしの魅力が再認識されてきた。一方、学生等の県外流出や企業の人手不足等に対処することはポストコロナ時代においても喫緊の課題であり、産学官金労言で連携し、県内外の学生及びその保護者等へ就職支援情報や鳥取暮らしの魅力発信を強化するとともに、対面やオンラインを組み合わせた交流会等を通じ、学生をはじめ県内に就職した若手社員たちと本県とのつながり、また、彼ら自身の横の繋がりを強化し、若者定着及びUターンを推進する。

(2) 事業の内容

① スマートフォンアプリ「とりふる」を軸としたオンライン型就職支援事業

(単位：千円)

区分	内容	予算額
1	「とりふる」を活用した情報発信 「とりふる」を活用したふるさと情報や就活支援情報等の発信及び学生等の登録促進を行うとともに、利用に応じて特典ポイントを付与する。また、「とりふる」を若者定着に向けたプラットフォームとして若者に訴求・「つながる」コンテンツを充実させ、新たな若者就職に結びつけるための改修を行う。	1,245
2	とっとり就活応援団事業 県内企業の若手社会人を「とっとり就活サポーター」に委嘱し、同年代の先輩から学生へ県内で働く魅力を直接PRする就活交流会を実施する。	1,000
3	学生グループによるオンラインコミュニティ形成支援 コロナ禍において孤立感が高まっている学生の不安解消及びコミュニティ形成支援のため、県内外の大学生等と県内社会人等によるオンライン学生交流会を開催する。	800
4	就職コーディネーターの配置 就職コーディネーターの人件費、活動費(4名分) ・学生等県内就職強化本部担当(鳥取1名) ・大学連携担当(鳥取・関西本部・東京本部 各1名)	24,563
合計		37,608

② 県内高校生等への県内就職魅力発信

(単立：千円)

区分	内容	予算額
1	高校生を対象とした県内企業の魅力発信 普通科系高校の高校生に対し県内で働く魅力を伝えるため、企業見学及び企業経営者・若手社員等による講座を実施する。	1,000
2	教員を対象とした産業(企業)見学会 中・高校生に対し、教員等を通じ県で働く力を伝えるため、教員及び保護者等を対象とした県内企業見学会を実施する。	200
合計		1,200

③ マスメディアと共同した若者転出防止に向けたPR

(単立：千円)

区分	内容	予算額
STOP!若者流出プロジェクト「若者定着プロジェクト」連携事業	マスメディアと共同した情報発信「若者定着プロジェクト」を連携実施する。	600

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初予算額	補正予算額等	決算額	予算額一決算額
「ふるさと来LOVEとっとり」若者県内就職強化事業	39,408	—	33,015	6,393

(4) 監査結果

人口の減少傾向に歯止めをかけるための取組として、若者の県内就職強化及び県内外の学生等に向けた就職情報等の発信の強化に取り組んでいる。

事業の実施は、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構に業務委託しているが、実績報告書実施状況や収支決算書等を見る限り、特段の問題は把握されなかった。

また、学生等への情報発信ツールであるスマートフォンアプリ「とりふる」の登録数は、次のとおり順調に増加していると思われるが、今後、各コンテンツの有効性等を十分に分析・評価された上、更なる利活用の促進が図られるよう期待する。

【「とりふる」の登録数の推移】 (単位：者)

区分	登録者数	増加数
R 2年度末	11,518	(発足年)
R 3年度末	16,412	4,894
R 4年度末	18,594	2,182
R 5年度末	20,609	2,015

※ 県内高校生等へ登録強化の取組を行っており、年2千人程度の純増

3 「ふるさと来 LOVE とっとり」関係人口創出事業

(1) 事業の概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、デジタル技術を活用した「働く場所」を選ばないテレワーク勤務など新たな働き方や価値観の変化が生まれ、豊かな自然環境の中で住み、働くことができる地方の豊かさが再認識されており、東京一極集中の是正に向けた動きが加速している。

ポストコロナ時代にむけて、「とっとりとの関わりしろ」の更なる拡大を図るため、多様なワーケーションの促進や副業・兼業のマッチング支援の強化を図るとともに、企業と連携したテレワークや副業・兼業などによる「転職なき移住」を促進し、新たな関係人口創出、ポストコロナに向けた移住定住の拡大を図る。

(2) 事業の内容

(ア) 子ども・子育て世代の呼び込み

(単位：千円)

区分	内容	補助率等	予算額
ファミリーワーケーション全県拡大事業	民間主体のプログラムを支援することにより、ファミリーワーケーションの受入を全県に拡大する。 ＜鳥取県ファミリーワーケーションプログラム造成事業費補助金＞ ※県内の企業・団体におけるファミリーワーケーションプログラムの造成・実施を支援する。	1/2 上限 300	1,500
	＜プログラム造成の伴走支援＞		1,113

	※委託料		
	<オンラインセミナーの開催>		549
	※報償費 (120 千円)、委託料 (429 千円)		
合計			3,162

(イ) 新たな働き方の推進

(単位:千円)

区分	内容	補助率等	予算額
1	「転職なき移住」等移住支援事業補助金 企業と連携した「兼業・副業・転職なき移住」などの「新たな働き方」による都市部から本県への移住に係る経費(転居費・リモート通信経費等)を支援する。	1/2 上限 300	4,500
2	とっとり副業兼業プロジェクト「鳥取県で週1副社長」 【プロフェッショナル人材戦略拠点委託事業】 副業・兼業を希望する都市部ビジネス人材を県内に誘致するため、WEBサイトでの求人募集を行う。 ※プロフェッショナル人材戦略拠点の運営経費は、とっとりプロフェッショナル人材確保事業(県立鳥取ハローワーク)で計上		14,520
3	鳥取副業・兼業サミットの開催 【プロフェッショナル人材戦略拠点委託事業】 県内での副業を考える都市部ビジネス人材に向けて、トークショー方式でオンラインセミナーを開催する。		4,356
合計			23,376

(3) 予算額及び決算額

(単位:千円)

事業名	当初予算額	補正予算額等	決算額	予算額-決算額
「ふるさと来LOVE とっとり」関係人口創出事業	39,648	▲6,633	29,268	3,747

(4) 監査結果

人口の減少傾向に歯止めをかけるための取組として、地域と多様に関わる「関係人口」の創出にも取り組んでおり、関係人口の人々が地域づくりの担い手となることが期待されている。

関係人口創出の取組としては、ファミリーワーケーションの拡大や、転職なき移住支援、副業兼業の受け皿の推進など新たな働き方の推進にも取り組んでいる。

特に、副業兼業プロジェクトについては、全国的にも顕著な実績を上げているとしている。

各種取組を監査した結果、次のとおりであった。

(とっとり副業兼業プロジェクト「鳥取県で週1副社長」事業)

ア 業務委託料の確定手続きにおける検査不足【指摘】〈概要版No.3〉

当該事業は、県からA社に対し業務委託が行われており、令和5年4月1日付けで契約締結、その後同年7月20日に一部事業を追加した上で、61,050千円に変更契約が締結されている。

契約条項によれば、業務完了後に実績報告書を提出させ、これに基づく検査を全て行った結果、合格と認められた場合は、委託料上限額と実支出額とのいずれか低い額をもって委託料の額を確定し、これを受けて、概算払を受けた委託料に不用額が生じる場合は、その不用額を返納させるとしている。

これについて、担当課においては、内容を検査した結果、「適正に事務処理が行われていると認められる」として、60,956千円を確定額として、不用額として94,330千円の返納処理を行っている。

については、「予実管理表(予算と各月の実績を管理したもの)」など関係書類を監査したところ、決算額等は下表(【委託料使途の内訳】)のとおり、当該予算額及び決算額には、委託費に係る経費として必要経費が細部にわたり計上されているにもかかわらず、更に、経費額合計に、形式的に「一般管理費10%」が一律に加算されている。

また、下表の(注)書きにもあるとおり、別途、事務所費及び事務費も県が負担しているところであり、更に「一般管理費10%」(計上金額5,038千円(消費税込みで5,541千円))を加算する理由は、見当たらなかった。

また、担当課が行った完了検査では、下表にある「拠点運営費・体制強化・活動費」及び「個別事業費」については、証拠書類等からのその適否の検証が行われているものの、「一般管理費率10%の適否」については、形式的にチェックされているのみで内容等について何ら検証は行われていない。

【委託料使途の内訳】

(単位：千円)

項目	予算額	決算額
1 拠点運営・体制強化・活動費		
① 人件費(報酬)	18,900	15,699
② 〃(共済費)	3,091	2,481
③ 事務費(旅費)	2,549	2,093
④ 〃(賃貸料)	120	110
⑤ 〃(リース料)	660	1,505
⑥ 〃(通信費)	360	679
⑦ 〃(事務用品等)	541	3,803
⑧ 〃(雑費)	240	16

⑨ 計 (①～⑧)	26,460	26,387
2 個別事業費		
⑩ 各種事業費計	23,994	23,442
⑪ 共通費 (旅費・雑費等)	0	548
⑫ 計 (⑩～⑪)	23,994	23,990
3 合計		
⑬ 経費計 (⑨+⑫)	50,455	50,377
⑭ 一般管理費 (⑬×10%)	5,045	5,038
⑮ 消費税 ((⑬+⑭)×10%)	5,550	5,541
⑯ 合計 (⑬～⑮)	61,050	60,956

(※縦計は、端数処理の関係で符合しない。)

(注) 事務所は県立ハローワーク内に設置され、これに係る事務所費(事務所使用料、光熱水費)及び事務費(協議会開催、国・全国事務局・関係機関との連絡調整、関係資料等)は県立鳥取ハローワーク予算で執行されている。

これについて担当課からは、①当該事業が開始された平成27年度においては、当該事業は内閣府から県に委託され、県は別団体に再委託を行っていた。その際、既に直接事業費の10%に相当する一般管理費を設定した業務委託契約を締結しており、当該契約ではその内訳を特定していなかった。②その後、A社が事業委託先となり、令和4～5年度も同様に設定して業務委託契約を締結している。③契約に定める委託料の額の確定の際には、直接事業費に関しては証拠書類等を確認しているが、一般管理費の内訳については確認していない。④一般管理費10%の根拠は不明だが、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル」(後述に参考添付)によると一般管理费率10%を用いており、率としては妥当なものと考えている旨の経緯等の説明があった。

については、一般的には、「一般管理费率」を用いることはあり得ると思われるが、一般管理费率は合理的な根拠に基づき妥当なものである必要がある。参考添付している「委託事業事務処理マニュアル(令和3年1月経済産業省大臣官房会計課刷成)」にも「一般管理費」とは、「事業を行うために必要な経費であって、その事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費」をいい、具体的には、事業を行うために必要な家賃、光熱水料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具等の汎用品等に要する経費のうち当該委託事業に要した経費として抽出・特定が困難なものとの例示があるとおり、また、受託単価に一般管理費等が含まれている場合は、相当する額を一般管理費として重複計上しないこと、一般管理费率は、10%もしくは、損益計算書等から算出された率のいずれか低い率とする旨の記載があるが、今回の監査においても同様と考える。

よって、実績報告後における検査においては、従前の例に捉われることなく、

「一般管理費率」の適否を適正に検討されるべきと考える（契約条項は次のとおり）。

（当該業務委託契約書における別添仕様書【抜粋】）

7 委託料の使途及び経理処理

本業務の委託料は、業務従事者の人件費、旅費、研修費、車両・駐車場・事務用備品等の賃借料、通信費、消耗品費、その他業務の実施に必要と認められる経費に使用することができる（後略）。

8 委託料の支払、実績報告及び額の確定

（前略）

（4）委託料の額の確定

委託料の額の確定額は、鳥取県が前記（2）の実績報告書に基づく検査を全て行い、本業務を合格と認めるときは、委託費の額を確定する。

また、担当部署においては、当該法人の販売費及び一般管理費等に係る関係資料の提出を求めていることから、今回の監査では、一般管理費率の適否を検討することはできなかったが、契約条項には、「受託者は、業務の実施に当たっては、専用口座を設けて本業務の経理を他の業務の経理と区分し、その経理内容を明らかにしておくとともに、帳簿、証拠書類等を常時整備し、事業年度終了後5年間保存しなければならない。」との義務付けがなされていることから、再検査を実施された上で、その結果に応じて必要な措置を講じられるべきと考える。

【出典：令和3年1月 委託事務処理マニュアル（経済産業省大臣官房会計課）抜粋】

1 2. 一般管理費に関する経理処理

< 基本的な考え方 >

事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費をいいます。

具体的には、事業を行うために必要な家賃、光熱水料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具等の汎用品等に要する経費のうち当該事業に要した経費として抽出・特定が困難なもの（抽出可能なものは「その他諸経費」に計上。ただし当該事業において計上可能な場合に限る。）が考えられます。

< 経理処理の実施方法 >

- ▶ 一般管理費の積算については、以下の計算方法により算出します。

$$\text{一般管理費} = \text{直接経費} (\text{Ⅰ. 人件費} + \text{Ⅱ. 事業費}) \times \text{一般管理費率}$$

※直接経費には、「Ⅲ. 再委託・外注費」は含まない。

- ▶ 一般管理費率は、委託契約締結時（契約変更の承認を行った場合は、その当該変更後の率）の率とします。
- ▶ 受託単価に一般管理費等が含まれている場合は、相当する額を一般管理費として重複計上しないこととします。
- ▶ 一般管理費率は、10%もしくは、以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とします。ただし、特殊要因等がある場合は、協議のうえ一般管理費率を決定します。
- ▶ 前記にかかわらず、入札公告等において別途指定する大規模事業の場合は、8%もしくは、以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とします。ただし、特殊要因等がある場合は、都度協議のうえ一般管理費率を決定します。

【特殊要因の具体例】

- ・業種特有の理由により、当該業種において相対的に一般管理費率が10%よりも高い場合
- ・一事業者における一般管理費率が過去複数年にわたり10%よりも高い場合（3か年を一つの目安とする。）

【企業における計算式】

$$\text{一般管理費率} = (\text{『販売費及び一般管理費』} - \text{『販売費』}) \div \text{『売上原価』} \times 100$$

損益計算書から『売上原価』『販売費及び一般管理費』を抽出し計算をおこなう。

(とっとり副業兼業プロジェクト「鳥取県で週1副社長」事業)

イ 県指導担当課からの適切な事務指導【意見】〈概要版No.4〉

上記アについては、事業担当課は従前の例として、「一般管理費」は10%であるとの認識(思い込み)があったところであるが、別途、今回監査対象であった別の委託事業費の決算状況を確認したところ、①全ての経費を個別に抽出計上(一般管理費率を使用していない)しているもの、②一部の経費を個別に抽出計上した上に、更に「一般管理費10%」を上乗せしているもの、③細部にわたり経費を個別に抽出計上した上に、更に「一般管理費10%」を上乗せしているもの(上記ア「指摘」)など区々であった。

これについては、業務内容・業種、委託先等によって委託額の積算方法は自ずと異なるものと思われるが、「一般管理費率」の考え方が、事業担当課に十分に理解されているかどうか懸念されるところであるので、基本的な考え方等について周知徹底を図られる必要があると思われる。

(とっとり副業兼業プロジェクト「鳥取県で週1副社長」事業)

ウ 全県下への利活用の波及【意見】〈概要版No.5〉

副業兼業プロジェクトの利活用状況等は、下表のとおり、一定の受入人員及びマッチング率であるが、一方で、県内地域別の利活用状況を見ると、地域間格差(西部が低調)が目立つところである。

今後、全県下への利用・浸透を図っていくことが期待される。

○ 県内企業×週1複社長の活用状況 (単位: 者、%)

区分	応募者数	受入企業	受入人員			終了	マッチング率	
			継続	新規	計		④/①	⑤/①
	①	②	③	④	⑤	⑥	④/①	⑤/①
R 1	1,396	14	0	25	25	25	1.7%	1.8%
R 2	1,239	60	0	93	93	93	7.5%	7.5%
R 3	3,062	124	0	220	220	173	7.2%	7.2%
R 4	2,782	162	47	218	265	150	9.5%	7.8%
R 5	3,615	183	115	135	250	83	6.9%	3.7%

○ 地域別受入れ実績企業数 (令和6年2月末まで)

地域	区分	構成割合(%)
東部	175	63.4%
中部	36	13.0%
西部	65	23.6%
県合計	276	100.0%

第3 輝く鳥取創造本部中山間・地域振興課

1 (拡充) がんばる地域支援事業

(1) 事業の概要

住民が将来にわたり地域で安心して暮らせるよう、暮らしを守る仕組み(小さな拠点)づくりを進める広域的な地域運営組織等を支援するとともに、地域の課題解決型の取組や地域の担い手の確保・育成につなげる取組、暮らしを守る仕組みづくりへのステップアップにつながるような地域主体での取組を支援する。

(2) 事業の内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
1	暮らしを守る仕組み(小さな拠点)づくり促進事業費補助金 複数の集落で構成される地域において、日常生活に必要な機能・サービスを維持するとともに、多様な主体と連携した地域住民の自主的・主体的な取組による、暮らしを守る仕組みづくりを促進する。 ・広域的な地域運営組織の設置・運営、小さな拠点づくりに係る計画策定や試行・実施に要する経費 ・小さな拠点づくりの活動に次世代リーダーとして従事する担い手に係る経費	5,500
2	みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金 地域課題解決に向けた取組、地域の担い手の確保・育成につなげる取組、暮らしを守る仕組み(小さな拠点)づくりへのステップアップにつながる取組を支援する。 ・住民の生活支援や集落等の課題解決に新たに取り組むための初期活動経費 ・住民等による地域づくりの活動や、地域資源の利活用、小さな拠点づくりへのステップアップにつながる取組等に必要経費 ・遊休施設(空き校舎、空き店舗、空き倉庫等)を活用して、総合的に地域活性化に取り組むために必要経費 ・生活条件不利な中山間地域課題に対し、地域内の共助による日常生活の安心確保の体制づくりに必要経費 ・地域が必要とする生業を引継ぐ人材受入に必要経費	27,900
3	若者定住等による集落活性化総合対策事業費補助金 小規模高齢化集落等の将来を担う新たな人材となる移住者を確保するとともに、地域が一体となって取り組む集落再生、地域活性化に向けた取組を支援する。	—
4	中山間地域買物支援事業費補助金 中山間地域において、食料・日用品の供給や移動販売時に行う高齢者等の見守り活動に対し助成する。 ・移動販売、宅配サービス、空き店舗等を活用した小売りなどの事業実施に必要な経費 ・食料品等の移動販売車の運営に必要な経費(原則3年間を限度) ・移動販売事業者へ高齢者等の見守りを委託・補助する市町の経費	20,231
5	まちなか暮らし総合支援事業費補助金 各市のまちなかにおいて、まちなか過疎対策や高齢者等の地域住民が安心して暮らせるための地域コミュニティの活性化等の取組を支援する。 ・計画策定、講師招聘、事例調査、実証実験などの取組	16,000

		に必要な経費 ・空き家等を活用し、新たな担い手として期待される若い世代のまちなか定住に必要な経費 ・コミュニティビジネスの起業や地域で策定された計画等に基づくコミュニティ活性化の取組に必要な経費 ・店舗の不足する地域で空き店舗を活用した小売りや移動販売等、食料・日用品を供給する取組に必要な経費 ・地域の遊休施設(空き店舗等)を活用し、地域住民のまちなかコミュニティの活性化に係る取組に必要な経費	
6	中山間地域見守り活動支援事業	中山間地域等で事業活動を行っている事業者、市町村及び県との間において、高齢者等の見守り活動を行うための協定を締結し、住民の日常生活の異常を早期発見する体制を整備する。	—
7	地域活性化活動支援事業	鳥取県と連携協定を締結した県外大学が行う調査研究で、県が設定するテーマに沿った県内の地域づくりや地域活性化に資するものに対し助成する。	900
合計			70,531

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 －決算額
(拡充) がんばる地域支援事業	70,531	▲20,000	47,927	2,603

(4) 監査結果

当事業は、中山間地域や各市のまちなかなど各コミュニティを支援する目的で実施されており、市町村や、県民の意見を聴取しながら、様々な補助メニューを設けてきた。

しかしながら、補助実績が低い事業もあり、県は、この理由は補助メニューの複雑性にあると考え、令和6年度からは、抜本的な見直しを行い、より柔軟なニーズに対応できるような補助金メニューに変更している。

各種取組を監査した結果、次のとおりであった。

(中山間地域買物支援事業費補助事業)

ア 間接補助における添付書類の確認【意見】(概要版No.6)

中山間地域買物支援事業費補助金は、買い物支援事業と買い物福祉サービス支援事業があり、買い物支援事業として移動販売車等導入支援と移動販売車運営費助成がある。また、移動販売車の対象地域が市町村を跨ぎ広域的に行われる場合は、県が事業者へ直接補助を行い、個別の市町村内で完結する場合は、市町村が事業者へ直接補助を行い、県が市町村へ補助金を交付する間接補助となる。

交付要綱には、事業者は完了時に実績報告を提出することになっており、実績報告時には、添付書類として以下の書類を求めている。

- ・ 事業実績の詳細が把握できる事業費内訳書、巡回地図及び写真、領収書の写し、パンフレット（計画申請時と異なる場合）等
- ・ 車両運行に係る日時、場所等を記載した帳簿の写し（移動販売車等導入支援事業を除く）
- ・ 買物福祉サービス事業の場合は集落ごとの巡回対象者数及び巡回実施者数（月別の実数及び延べ数）

上記は、直接補助と間接補助の両方を対象としており、間接補助の場合であっても事業者から各添付書類を県が徴求する内容となっている。

そのため、県は、間接補助の場合であっても、膨大にある日々のガソリン代の領収書に至るまで、事業者が市町村に提出した添付書類をすべて入手し、改めてすべての領収書の写し等の各添付書類と突合している。

しかし、間接補助の場合、事業者が作成した実績報告書の妥当性を、補助事業者である市町村の確認でもって足りるのであれば、県は必要な部分に限って確認をすれば足りるものと思われ、事務の効率化にも繋がるものと思われる。

なお、当補助事業については、令和6年度において間接補助は買物環境確保推進交付金で支援することとし、直接補助と交付要綱を分けており、当該問題はすでに解決済である。

（中山間地域買物支援事業費補助事業）

イ 付与ポイントの控除について【意見】〈概要版No.7〉

中山間地域買物支援事業費補助金の移動販売車運営費助成において、事業者が使用した燃料費に対して補助率を乗じて補助金を支給している。

このとき、事業者が燃料費をクレジットカードで決済した際にポイントが付与されていたが、補助金の支給において、当該付与ポイントを控除して補助対象経費を算定していた。

ここで、付与ポイントを補助対象経費とするかどうかについては、いくつか論点がある。

まず、付与ポイントを控除しないという考え方について整理する。

一つ目は、ポイントの二重控除についてである。すなわち、経費の支払い時に事業者がポイントを使用した場合には、値引きに相当するため、ポイント控除後の金額で補助対象経費を算定することとなる。このため、ポイントを付与段階で控除すると、二重でポイント分を控除することとなる。

二つ目は、県へ提出義務のある領収書等にポイントが記載される場合は、県がポイントを識別できても、提出義務のないクレジットカードの明細にしか記載さ

れないようなポイントは、識別することはできない。このため、ポイントの種類や提出書類によって、識別できるポイントとできないポイントがあり、一律の対応が困難である。

三つ目は、ポイントはカード会社がカード利用者に提供するサービスであり、どのサービスを利用して決済するかは、事業者の個人の判断によるものである。また、補助金は必要な経費に対して交付されるのであり、付与ポイントを控除すると、同様の経費であるにもかかわらず、決済方法で補助金額が変わってしまうことになる。

一方で、付与ポイントを控除するという考え方について整理する。県の補助金によって支払った経費に対して個人にポイントが付与されると、それを個人的に使用する可能性がある。しかし、補助金は公金であり、補助対象となる事業の実施に公益上の必要を認めて、特定の者に対し公金を支出する性質のものであるから、補助金は補助対象事業にのみ使用されるべきとも考えられる。

このため、他の地方自治体の事例では、付与ポイントを控除しない場合も、付与ポイントを控除する場合もいずれも見受けられる。

しかしながら、県においては、ポイントの取扱いについて、交付要綱や鳥取県補助金等交付規則で定められていないため、補助事業によっては、本件のように付与ポイントを控除しているものもあれば、控除していない事業も散見された。

規則等で定められていなければ、場合によっては、同様の補助事業であっても年度や担当者によって取扱いが変わってしまうおそれもあり、補助対象者が不利益を被るおそれがある。

したがって、県は、各補助事業の交付要綱や鳥取県補助金等交付規則等において、ポイントの取扱いを定め、全補助事業で同様の取扱いとすることが望ましい。

(みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金事業)

ウ 実績のない事業【意見】〈概要版No.8〉

鳥取県では、住民が将来にわたり地域で安心して暮らせるよう、暮らしを守る仕組み(小さな拠点)づくりなどに取り組む団体に対し支援を行っており、関係市町村と連携を図り、下表のとおり、補助対象事業への相談、計画、そして実行に取り組んでいる。

なお、補助実績が低い事業もあり、県は、この理由は補助メニューの複雑性にあると考え、令和6年度からは、抜本的な見直しを行い、より柔軟なニーズに対応できるような補助金メニューに変更している。今後とも、地域の実情に寄り添った地域課題の解消に取り組まれることが期待される。

なお、下表のうち「継業支援事業」については、令和2年度～令和5年度の間、計画等は全く確認できなかったが、現在、県が取組の推進を強化している「中山間

地域の持続に向けた事業承継推進事業」とも問題の所在は同じと思われることから、所掌される部署とも十分な連携を図られ実効性を伴って行く必要があるものと思われる。

【がんばる地域支援事業の取組実績一覧】（単位：千円、件、%）

(区分)		予算	実績			進捗率	
		予算額	計画数	実行数	決算額	件数	決算
		①	②	③	④	(③/②)	(④/①)
暮らしを守る 仕組みづくり 促進事業費 補助金	取組促進		1	1	1,000	100.0	
	担い手育成		3	1	1,250	33.3	
	小計	5,500	4	2	2,250	50.0	40.9
みんなで取り 組む将来に向 けた活力促進 事業費補助 金	スタート支援		12	1	100	11.0	
	将来に向けた取 組支援		6	3	6,617	50.0	
	地域遊休施設等 活用支援		2	1	5,000	50.0	
	安全・安心活動 支援		2	2	784	100.0	
	継業支援事業		0	0	0	—	
小計	27,900	22	7	12,501	31.8	44.8	
若者定住等による集落活性化総 合対策事業費補助金		0	0	0	0	—	—
中山間地域 買物支援事 業費補助金	移動販売車等導 入支援		3	3	8,368	100.0	
	移動販売車運営 費助成		8	8	1,167	100.0	
	買い物福祉サー ビス支援事業		5	5	12,976	100.0	
	小計	20,231	16	16	22,511	100.0	111.3
まちなか暮ら し総合支援 事業費補助 金	スタートアップ		1	1	65	100.0	
	まちなか居住促 進		1	0	0	0.0	
	まちなかコミュ ニティ活性化		1	0	0	0.0	
	買い物弱者対策		2	0	0	0.0	
	まちなか遊休施 設活用		1	1	10,000	100.0	
小計	16,000	6	2	10,065	33.3	62.9	
地域活性化活動支援事業		900	2	2	600	100.0	66.7
合計		70,531	50	29	47,927	58.0	68.0

【継業支援事業】（実施要領抜粋）

ア なりわい継業支援：地域が必要とするなりわいを引き継ぐ人材（継業人材、第三者承継も含む。）を受け入れるために必要な経費（a 施設整備等経費、b 賃借料、c 研修等経費）を間接補助する。

イ お試し継業支援：これに係る交通費、宿泊費を直接補助する。

【戦略的事業承継推進モデル構築事業】（令和5年度当初予算額 31,494千円）

（事業目的・概要）後継者不在率の高い中山間地域の事業承継促進モデルの構築や後継者不在事業者の情報をオープンにした起業希望者とのマッチングの取組による第三者承継の支援等、それぞれの事業者の状況に応じた支援を行うとともに、事業承継の促進やインボイス制度導入といった中山間地域の事業者の諸課題に対応した事業者支援の強化を図る（出典：令和5年度予算説明書／商工労働部企業支援課）。

2 空き家対策推進事業

（1）事業の概要

年々深刻化する空き家問題を改善するため、市町村を通じた所有者等への支援や、まちづくり団体等の育成、空き家(中古住宅)の不安解消や魅力向上に資する取組、県民に対する意識啓発や機運醸成等、空き家の「除却」「利活用促進」「発生抑制・老朽化抑制」の各段階から空き家対策を総合的に進める。

（2）事業の内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
1 空き家除却等 支援事業	①法令に基づく指導等を受けた老朽危険空き家を除却するための経費を補助する市町村に対し経費を支援 また市町村が代執行により老朽危険空き家の除却を行う場合、その経費を支援 【拡充】 倒壊により人的被害が生じる、又は著しく衛生上有害となるおそれがある除却支援を追加 ②大規模火災により焼損した建築物の解体・撤去等経費を補助する市町村に対し経費を支援 ③市町村若しくは空き家所有者が公共(地域活性化)に資する目的で跡地を利用するために空き家を除却する経費を支援 ④まちづくりを促進する目的で市町村が設定する地域における空き家解体等の補助に要する経費を支援 ⑤空き家除却時の残置動産撤去等に要する経費及び代執行に関連する法務手続等に要する経費を支援 ⑥市町村が空き家の実態調査、地図情報等のデータベース化等に取り組む経費を支援 ⑦市町村が実態調査に基づき、空き家の再生・除却・除却後の跡地の再利用に取り組む経費を支援	43,100
2 空き家の魅力 普及促進事業	①不動産事業の専門家団体等が取り組むリノベーション物件の魅力訴求や空き家の購入意欲醸成に資する一斉見学会等に要する経費を支援 【拡充】 リノベーション事例を1件以上含めばリフォーム事例も可とする。 ②教育研究機関、業界団体等が主催する空き家利活用に資するアイデアコンペ等の開催に要する経費を支援	5,800

		<p>③空き家を改修し利活用している好事例を発掘し、広く県民への周知を図るための「空き家利活用コンテスト」を開催 【拡充】優秀事例を紹介する動画を制作し配信を行う。</p> <p>④【新規】不動産事業の専門家団体等が実施する空き家を改修(リノベーション)等した物件の周知に要する経費を支援</p> <p>⑤【新規】空き家の利活用に取り組む団体等が実施する啓発活動等の動画配信に要する経費を支援</p>	
3	空き家利活用団体支援事業	<p>①空き家の所有者や利活用希望者の困りごとの解決や専門家派遣等により地域で空き家の利活用を担う団体や市町村への協力活動等に取り組む「とっとり空き家利活用推進協議会」の活動経費を支援</p> <p>②市町村と連携し空き家利活用に取り組む団体等の活動を支援</p>	4,900
4	空き家利活用流通促進事業	老朽化等で一般に流通しづらい空き家や地域活性化に資する古民家空き家の利活用に係る経費、空き家の売買時等に実施が推奨されている既存住宅建物状況調査に要する費用を支援	15,600
5	地域の空き家を活用したまちづくり推進事業	地域で活動する「まちづくり団体」等による地域の空き家の利活用を資する取組に必要な経費を支援	400
6	空き家化抑制推進事業	<p>①高齢者世帯等が居住する居宅が将来空き家とならないよう所有者自身や家族に対し将来の居宅の処置や利活用の検討を促し、意向の明確化や空き家バンク等への事前登録等につなげる取組を空き家問題に熱心に取り組む地域の団体と連携し実施</p> <p>②空き家発生予防に資する意向確認手法の検証を実施</p> <p>③空き家の発生抑制等の啓発を進めるための配布物等を制作</p> <p>【拡充】高齢者世帯等向けツールとして県版「住み継ぎノート」を制作</p>	1,300
合計			71,100

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 - 決算額
空き家対策推進事業	71,100	17,000	74,315	翌年繰越 1,499 12,285

(4) 監査結果

県内では人口減少等に伴い、市町村の空き家件数が増加している。県が市町村に対して実施した空き家数、特定空家等数のアンケート調査結果によると、下表のとおり、年々空き家件数が増加している。

【市町村の空き家件数、特定空家等数について】 (単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
空き家等件数	10,430	10,595	10,599	10,769	11,177
うち、特定空き家等件数	857	867	771	789	786

※一部市町村では把握できていないものもあり、全数ではない。

県は、市町村に対する後方支援として、各種の空き家対策に取り組んでいるが、空き家を放置することは、倒壊、ねずみ・害虫・悪臭などの衛生面での問題、不法侵入や景観の悪化など様々なリスクがあり、県民の生活に大きく影響があることから、県の引き続きの空き家対策に期待がされる。

各種取組を監査した結果、次のとおりであった。

(空き家等活用計画支援事業)

ア K P I の設定について【意見】〈概要版No.9〉

第2期鳥取県総合戦略「鳥取県令和新時代創生戦略」において、「空き家・空き店舗利活用のための年間マッチング件数」を令和6年度に200件を目指すとしていた。

しかし、空き家・空き店舗利活用のマッチングは不動産事業者もしくは市町村が実施する事業である。不動産事業者が積極的に仲介事業を行わない中山間地域においては、市町村が運営する空き家バンクが「利活用できる空き家の調査」「所有者への働きかけ～空き家を流通に載せる“掘り起こし”」「利活用希望者への物件のマッチング」を実施している。

県に、「鳥取県令和新時代創生戦略」でK P Iとして掲げている理由を確認したところ、「移住者など利用希望者への利用可能な空き家の情報提供を充実」をテーマに掲げているが、その目的は“移住者等により多くの物件をマッチングすること”にあることから、市町村の取組を通じた「空き家・空き店舗利活用のための年間マッチング件数」を成果指標としている。」とのことだった。

しかし、K P Iは、事業との直接性のある効果を表す指標であることが重要である。このため、市町村が中心となって行う空き家・空き店舗利活用のマッチングを、県がK P Iとして掲げるのは適していないことから、今後のK P I設定においては県の事業との直接性のある指標を選択することが望ましい。

ただし、空き家対策は基礎自治体が主体的に取り組むものであるため、県が実施する空き家対策に関連する施策は多くが市町村を通じた間接補助事業（市町村に対する支援事業）となることから、空き家対策は県として目標設定が難しい事業分野と考えられる。

県と基礎自治体との役割等を踏まえ、県が直接的に行う事業を前提としたK P

Iとするならば、「県が取り組む啓発支援イベントの開催数」といった内容や、「空き家対策計画を策定した市町村数」といった内容が妥当と考えられる。

3 買物安心確保事業

(1) 事業の概要

地域における買物拠点の閉店により地域の持続可能性が失われることが危惧される中、市町村の買物環境確保に向けた取組に対して支援を行う「買物環境確保推進交付金」について、地域主体によるスーパーの誘致・運営や移手段の確保など、今後の各地域の状況を踏まえた動きに対応するため、県交付金を増額し、地域の買物環境の維持・確保を図る。

(2) 事業の内容

(単位：千円)

区分	内容	補助率等	予算額
買物環境確保推進交付金	<p>市町村が住民ニーズや店舗を取り巻く状況等を踏まえた店舗ごとの「買物環境確保計画」を策定。</p> <p>県は報告を受けて市町村が計画に基づいて実施する事業に対して支援を行う。</p> <p><支援メニュー例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗整備・改修・設備の整備 ・移動販売等の支援、拡充 ・買物に伴う移動支援 ・担い手確保、支え合いへの支援 ・買物代行等支援 ・買物をする機運の醸成支援等 <p>【補助対象】 市町村(事業実施主体：市町村、事業者等)</p>	<p>○市町村負担額の1/2</p> <p>○1市町村につき20,000</p> <p>また、次の事業を実施する場合は、上記金額に下記金額を加算</p> <p>【1店舗につき】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地、建物の取得10,000 ・店舗整備・改修、設備の整備15,000 	200,000

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初予算額	補正予算額等	決算額	予算額－決算額
買物安心確保事業	—	200,000	74,004	125,996

(4) 監査結果

鳥取県下のJA系スーパー等20店舗(東部9店舗、中部7店舗、西部4店舗)が令和5年度中に一斉閉店するとの突然の報道を受けて、中山間地域で暮らす人々をはじめ多くの県民の生活が脅かされたところであるが、鳥取県においては、この問題に対応するため、令和5年4月に「買物環境確保推進課」を新たに設置し、県と市町の役割を明確にし、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うとともに、令和5年

6月補正予算で本事業「買物環境確保推進交付金」を創設（6月補正予算額1億円、11月補正予算（増額）1億円の予算額計2億円）し、市町村が買物環境確保計画に基づいて行う事業に対して、市町村負担金の1/2を補助率とした財政支援を実施している。

なお、取組の類型と閉店J A系20店舗の動向等は下表のとおりである。

【対応の類型】

区分		手法	閉店J A系店舗の動向
I	買物ができる場所の提供	店舗設置	継続7店舗
		移動販売	4地域
II	移動手段の提供	共助交通・公共交通	3地域
		買物バス	1地域
III	商品を届ける	買物代行	1地域
		オンライン注文	1地域

【閉店J A系20店舗の動向等】（令和6年3月末現在）

状況区分	店舗数	構成比（%）
承継	7店舗	35%
承継交渉中	4店舗	20%
承継予定無	6店舗	30%
その他	3店舗	15%
合計	20店舗	100%

監査においては、当該事業は市町の補助金額に対する補助率1/2による財政支援であり、特段の問題は把握されなかった。

なお、買物環境は、地域に生活する県民の重要な生活基盤であることから、引き続き地域の実情に沿った必要な支援が必要であるとともに、特に中山間地域の厳しい実情等に鑑みると、県が示される多様な類型を含め地域の実情に寄り添った手段によって、地域毎の対応を加速される必要があると思われる。

第4 輝く鳥取創造本部協働参画課

1 持続可能な地域づくり団体支援事業（ギフ鳥）

(1) 事業の概要

県内のNPOや市民団体など（以下「地域づくり団体」という。）が、自らの活動の社会的意義や成果などを広報し、支援者から資金を調達できる仕組みを創り、地域づくり団体の体制基盤強化を図ることで、持続可能な地域づくりに繋げる。

(2) 事業の内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額																					
持続可能な地域づくり団体支援寄附金	地域づくり団体の支援者から個別の団体を指定して、ふるさと納税の方法により寄附していただいた額の4/5を当該団体に交付する。	43,210																					
※ 地域づくり団体の活動規模等に応じて、2つのタイプを用意する。																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>【タイプ1】 協賛型ふるさと納税タイプ</th> <th>【タイプ2】 ガバメントクラウドファンディングタイプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定する団体</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着して活動する団体 ・活動・団体規模が小さい団体 ・既存の寄附基盤がない又は乏しい団体 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県全域や県外など広範囲で活動する団体 ・活動・団体規模が大きい団体 ・既存の寄附基盤が一定程度ある団体 </td> </tr> <tr> <td>対象となる事業</td> <td colspan="2">地域づくり団体が取り組む公益的で、県民の便益につながる特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）に掲げる20分野又は社会貢献を行う事業</td> </tr> <tr> <td>対象となる団体</td> <td colspan="2">NPO法に掲げる20分野の活動(※)又は社会貢献活動を行う非営利団体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50団体を想定</td> <td>10団体を想定</td> </tr> <tr> <td>一団体あたりの目標金額</td> <td>設定金額なし</td> <td>設定金額1,000千円以上</td> </tr> <tr> <td>返礼品</td> <td>なし (対価性のないお礼状、事業報告書等を返戻品とする。)</td> <td>あり (対価性のある返礼品を活用可能)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	【タイプ1】 協賛型ふるさと納税タイプ	【タイプ2】 ガバメントクラウドファンディングタイプ	想定する団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着して活動する団体 ・活動・団体規模が小さい団体 ・既存の寄附基盤がない又は乏しい団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・県全域や県外など広範囲で活動する団体 ・活動・団体規模が大きい団体 ・既存の寄附基盤が一定程度ある団体 	対象となる事業	地域づくり団体が取り組む公益的で、県民の便益につながる特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）に掲げる20分野又は社会貢献を行う事業		対象となる団体	NPO法に掲げる20分野の活動(※)又は社会貢献活動を行う非営利団体			50団体を想定	10団体を想定	一団体あたりの目標金額	設定金額なし	設定金額1,000千円以上	返礼品	なし (対価性のないお礼状、事業報告書等を返戻品とする。)	あり (対価性のある返礼品を活用可能)	
区分	【タイプ1】 協賛型ふるさと納税タイプ	【タイプ2】 ガバメントクラウドファンディングタイプ																					
想定する団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着して活動する団体 ・活動・団体規模が小さい団体 ・既存の寄附基盤がない又は乏しい団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・県全域や県外など広範囲で活動する団体 ・活動・団体規模が大きい団体 ・既存の寄附基盤が一定程度ある団体 																					
対象となる事業	地域づくり団体が取り組む公益的で、県民の便益につながる特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）に掲げる20分野又は社会貢献を行う事業																						
対象となる団体	NPO法に掲げる20分野の活動(※)又は社会貢献活動を行う非営利団体																						
	50団体を想定	10団体を想定																					
一団体あたりの目標金額	設定金額なし	設定金額1,000千円以上																					
返礼品	なし (対価性のないお礼状、事業報告書等を返戻品とする。)	あり (対価性のある返礼品を活用可能)																					
※ NPO法に掲げる20分野の活動(抜粋) 保健・医療・福祉、まちづくりの推進、観光の振興、農山漁村又は中山間地域の振興、学術・文化・芸術・スポーツの振興、環境の保全、子どもの健全育成 など																							
2	地域づくり団体の発信力向上研修	地域づくり団体が寄附金を集めるための広報手法や体制づくりについて学ぶ研修会を開催する(年3回)。	438																				
3	地域づくり団体の活動の広報	新規の寄附者を増やすため、地域づくり団体の活動等を紹介する広報を行う。	1,000																				
合計		44,648																					

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 －決算額
持続可能な地域づくり団体 支援事業（ギフ鳥）	44,648	▲20,111	11,849	12,688

(4) 監査結果

ふるさと納税の仕組みを活用して、NPOや市民団体など地域づくり団体が寄附金を募ることができる仕組みが当該事業である。令和5年度現在では42団体がギフ鳥を利用して寄附金を募っている。

このほか、県は地域づくり団体への研修会を行ったり、広報を行ったりしており、寄附金総額は令和4年度が7,283千円だったが、令和5年度には9,518千円と増加し、着実に実績を増やしてきている。

各種取組を監査した結果、次のとおりであった。

(持続可能な地域づくり団体支援事業（ギフ鳥）)

ア 寄附金の繰越について【指摘】〈概要版No.10〉

交付要綱によると、寄附金の使途の要件は以下のように定められている。

(寄附金の使途の要件)

第4条 寄附金の使途は、次のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 公益的な事業及びそれに伴う必要な経費であること。
- (2) 法別表に掲げる活動その他社会貢献を行う活動に必要な経費であること。
- (3) 県民の便益につながる事業に必要な経費であること。
- (4) 構成員のみを対象とする事業への経費でないこと。
- (5) 宗教的、政治的な活動のための経費でないこと。
- (6) 第5条第2項に規定する登録を受けた日以降に要した経費であること。

また、寄附金交付の取消しが生じる場合として、以下のように定められている。

(寄附金交付の取消し等)

第11条 県は、次の各号に掲げる場合には、寄附金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(中略)

(2) 寄附対象団体が、寄附金を不正その他不適当な使途に使用した場合

(後略)

したがって、寄附金は目的外の使用ができないように、交付要綱で制限されている。

寄附対象団体（以下、団体という。）は、県から交付を受けた寄附金について、

年度内に必ず使用しないといけない訳ではなく、使用しきれない場合や、翌年度以降の特定の事業のために充当する場合などは、翌年度以降に繰り越して使用することができる。

寄附金交付要綱に基づき、寄附金の交付を受けた団体は、毎年度3月31日現在で交付された寄附金のうち、その年度における活動実績について、寄附金活用収支決算書を県に提出しなければならない。このとき、繰り越した寄附金があった場合には、当該寄附金活用収支決算書にて、繰越額を示す必要がある。

ここで、令和4年度と令和5年度の団体からの寄附金活用収支決算書を閲覧したところ、令和4年度に寄附金の交付を受け、使用せずに令和5年度に繰り越した団体のうち、1団体について、令和4年度の寄附金活用収支決算書で令和5年度に繰り越した寄附金額と、令和5年度の寄附金活用収支決算書で令和4年度から繰り越されてきた寄附金額が一致していなかった。

繰り越した額と、繰り越された額が一致しない場合、寄附金が目的外の事業に使用されるおそれがある。

このため、県は各年度の寄附金活用収支計算書を比較し、前年度に繰り越した額と、当年度に繰り越された額の一致を必ず確認すべきである。

なお、県は、寄附金の使途等に関し、必要があると認めるときは、団体に対して寄附金の使途等について報告を求め、または実地に調査している。調査対象団体は、金額基準や無作為抽出などの方法により選択されており、県は毎年度、寄附対象団体の3分の1程度を検査している。

ここで、上述の繰越額が一致していなかった1団体については、令和5年度及び令和6年度において、県が実地検査を行っており、寄附金が目的外の事業に使用されていないことを確かめており、令和5年度寄附金活用収支決算書についても正しい内容に訂正して対応済である。

(持続可能な地域づくり団体支援事業(ギフ鳥))

イ 寄附対象団体の登録の解除について【意見】〈概要版No.11〉

交付要綱により、団体は、寄附対象団体の登録を辞退しようとするときは、県に寄附対象団体辞退届を提出することで辞退することができる。また、寄附対象団体としての登録は年度を越えて有効であり、翌年度に登録を希望しない場合も、辞退届を提出することで登録が解除となる。

このとき、登録の辞退があった際に、寄附金の未使用額がある場合、辞退後に寄附金が目的外の事業に使用されるおそれがある。

そのため、寄附金の未使用額がある状態で、団体が登録を辞退する場合には、寄附金を全額使用するまで、寄附金活用収支決算書等を提出させるように交付要綱に定め、寄附金の使途について追跡できる体制を構築することが望ましい。

2 とっとり県民活動活性化センター事業

(1) 事業の概要

県民の社会参画機会の拡充と持続可能な地域社会づくりを目指し、公益財団法人とっとり県民活動活性化センターを通じて、ボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動を総合的に支援するとともに、NPO、行政、企業、大学、自治組織など多様な主体との連携・協働を行うことにより、地域課題の解決を図る。

(2) 事業の内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額												
1	<p>多くの共感・信頼を得て、多様な県民参画を促し課題解決や新たな価値創造を行う団体を育成するため、専門家による支援や必要なセミナーの開催等により、団体の組織・基盤の強化を図る。</p> <p>また、センターの取組の広報・情報発信を行うとともに、団体からの相談や活動の伴走支援を行い、地域課題解決に繋げる。</p>	6,660												
2	<p>ネットワークを活用した持続可能な地域づくり支援事業</p> <p>NPO等の活動を多くの人々や地域で支える仕組み、将来地域を支える若者の地域活動への参画機会の創出、様々な主体の連携や世代間交流などのネットワークを活用し、持続可能な地域づくりのための新たな取組の提案など、地域づくり活動の支援を行う。</p> <p>※社会人・若者ボランティア(プロボノ)推進事業、夏の体験ボランティア(高校生)など</p>	1,851												
	<p>地域課題解決等に取り組む団体活動促進支援事業</p> <p>地域課題解決に向けたNPO等の活動を多くの方が支えていく仕組み(地域の資金・人材がNPO等の活動を支え、その結果、地域課題解決という形で循環して返ってくる仕組み)を推進するとともに、NPO等が更に活動を進化させていくための支援を行う。</p> <p>※寄附文化普及事業、とっとり県民活動活性化センター補助金など</p>	2,786												
<p><とっとり県民活動活性化センター補助金> (単位：千円)</p>														
3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>補助率等</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【新規】地域づくり活動改善支援補助金</td> <td>県内のNPOや地域づくり団体等が、地域のために取り組む活動を改善・向上させる案件(分野を跨いだ活動や社会実験的かつ挑戦的な取組等)の経費を補助する。</td> <td>10/10 上限 300</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>控除対象特定非営利活動法人指定支援補助金</td> <td>鳥取県NPO法人条例個別指定制度に基づく指定を受けようとするNPO法人が司法書士等へ相談等する際の経費を補助する。</td> <td>10/10 上限 150</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	補助率等	予算額	【新規】地域づくり活動改善支援補助金	県内のNPOや地域づくり団体等が、地域のために取り組む活動を改善・向上させる案件(分野を跨いだ活動や社会実験的かつ挑戦的な取組等)の経費を補助する。	10/10 上限 300	1,500	控除対象特定非営利活動法人指定支援補助金	鳥取県NPO法人条例個別指定制度に基づく指定を受けようとするNPO法人が司法書士等へ相談等する際の経費を補助する。	10/10 上限 150	300	
	区分	内容	補助率等	予算額										
	【新規】地域づくり活動改善支援補助金	県内のNPOや地域づくり団体等が、地域のために取り組む活動を改善・向上させる案件(分野を跨いだ活動や社会実験的かつ挑戦的な取組等)の経費を補助する。	10/10 上限 300	1,500										
控除対象特定非営利活動法人指定支援補助金	鳥取県NPO法人条例個別指定制度に基づく指定を受けようとするNPO法人が司法書士等へ相談等する際の経費を補助する。	10/10 上限 150	300											
職員人件費・管理費														
4	<p>※センター機能を向上させるため、業務共有ソフトの導入などDX化に係る経費を含む</p>	51,636												
合計		62,933												

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 －決算額
とっとり県民活動活性化センター事業	62,933	－	60,436	2,497

(4) 監査結果

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター(以下「活性化センター」という。)は、ボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動を総合的に支援するとともに、NPO、企業、行政、自治組織等、多様な主体による協働・連携を推進することにより、県民活動の活性化及び持続可能な活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に設立されている。

各種取組を監査した結果、次のとおりであった。

(とっとり県民活動活性化センター事業)

ア NPO法人に対するアンケートの回収が低調【意見】〈概要版No.12〉

活性化センターは、円滑な業務遂行に向けて、活性化センターの基幹事業の一環で、「NPO経営実態把握事業」として、NPO法人の情報を収集し、集計、分析を行い、県内のNPO法人の現状と課題を経営実態資料として取りまとめ、活性化センターの相談対応や伴走支援、事業の企画に活かすとしているが、その際行ったNPO法人へのアンケート調査の回収率は65/299(回収率21.7%)と低調であり、アンケートの回収率から見れば十分に実態把握が出来たとは言い難いように思われる。

活性化センターが、NPO等と協働・連携し、円滑に県民活動の活性化や活力ある地域社会づくりを推し進めるためには、これら基礎的データは必要不可欠な情報と思われることから、今後、アンケート調査を行う際には、NPO法人側への理解・協力が得られる環境醸成とアンケートの実施内容・回収方法などの見直しも必要ではないかと思われる。

3 SDGs 推進事業

(1) 事業の概要

2015年9月の国連サミットで採択された「SDGs (持続可能な開発目標)」の達成に向けた、持続可能な地域社会づくりのため、官民連携ネットワークによるSDGsの普及啓発を行うとともに、子どもたちを含む県民や企業の実践拡大を図る。

(2) 事業の内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
1 オール鳥取県 でのSDG s 推進事業	①官民連携ネットワークの運営 行政、企業、団体、NPOをはじめとした多様な主体による連携・協働のための官民連携組織を運営する（事務局：県）	1,000
	②とっとりSDG s パートナー制度の運営 SDG s への積極的に取り組む団体等の活動を「見える化」し、横展開を促すための登録制度を運営する。	1,840
	③鳥取県SDG s 推進・温室効果ガス削減戦略本部の運営 SDG s の推進や喫緊の課題となっている温室効果ガス削減に向けて、全庁を挙げて取り組む。	—
	小計	2,840
2 SDG s 普及 啓発事業	①とっとりSDG s ポータルサイトの運営 動画やSNSによる認証企業及びパートナー企業等の取組紹介、とっとりSDG s 若者ネットワークをはじめとする各種ネットワークの活動等を掲載するウェブページの保守・管理。	627
	②「とっとりSDG s 伝道師」制度の運営 SDG s 普及啓発の核となる人財をSDG s の伝道師として任命し、県内各地でのSDG s の理念の普及や事例紹介等を行う担い手となってもらう。	1,870
	③「とっとりSDG s 子ども伝道師」制度の運営 学校でSDG s を学んだ学級を「子ども伝道師」に任命し、学校単位での子どもの自律的かつ主体的なSDG s の普及啓発や実践拡大を図る。	1,000
	④「とっとりSDG s 子どもアンバサダー」事業 「とっとりSDG s 子ども伝道師」を対象に、オンラインを活用し発展途上国の子どもや若者達と交流し、豊かな自然など共通するテーマでの課題や解決策・アイデアを互いに共有することで、SDG s の本質を知り、自身の環境を見つめ直す機会を未来を担う子ども達に提供する	2,000
	小計	5,497
合計		8,337

(注) SDG s : 持続可能な開発目標

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 －決算額
SDG s 推進事業	8,337	▲930	4,080	3,327

(4) 監査結果

人口最少・経済最小の鳥取県においては持続可能な地域社会を実現するためのリ

ソースに限りがあるとして、SDGsの普及啓発に力を入れ、最大の地域資源である「人の活躍」に焦点を当て、その活躍を最大限に引き出す、持続可能な地域社会づくりに取り組んでいる。

各種取組を監査した結果、次のとおりであった。

(SDGs推進事業)

ア 新たな目標設定について【意見】〈概要版No.13〉

SDGs推進に当たっては、SDGsに取り組む個人又は団体等に「とっとりSDGsパートナー」登録、参画してもらい、SDGsの認知度向上と取組の見える化を進めるとして、令和2年度に「SDGsパートナーへの登録目標」を、令和6年度末までに「500件」との目標を掲げ、下表のとおり登録件数は増加しており、目標を掲げた翌年(令和3年度末)には、ほぼ目標値(500件)に迫る461件を達成している。

しかしながら、その後、特に新たな目標等は示されず、結果として登録数(※)の伸びは鈍化している。本来であれば、令和5年度に向けて、新たな目標を示し、より効果的な取組を行うべきだったと思われる。

また、担当部署は、当初の「新時代・SDGs推進課」から、「協働参画課」へ組織再編が進み、取組内容も「認知度向上」から、「事業者間の情報共有・発展」へ進展してきており、目標も分かりにくくなってきている。

担当課からは、県ポータルサイトを通じた事業者の有効取組の拡大に向けたマッチング件数(10件/年)を目標に取り組んでいる旨の説明があったが、これらを新たな目標とするならば、広く共有し意識付けを行っていくことが必要ではないかと思われる。

【取組推移等】

(単位：件)

年度	パートナー登録数	増加件数	担当部署
R2 目標設定	R6 末：500 件		新時代・SDGs推進課
R2 年度末	174	174	同上
R3 年度末	461	287	同上
R4 年度末	557	※ 96	R5/7～県民参画協働課
R5 年度末	593	※ 36	R6/4～協働参画課

(SDGs推進事業)

イ 「パートナー証」の発行費用【意見】〈概要版No.14〉

県は、活性化センターに、「とっとりSDGsパートナー制度事業」の業務委託を行っている。

これに係る令和5年度の新規登録数は、下表のとおり「36件」であり、この登録

に係る事務量は、担当課からの聞き取りによると、次のとおり、1件当たり概ね5～7時間を要している。

- ① 企業からの申請に係る事前相談：1時間程度
- ② 企業からの申請、申請内容の確認：2～4時間程度
- ③ 県担当者と「活性化センター」でのダブルチェック及びパートナー証の発送：2時間程度

※ 以上、1件当たりの所要事務量は、5～7時間程度

また、業務委託費から見た「1件当たりの委託費」を見ると、下表のとおり発行件数の減少から、事務効率の悪化が顕在化している（当該委託業務には、パートナー登録事務の他、チラシの作成等も含まれるが、委託費全額を発行件数で除して、便宜的に1件当たりの委託費を算出。）。

については、SDGs推進の取組内容の進展に合わせ、これに応じた事務の見直し、効率化を図っていく必要があると思われる。

【パートナー登録証の発行事務効率一覧表】

	年度末登録件数	発行件数	業務委託費	1件当たりの委託費
	①	②	③	④ (③/②)
R2年度	174	174	871千円	5,005円
R3年度	461	287	880千円	3,066円
R4年度	557	96	1,327千円	13,822円
R5年度	593	36	1,069千円	29,694円

※なお、③業務委託費にはパートナー証発行事務以外の業務も含まれているため、実際の1件当たりの委託費は④と同等ではない。

(SDGs推進事業)

〈概要版No.15〉

ウ 「SDGsパートナー登録」に係る事務手続きの簡素化等【意見】

SDGsパートナー登録についての登録事務は、活性化センターに事務委託（令和5年度（決算額）：1,069千円）しているところであるが、パートナー登録数の減少に伴って、上記イのとおり、事務処理効率が低下している。

SDGs推進の取組内容は、「認知度向上」から、「事業者間の情報共有・発展」へ進展してきており、県民のSDGsに対する認識も一定程度の深まったものと思われるところ、現在のように厳格な手続きまで求める必要があるのか疑問が生じる。

例えば、各地で見られる「交通安全の無事故・無違反チャレンジ宣言」のような自己宣言的な垣根を低くした「SDGsパートナー登録」の推進であれば、より裾野の拡大が期待されるし、また、事実上、企業・団体からしか申込みがない

現状から見れば、県商工労働部が推進する「とっとりSDGs企業認証制度」の枠組みの中に「何がしかの枠組み」を新たに設けて一体的運用にすれば事務の効率化が期待されるところである。事業取組の進展に伴って事務処理の見直し、簡素化も必要と思われる。

(SDGs推進事業)

エ とっとりSDGs伝道師講師派遣に係る報償費について【意見】〈概要版No.16〉

県はSDGs普及のため、普及啓発の核となる「とっとりSDGs伝道師」に13名(令和6年1月18日現在)を任命し、①SDGs推進のための個人、企業、団体等に対して自主的にSDGsの普及啓発を行うとともに、②県内企業等が実施する研修会等に講師として派遣している。

これに係る報償費及び旅費を支給するとして、1時間当たり6千円で2時間まで(上限12,000円)とし県が負担しているが、うち2名については、同人(又は所属する会社)からの要請として、講師単価としては通常では高額と思われる5万円/60分~90分とし、県基準(6千円/時間)で不足する部分は研修主催団体に負担させている。

については、SDGs伝道師の役割は、同実施要綱によれば、「県内でSDGsの理念の普及や事例紹介等を行う」ことであり、SDGs伝道師個々の熟度に違いはあると思われるものの、報償費の格差が大きすぎるとと思われる。

伝道師派遣制度は県の制度であり、派遣される伝道師は県から任命された者である。また、その使命はSDGsの普及であることを鑑みると、報償費の額も格差はそれほどまでには無いように思われ、その違いは合理的かつ妥当なものである必要があると思われる。

おって、報償費とともに支給される旅費は、実費弁償的なものと考えられるが、主催者側から多分な謝金を受け取っている場合まで、支払う必要はないように思われる。

4 とっとりSDGsパートナーシップ加速化事業

(1) 事業の概要

令和2年度以降、SDGsの普及啓発、実践拡大の土台となる各種取組を推進することにより、民間調査機関が実施した「地域別SDGs評価」で3年連続都道府県1位になるなど、SDGsの理念と実践は着実に本県に根付きつつある。令和4年度にはSDGs未来都市にも選定され、地域におけるSDGs達成に向けて、これまでに構築した土台を強化・発展させるとともに、SDGsの達成に不可欠となるパートナーシップによる取組を更に加速させる。

(2) 事業の内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
1 とっとりSDG s シーズン 2023	○3年目となる鳥取県発の普及啓発・実践強化期間「とっとりSDG s シーズン」をオンラインイベントとリアルハイブリッド型で開催する。	3,000
2 とっとりSDG s ビジネスアワード事業	○SDG s の達成に向けて、県内でSDG s 推進のモデルとなる優れた取組を行う企業を表彰するため「とっとりSDG s ビジネスアワード」を実施する。 <表彰例> 【鳥取県知事賞(最優秀賞)】 SDG s 推進の代表的なモデルとなる、きわめて顕著な功績があったと認められる企業 【SDG s パートナシップモデル賞(特別賞)】 SDG s 推進のモデルとして、ロールモデルとなり得るパートナーシップの取組を行ったと認められる企業	1,860
合計		4,860

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 ー決算額
とっとりSDG s パートナシップ加速化事業	4,860	930	5,271	519

(4) 監査結果

SDG s 普及・実践強化期間「とっとりSDG s シーズン 2023」を令和5年10月から12月の期間に開催し、10月にはオープニングイベントを行っている。

各種取組を監査した結果、次のとおりであった。

(とっとりSDG s パートナシップ加速化事業)

ア オープニングイベント運営業務に係る契約手続等【指摘】〈概要版No.17〉

- ① オープニングイベント関連業務として予算額 3,000 千円が確保され、その業者決定は、本来、入札等公正な手続きにより行われなければならないが、イベントの細目の決定が遅れ、入札手続きには時間を要するとの判断から、下表のとおり、一連の業務を「A：会場設営等業務（以下「A業務」という。）」、「B：情報発信業務（以下「B業務」という。）」、「C：企画運営業務（以下「C業務」という。）」の3つに分けて、それぞれが100万円以下の契約金額として、県契約事務処理要領による随意契約（1号随契、要件100万円以下）で契約締結している（一般的には、一括で契約した方が経済的かつ合理的。）。

- ② また、県の契約事務処理要領では随意契約の場合にあっても、公平性や経済

性を確保するため複数見積書(50万円以上は3者以上)の徴取を求めているが、
「A業務」と「B業務」は同日の9月4日に3社で見積り合わせを行い業者決定しているものの、「C業務」については、その1週間程後の9月13日に、「イベントの円滑実施のため、「A事業」と同一業者とすることが望ましいとして見積り合わせを行わず業者決定をしている。

- ③ ついては、「C業務」の仕様書によると、その業務内容は「オープニングイベント当日の実施体制及びプログラムを含めた実施計画書の調整」とあることから、通常であれば、まずもって最初に行うべき業務と思われる、また、「A業務」の業務内容には、「資機材の調達から、会場の設営・撤去・資機材の管理及び操作、会場の警備まで細かく規定」されていることから、この段階においては、当該事業の全体像は既に確定していたものと推測され、9月4日に「A業務」、「B業務」と合わせて「C業務」の見積り合わせが行われなかった理由に乏しい。
- ④ 上記③に加えて、「A業務」の仕様書には、「イベント中資機材の管理及び映像・音響機材等の操作、イベント中の操作は、発注者(県)が別途調整するイベントの進行台本を基に行うこととし、詳細は発注者と調整を行うこと。」とある(別途「C業務」仕様書には、「別途発注者が指定する者」とあり記載ぶりが異なる。)

については、担当課からは、「A業務」と「B業務」の見積り合わせの際には、それぞれの仕様書のみしか提供していないとの説明であったが、その仕様書を見た見積り書提出者が、以後に「C業務」があると思った者と、県が直接行うものと思った者の違いがあれば、おのずと見積金額にも差がでると思料され、競争性、公平性及び経済性を害したおそれもおそれられない。

以上のことから、当該契約に当たっては、県契約事務処理要領に沿った手続きから逸脱し、契約手続きの透明性が確保されていないものと懸念される。

事業によっては不測の事態などによって十分な準備期間が確保できないこともあり得ると思われるが、契約の機会均等の基本原則に則った公正な手続きを取られるべきと考える。

【見積り合わせの状況】 (単位：千円)

区分	A業務	B業務	小計	C業務	合計
	会場設営等業務	情報発信業務		企画運営業務	
	9/4に3社見積り			9/13決定	
甲	990	770	1,760	990	2,750
乙	1,500	864	2,363		
丙	1,601	1,243	2,844		

・ 甲は決定業者

・ A業務とB業務は、3社見積りで甲に決定

- ・ C業務は、「A業務と同一業者が良い」として甲へ決定（見積り合せなし）
- ※A業務仕様書の読み方次第で、C業務の有無の判断に違いが生じる懸念

【A事業】

- 「オープニングイベント会場設営等業務」

※見積り合わせ3社の開札の結果決定

<仕様書抜粋>

- ・資機材の調達
- ・イベント資機材の調達
- ・会場の設営・撤去、資機材管理・操作
- ・会場の警備（配置時間は9～17時、イベントは11～15時）

※イベント中の映像・音響機材等の操作は、発注者（県）が別途調整するイベントの進行台本を基に行うこととし、詳細は発注者（県）と調整を行う。

【B事業】

- 「オープニングイベント情報発信業務」

※見積り合わせ3社の開札の結果決定

<仕様書抜粋>

- ・イベントチラシの作成・配布
- ・地域情報サイトによる情報配信
- ・SNSによる情報発信

【C事業】

- 「オープニングイベント企画運営業務」

※イベントの円滑実施のため、A事業と同一業者とした。

<仕様書抜粋>

- ・実施計画書調整（オープニングイベント当日の実施体制及びプログラムを含めた実施計画書の調整）
- ・会場運営（会場準備、司会及び進行並びにオンラインでの配信及び録画）

※・・・資機材の管理及び操作・・・警備については、・・・別途発注者が指定する者が行うことから、受注者は・・・連携して実施すること。

第5 輝く鳥取創造本部交通政策課

1 鳥取型M a a Sによる地域交通サービス化推進事業

(1) 事業の概要

新型コロナウイルスがもたらした生活スタイル・働き方の変化や超高齢化社会の到来への抜本的対策として、複数の交通機関や他分野が共創し、一体的なサービスとして提供するM a a S (※)を鳥取県内各地域の実情に応じた「鳥取型M a a S」として推進する。

これにより、地域住民への自家用車以外の移動の選択肢が生まれ、公共交通の収支率の改善はもとより、免許返納後の高齢者が外出し易い環境づくり等の超高齢化社会への対応や渋滞緩和、脱炭素、若者の車離れへの対応(若者定住)等の諸課題の解決やまちの周遊性向上による地域活性化に繋げる事を目指す。

(※) M a a S・・・Mobility as a Service の略で、複数の交通手段を統合し、1つの移動サービスとして検索から予約、支払いまで可能にし、交通の効率化を目指したサービス。

(2) 事業の内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
1	M a a Sセミナー開催 R 4年に立ち上げた鳥取県M a a Sエコシステム共創コンソーシアム(略称・T o M E C)」を中心に、M a a Sを推進するためのセミナーを開催する。	500
2	M a a S開発実証実験 J R、3セク鉄道、バス、タクシー等の交通モードを一体的に提供するサービスや、Q Rコード等の費用対効果の高い決済手段の実証実験をM a a S協議会に対して補助する(例：J R、3セク鉄道、バスなどを共通で乗車できる共通パス、A I オンデマンド等)。	7,000
3	M a a S構築に向けた基盤整備 ア 交通D X検討会の開催 データに基づく交通運営や費用対効果の高い機器整備について協議を行うため、地域交通専門家、交通事業者、行政等で組織する検討会を開催する。 イ 交通運営のデジタルシフト 国際標準バス動的データに対応したバスロケーションシステムへの切り替え等によりバス情報の標準化・オープンデータ化を行い、多くの検索サイトへ対応するなどしてM a a Sへの円滑なデータ提供を図る。	38,401
4	公共交通利用促進事業 公共交通利用促に関するセミナーの開催や公共交通の利用促進、キャンペーン(車窓風景のS N S投稿など)を実施するなど、鉄道を始めとした公共交通の利用促進を図る。	2,000
合計		47,901

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 －決算額
鳥取型M a a Sによる地域交通サービス化推進事業	47,901	7,937	52,062	3,775

(4) 監査結果

「M a a S構築に向けた基盤整備事業」(決算額 36,131 千円)を中心に監査を行った。

当該事業は、新たなバスロケーションシステムの導入により、路線バスの現在位置や遅延情報などを「経路検索サービス」にリアルタイムで情報掲載し、路線バスの利便性を向上するものである。

これについて、県内路線バス事業者に対しこれに係るシステム構築経費、車載端末導入経費を補助するものであるが、バスロケーションシステム等の導入については、県担当課も参画し、寒暖差など地域特性等を活かした業者選定が行われており、特段の問題点は把握されなかった。

2 (新) 鉄道等地域交通維持・活性化事業

(1) 事業の概要

J R西日本の線区別収支状況の公表を受け、令和4年7月に鳥取県東部地域の交通事業者の代表者、自治体の首長で構成する「鳥取県東部地域交通まちづくり活性化会議」を設置し、まちづくりと連動した公共交通のあり方について議論を開始した。令和5年1月には第2回会議を開催し、連携して観光列車を通じた交流人口の拡大・おもてなしなどを実施していくことについて合意した。

令和4年度の夏に観光列車「あめつち」やリバイバル急行「砂丘」の因美線運行が好評だったこと等も踏まえ、当該合意に基づき、観光列車の運行による新たな需要獲得による地域活性化を図る。

(2) 予算額及び決算額

(単位：千円)

区分	内容	予算額
鉄道の利用促進	J Rローカル線の更なる利用促進及び観光誘客・地域振興を図っていくため、観光列車の運行に伴うおもてなし及びラッピング列車等の導入。 ○山陰本線(鳥取～浜坂)や因美線(鳥取～智頭)を中心に走る列車へのラッピング列車等の導入。 ○「あめつち」等の運行に合わせた沿線の魅力を伝える停車駅や車内における特別なおもてなし。	23,000

(3) 事業の内容

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 －決算額
(新) 鉄道等地域交通維持・ 活性化事業	23,000	58,230	68,774	12,455

(4) 監査結果

観光列車等の利用促進を通じた観光誘客や交流人口拡大を目指す取組として、JR西日本、県内市町村及び観光関係者等と連携した取組となっている。

このうち決算規模が大きい「鉄道事業者の運行する列車1編成のラッピングのお披露目会等」に対する補助金を中心に監査を行った。

同事業は、鉄道事業者の運行する列車1編成にラッピングを施し、同車両のプレスツアー及びお披露目式等を実施し、両車両の運転開始に繋げるもので、補助事業区分としては、下表のとおり、①観光イベント事業、②プロモーション事業、③観光のための車両・駅施設改修事業、④補助金事務事業の4つの事業から構成されており、それぞれを鉄道運行会社からの補助金交付申請を受け、県が補助金の交付決定を行い、その後、実績報告を受けて補助金額を確定している。

【補助事業の概要】

(単位：円)

区 分		補助対象事業費		
		内、国庫補助金	内、県補助金	
①	観光イベント事業	5,719,924	3,273,865	2,359,962
②	プロモーション事業	5,918,500	3,459,250	2,459,250
③	車両・駅施設改修事業	40,895,000	20,080,000	20,447,500
	小 計	52,533,424	26,813,115	25,266,712
④	補助金事務事業	5,253,342	0	5,253,342
	合 計	57,786,766	26,813,115	30,520,054

(※補助対象事業費のうち、453,597円は自己財源)

各種取組を監査した結果、次のとおりであった。

(新) 鉄道等地域交通維持・活性化事業)

ア 補助事業に係る不適切な補助金交付【指摘】〈概要版No.18〉

上表にある「④補助金事務事業」については、「①観光イベント事業」、「②プロモーション事業」、「③観光のための車両・駅施設改修事業」とともに補助金申請され、これが相当として県から補助金交付決定され、事業終了後の実績報告に基づき補助金が確定し支払いが実行されている。

これについて、交通政策課等から事業内容等の聴取、関係書類を監査したところ、

その内容は、上表の①～③(計 52,533 千円)の事業に係る支払消費税額(5,253,342 円)相当額と同額であった(当該事業において「支払消費税額」は、補助対象経費にならない)。

監査において当初、上表の①～③の3事業は、国県補助対象事業であり、補助金は消費税抜き価格を基に算出されることから、結果として事業者が持ち出しとなる消費税相当額 10%と同額を「補助金事務事業費」として補助金交付したとのことであったが、その後、事業担当課である「まんが王国官房」から、下記「包括外部監査委員(包括外部監査人)からの質問への対応について」のとおり回答があったところである。

これによると、①事業主体として、国や県、委託先との間の書類作成、事業実施に当たっての技術的な側面を含む連絡調整などで通常業務に加えて役務を負担することから、その対価として交付(事業主体として負担すべき消費税額を補てんしているわけではない)、②補助金事務事業は、「補助対象経費の合計額の 1/10(限度額)」として、仮に消費税率 10%と同じ補助対象経費の 10%であったとしても、たまたま同じ率なのであって、補助率を決定するときに事業担当課として斟酌していた実情があったとはいえ、一般管理費として位置づけられるのではないか。

《「まんが王国官房」の説明要旨》

- ① 補助金事務事業は、連絡調整などの役務の対価として交付するものである。
- ② 「補助対象経費の合計額の 1/10(限度額)」は、一般管理費を対象としているもので、たまたま消費税 10%と同じ率になるよう斟酌したにすぎない。

これらを整理すると、①当該補助事業は、補助対象経費に何らかの役務対価が発生することを想定し、補助対象経費の 10%を「補助金事務事業」として別枠の事業としてセットしていた、②その「10%」の根拠は、「消費税率 10%」を斟酌したものであるが、あくまでも一般管理費を対象としたものである、③結果としては、補助事業者から、補助金の対象とならない「補助対象経費に係る消費税額」に補てんしたとの実績報告を受けて、これを補助対象事業費に該当するものとして、消費税額相当額を一般管理費と捉えて容認し、補助金額を確定していた。

また、担当者によっては、「事業者が持ち出しとなる消費税相当額を補てんするもの」と思っていたようである。

《問題点》

通常の補助金は「補助金交付要綱」が整備されているところ、当該補助金は、対象者が限られることから、「事業者向けの誘因通知」の発出により補助金交付の要綱が定められている。

これによると、補助対象事業費としては「補助金事務に要する経費」、補助率は

「補助対象経費の合計額の1/10（限度額）」となっており、補助事業が完了したら「実績報告」を求め、県は提出された「実績報告の書類」を審査し、対象事業が決定内容に従って遂行されている場合に、交付すべき補助金の額を確定するとしている。ついては、

- ① 「まんが王国官房」からの「連絡調整などの役務の対価として交付したものである。」との説明については、これに係る実績報告では、下表「令和6年2月7日付 補助金実績報告書の添付資料（抜粋）」のとおり、「補助金事務事業費」には、「補助対象経費（税抜き）に係る消費税額」となっており、その他の経費には1円たりとも支出されていない。

仮に、補助金事務事業に要する経費が実際に使用され、当該事業と他の事業の経理が明確に区分でき、帳簿及び証拠書類等により確認でき得る場合にあっては、補助事業者から実績報告を求めるべきである。

- ② 「まんが王国官房」からの「たまたま消費税率10%と同じ率になったが、一般管理費である。」との説明については、一般的には一般管理費は、事業を行うに必要な経費を個別抽出し計上すべきものであって、合理的な理由もなく、安易に消費税と同じ率をもって一般管理費率とするものではない。

また、通常、県補助金交付については厳格な手続き（事業者からの交付申請→県からの交付決定→事業者からの実績報告→県の検査→補助金額の確定）が取られているところであるが、「10%交付ありき」の不適切なものと言わざるを得ない。

当該補助事業者は、県が出資する法人でもあることから、より透明性を確保すべきである。

- ③ 当該事業に係る実績報告には、上述のとおり、「補助金事務事業費」としては、「補助対象経費（税抜き）に係る消費税額」となっており、その他の経費には1円たりとも支出されていないことから、当該実績報告の審査においては、補助対象事業費に該当しない支出をもって、補助金の額を決定することはできない。
- ④ 「事業者向けの誘因通知」には、補助対象事業費には消費税にかかる仕入控除税額を除くと明記されているにもかかわらず、結果として、補助対象事業費にならない「補助対象事業費に係る消費税」に対して、補助金が交付されている。

以上のことから、補助対象事業費にならない消費税相当額に対する補助金については、返還を求めるべきであり、事業者側にとっても消費税申告において仕入税額控除を受けていることから相当である。

よって、補助対象者が、補助対象事業費に係る消費税相当額として交付を受けている補助金の額5,253,342円について、これに係る仕入税額控除額5,253,342円の返還が必要になると考える。

また、今後の補助金交付事務執行に当たっては、透明性を確保し、適正に実施する必要がある。

包括外部監査委員からの質問への対応について

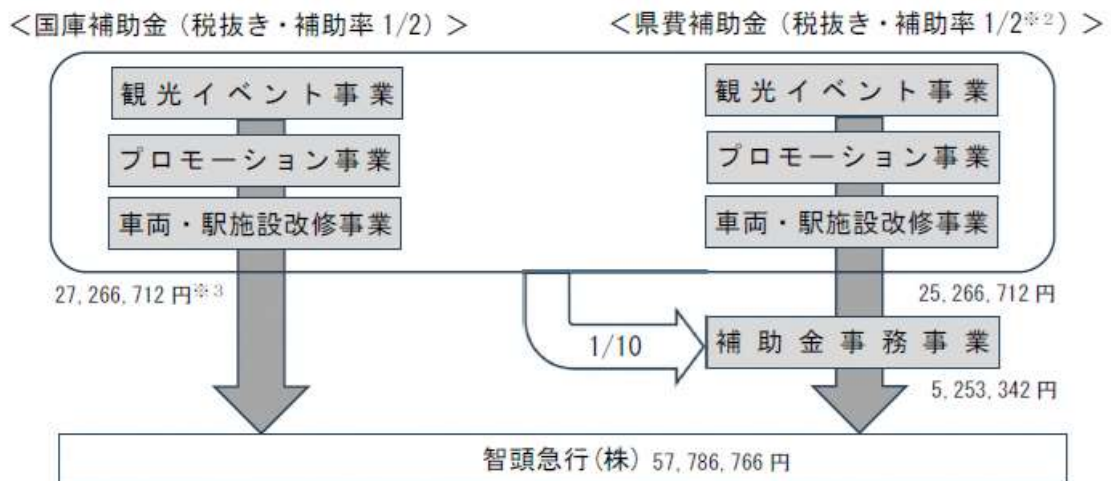
令和6年10月30日
まんが王国官房

○先般ヒアリングで申し上げましたが、「補助金事務事業」は消費税額相当額の補てんとのことですので、事業者の消費税申告区分に応じて返還の必要が生じると考えられますので、補助事業者の仕入控除が「一括比例方式」か「個別対応方式」かを確認の上、返還請求額をご回答ください。なお、県指導担当課（財政課又は会計指導課と思われます。）へもご確認の上ご回答願います。（令和6年10月23日付）

1 現状・背景

- ・「特別列車運行プロジェクト」は、県が主導
- ・この度の国庫補助金^{※1}は、ルール上、事業主体を交通事業者に限定されており、県が国庫補助金の收受を行うことができないため、智頭急行を国庫補助対象事業者として、事業実施
 - ※1 令和4年度第2次補正予算関係事業 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 交通・観光連携型事業（地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化）
- ・国庫補助金の補助率が1/2のため、補助裏に原則として補助率1/2の県費補助金を充当（R5.6補正）
- ・国庫及び県費補助金は税抜きで交付
- ・補助金事務事業は、智頭急行は、事業主体として、国や県、委託先との間の書類作成、事業実施に当たっての技術的な側面を含む連絡調整などで通常業務に加えて役務を負担することから、その対価として交付（事業主体として負担すべき消費税額を補填しているわけではない。）
- ・交付要綱に相当する誘因通知では、補助金事務事業は「補助対象経費の合計額の1/10（限度額）」としている。

2 事業構造



※2 各事業の一部については、国庫補助金が不採択となっても、県費補助金は採択とした場合、智頭急行(株)が肩代わりして負担した場合、切り離して県単独事業（情報発信の一部）として整理した場合があります。

※3 国庫補助金が不採択となった部分について、智頭急行(株)が肩代わりした金額を含みます。

3 回答（案）

- (1) 補助事業者の仕入控除は「個別対応方式」^{※3}
- (2) 仮に補助金事務事業＝消費税額とすると、お尋ねの「返還請求額」は5,253,342円^{※3}
 - ※3 智頭急行(株)に聞き取り（10/29）
- (3) しかしながら、当官房としては、次のとおり反論したい。
 - ・消費税に相当する経費を交付しているわけではなく、「補助金事務事業（補助金）」は、補助金事務に要する経費であることを補助金交付要綱に相当する誘因通知で定めており、事務作業（書類の作成、国への提出、連絡調整等）に要する経費を交付しているもの。
 - ・仮に消費税率と同じく補助対象経費（税別）の10%であったとしても、いわばたまたま同じ率なのであって、補助率を決定するときに事業担当課として斟酌していた実情があったとはいえず、いわゆる一般管理費として位置づけられるのではないかと。

【令和6年2月7日付 補助金実績報告書の添付資料（抜粋）】

No	区分	委託・外注先（契約書名欄）		特別急行（財源：国+県）		特別急行（補助金を含む）		県取戻（単独）	
		税別	消費税	計（税込）	税別	消費税	計（税込）	税別	消費税
①	メディア向け内覧会	354,200	35,420	389,620	172,194	17,219	189,413		
②	旅行社向け説明会								
③	一般向け啓蒙式	3,294,280	329,428	3,623,708					
④	著者の啓蒙	224,250	22,425	246,675				46,529	4,653
⑤	パンフレット製作	575,000	57,500	632,500					
⑥	ノベルタイ製作	1,100,000	110,000	1,210,000					
	観光イベント事業 計	5,547,730	554,773	6,102,503	172,194	17,219	189,413	46,529	4,653
⑦	著作物使用料	2,000,000	200,000	2,200,000				0	0
⑧	海外メディア発信 （プレスリリース）	546,500	54,650	601,150				6,000	600
⑨	海外メディア発信 （プレスツアー）	3,372,000	337,200	3,709,200				337,200	33,720
	プロモーション事業 計	5,918,500	591,850	6,510,350	0	0	0	343,200	34,320
⑩	ラッピング （内外装デザイン）	5,760,000	576,000	6,336,000					
⑪	ラッピング（貼付）	34,400,000	3,440,000	37,840,000					
⑫	植カバ（デザイン）				60,000	6,000	66,000		
⑬	植カバ（制作）				675,000	67,500	742,500		
	観光のための車両・駅施設改修事業 計	40,160,000	4,016,000	44,176,000	735,000	73,500	808,500	0	0
	合計	51,626,230	5,162,623	56,788,853	907,194	90,719	997,913	389,729	38,973

	国庫補助金	県庫補助金 （国庫補助金）	特別急行	県庫補助金 +税	合計
観光イベント事業	3,273,865	2,273,865	86,097	51,182	5,771,106
プロモーション事業	3,459,250	2,459,250	0	377,520	6,296,020
観光のための車両・駅施設改修事業	20,080,000	20,080,000	367,500	0	40,895,000
小計	26,813,115	24,813,115	453,597	428,702	52,962,126
補助金事務事業	0	5,162,623	90,719	0	5,253,342
計	26,813,115	29,975,738	544,316	428,702	58,215,468
	26,813,115	30,520,054	453,597	428,702	58,215,468

2024年1月11日現在

消費税の取扱いポイント

①消費税を含める(又は含めない)申請は、事業者の形態による

<原則> 消費税抜きで申請	・一般課税事業者は、消費税抜きで申請	
<例外> 消費税込みで申請可能	・以下に該当する事業者等は、消費税込みで申請可能 ①免税事業者、②簡易課税事業者、③特定収入割合が5%を超えている公益法人等、④地方公共団体 ⑤仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者等	※申請・精算全て税込みでOK

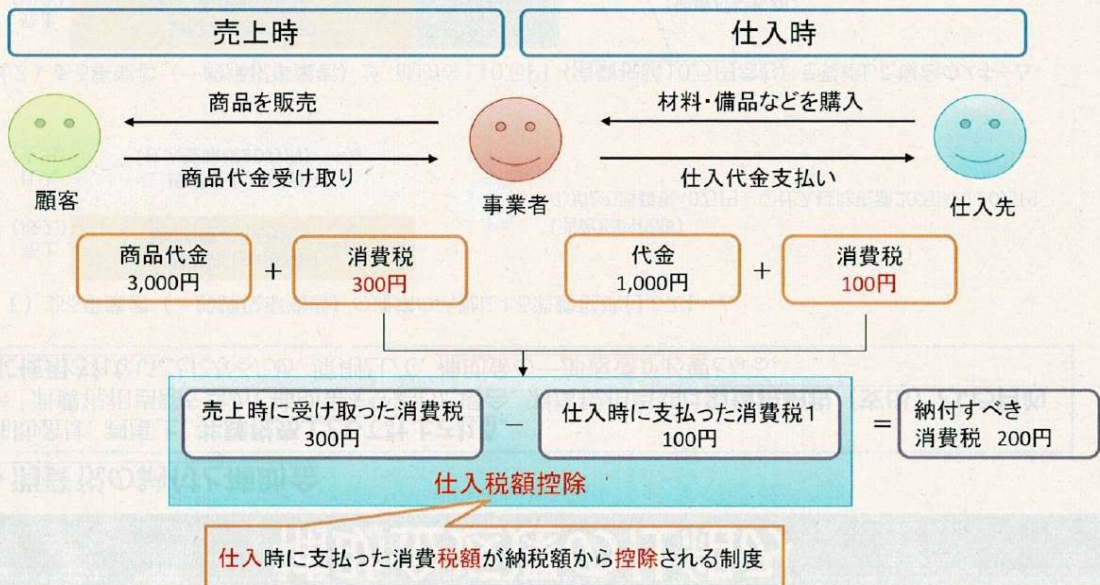
②仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者等は後処理が必要

(仕入控除税額を含んで額の確定をした場合)
 ・消費税納付額の減額と消費税分の補助金の2重取りとなるため、補助金の返還手続きが必要

消費税の納税の仕組み

課税事業者が納税する消費税額は、自社の売上時の消費税額(売上税額)から自社が仕入れなどにかかった消費税額を差し引いた分を納税する。(この仕組みを仕入税額控除という)

※仕入控除税額と仕入税額控除は異なる。仕入控除税額・・・課税売上げに係る消費税額から控除する仕入等に係る消費税額



補助金返還の仕組み

◆消費税の納付と補助金

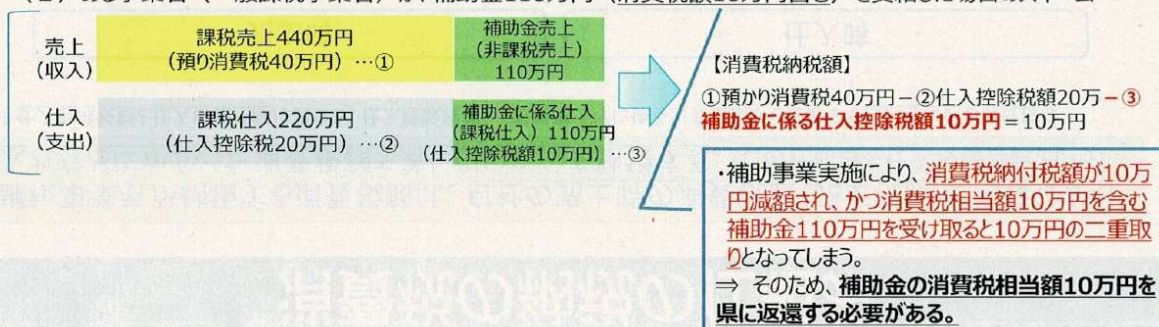
補助金は、制度上、**非課税売上として計上される。**

⇒ 消費税相当額を含めて補助金を受給した場合、消費税相当額は**消費税納税（支出）**という目的に**使用されない**ことになるため、原則として、**補助金の一部返還が必要**となる。

(1) ある事業者（一般課税事業者）の通常の活動による消費税納付のスキーム



(2) ある事業者（一般課税事業者）が、補助金110万円（消費税額10万円含む）を受給した場合のスキーム



【参考：仕入控除税額に対する補助金の有・無の違い】

◆補助金を受けていない場合

課税売上に対象する消費税 (①預り消費税)	消費税の仕入控除税額 (②支払い消費税)	納付額 ①-②
1,000万円	700万円	300万円

◆補助金を受けている場合

課税売上に対象する消費税 (①預り消費税)	消費税の仕入控除税額 (②支払い消費税)	納付額 ①-②
1,000万円	700万円 うち、補助金分200万円	300万円

※控除される支払い消費税700万のうち、200は補助金であり、事業者が負担していないことから、県への返還を生じる。

(新) 鉄道等地域交通維持・活性化事業)

イ 補助金の交付における消費税等の取扱い等【意見】〈概要版No.19〉

上記アにある「補助金の交付における消費税等の取扱い」については、令和4年度鳥取県包括外部監査報告書第3章第1の1の(4)のア「補助金の交付における消費税等の取扱い等」でも意見が付されているところでもあり、その後、財政課では問題意識を持って、上記の会計実務資料をはじめ、複数回にわたって全庁的な制度周知、注意喚起をされているが、残念ながら、事業担当課、担当者によって消費税と補助金の考え方に対する理解度に差があるものと思われることから、引き続き、補助金に対する消費税の考え方について理解の促進を図られる必要がある。

なお、当該補助事業については、消費税に関する認識以前の問題として、「補助金事務事業」の制度設計において、補助対象事業費の具体的な明示等がなかったことから、結果として、不適切な補助金執行に繋がったものと思われるため、補助対象事業費の透明化と的確な明示等についても改善を図られる必要がある。

(新) 鉄道等地域交通維持・活性化事業)

ウ 実績報告書の適切な管理【意見】〈概要版No.20〉

上記アの①～④のそれぞれの事業については、令和5年12月3日に一般向けお披露目式を実施し、同車両の運行開始となったが、国補助金の算出根拠に変更が生じたことから、県において既交付決定済の一部事業(①観光イベント事業)に変更が生じるとして変更申請を提出させ、令和6年1月26日の国補助金額確定を待って、令和6年2月7日に変更承認を与えている。

については、事業に変更が生じていない「②プロモーション事業」及び「③改車両・駅施設改修事業」については事業が終了したとして、令和5年12月28日付(提出期限：同年12月31日)で実績報告が提出されているものの担当課では收受せず、国補助金額確定を待って翌年1月29日で收受している。

しかしながら、鳥取県補助金等交付規則及びこれに基づく誘因通知によれば、実績報告の提出期限は12月31日であり、これを受けたときは提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行うとあること、及び鳥取県文書の管理に関する事務処理要領でも受領文書には規定の受付印を押印する定めがあることなどから、適切な処理とは言い難い。

もとより、担当課としては、一連の事業について一括して処理しようとしたものであるが、基となる誘因通知の提出期限を変更するなどの適切な処理をすべきであったものと思われる。

【処理状況一覧】

	事業名	区分	提出日付	処理日等
①	観光イベント事業	変更申請	12/28	1/26 国確定を待って 1/29 付収受、2/7 付変更承認
〃	〃	実績報告	2/7	3/7 付収受印
②	プロモーション事業	実績報告	12/28	1/29 付収受印
③	車両・駅施設改修事業	実績報告	12/28	1/29 付収受印
④	補助金事務事業	実績報告	2/7	3/4 付収受印

3 地域交通体系鳥取モデル構築事業

(1) 事業の概要

令和元年度、県内、特に中山間地域における交通課題への対応として「新たな地域交通体系構築のための研究会」を立ち上げ、従来のバス中心の交通体系からタクシーや共助交通を組み合わせた交通体系に転換を図っており、県内では様々な交通体系再編の動きが見られているが、引き続き、さらなる効率的・効果的な地域交通体系構築に係る市町村の取組を支援する。

(2) 事業の内容

(単位：千円)

区分	補助メニュー	補助率等	予算額
《新たな地域交通体系構築支援補助金》			
1	① タクシー助成支援 ア 小規模高齢化集落等に居住する75歳以上の高齢者、障がい者等 イ バス路線縮減に伴い新設、拡充するもの ウ 相乗り促進のため上乗せするもの	補助対象者：市町村 補助率 1/2 上限額：70,000 ※市町村バス運行経費の上限：50,000	273,673
	② 共助交通への支援 ア NPO等による交通空白地有償運送に係る運行経費(人件費、燃料費等)等 イ 住民ドライバー活用のための研修費、保険料等 ウ 共助交通組織の運行管理業務をサポートする組織の支援		
	③ 市町村のデマンドバスや多角化等への支援 ア 市町村のデマンドバスや乗合タクシー等の運行に係る運行経費(人件費、燃料費等)等 イ 市町村バスの多角化等 (ア) 貨客混載の実施に係る設備費等 (イ) 運行者の異業種参入に係る資格取得費等 (ウ) 自動車学校、介護施設等の送迎バス空席利用に係る調査費等		
	④ 新たな仕組みづくり ア 革新的統合移動サービスモデル事業 [新規]「公共交通利用促進に資するマイクロモビリティ等の導入事業」を追加 イ その他県が特に認める事業		
《車両購入費補助》			
2	① 市町村が生活交通路線を運行するため 補助対象者：市町村	補助率 1/3 (上限額) ・定員 11人以上 5,000千円/台	27,397

	の車両購入費		・定員 11 人未満 1,000 千円/台	
	②NPO等が交通空白地有償運送を行うための車両購入費		補助率 1/2 (上限額)1,000 千円/台	
3	新たな地域交通体系構築のための研究会	・地域交通の効率化に係るセミナー(3回、講師を招聘して実施)		300
合計				301,370

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 －決算額
地域交通体系鳥取モデル構築事業	301,370	28,944	308,297	翌年繰 7,704 14,313

(4) 監査結果

地域の実情に応じて市町村が実施する、①共助交通への支援、②市町村のデマンドバス等への支援、③新たな仕組みづくりへの支援、④車両購入費補助に対して、県は、事業者である市町村に対し補助金を交付している。

県においては、市町村が事業主体又は間接事業となることから、補助金要件に関係のない資料等は提出を求めておらず、事業者である市町村の補助金の歳出額の確認に重点をおいた審査が行われているが、基本的な算出根基などについても、添付されていた資料を基に監査を実施した。

各種取組を監査した結果、次のとおりであった。

(地域交通体系鳥取モデル構築事業)

ア 運行事業収支決算書の確実な確認【意見】〈概要版No.21〉

共助交通に対する支援は、地域の実情に応じて市町村が補助した補助金について市町村から実績報告書に基づき、市町村の補助金額の1/2を県が補助しているが、A町からの「B協議会」に係る運行事業収支決算内訳書の支出項目の合計が不一致となっていた。

これについては、積算内訳書からの転記誤りであったが、補助金の諸手続きが形骸化されることがないように注意する必要がある。

(地域交通体系鳥取モデル構築事業)

イ 小規模な共助交通事業者へのサポート体制【意見】〈概要版No.22〉

「NPO法人C」の令和5年度の事業費は923千円で、これに対する市町村補助金545千円に対し、県はその1/2である272千円を補助している。

実績報告では、令和5年度1年間の利用者は72人(12,819円/人、平成27年度311人)と利用者数は年々減少している。

地域実情はより厳しさを増しているものと推察するが、効率的かつ効果的な支援ができるよう、将来を見据えた早めの支援・対応が必要と思われる。

(地域交通体系鳥取モデル構築事業)

ウ 市町村のデマンドバス等への支援【意見】〈概要版No.23〉

D町から提出があった「令和5年度路線維持運行費補助金」に係る実績報告についての算出根基を確認したところ、キロ当たり補助金対象経費費用が、1割加算の「304円60銭」ではなく、実績額の「300円83銭」が使われている。

(参考) 県補助金要綱では、市町村が集合バス事業者に補助を行う場合にあつて、運賃赤字額の算出について、「地域キロ当たり標準経費費用」より「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」が少ない場合は、その差額の1割を加算することができると規定されており、他の市町村では、これに基づき補助金が支払われている。

県補助金は、市町村が補助する額を基準としていることから不適切ではないものの、上記1割加算は全県共通の取扱いであること、補助対象運行事業者は他路線も抱えていることから、(市町村の予算確保上の問題であればやむを得ないが、) 統一的な取扱いが望ましいと思われる。

第6 生活環境部環境立県推進課

1 鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業

(1) 事業の概要

鳥取県星空保全条例の推進に向け、星空の普及啓発や星空保全地域の取組支援、光害防止等に必要なる事業を実施する。

(2) 事業の内容

(単位：千円)

区分	内容	補助率等	予算額
1 普及啓発	○美しい星空が身近に見える環境を誇りに思い、保全の意識を新たにさせていただくため、講演や星空の魅力発信に取り組む団体による事例紹介等(「星取県フォーラム」)を実施する。		3,149
	○宇宙や星空環境への関心を高め、環境保全意識醸成のため、小学生を対象とした宇宙飛行士によるオンライン授業を実施する。		
	○若者が連携して星空の普及啓発等を行う取組を支援する。	・10/10 (上限)100	
	○星取県の推進に顕著な功績のあった個人・団体の表彰を行う。		
2 星空保全地域の振興	○星空保全地域において市町村や団体等が実施する星空を活用した地域振興事業を支援する。	・市町村 1/2 (上限)2,000 ・団体等 10/10 (上限)500	5,000
3 光害対策の推進	○星空保全地域内の屋外照明等の改修を支援する。		20,450
	・屋外照明器具	1/2 (上限)130/基	
	・建築物や看板を照射する照明器具	1/2 (上限)200/式	
	○市町村や自治会による光害対策型LED防犯灯の設置を支援する。	・市町村負担の 1/4	
4 人材育成	○本県の美しい星空を地域の各種イベント等で案内できる人材育成を目的に「星空案内人資格」取得に向けた講座を実施する。		1,150
合計			29,749

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 －決算額
鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業	29,749	▲13,166	14,088	2,495

(4) 監査結果

県は星取県として、美しい星空を環境資源として捉え、普及啓発や光害対策のために各種取組を実施している。事業は基本的に補助事業であるが、フォーラムを開催するなど普及啓発にも力を入れているところである。

令和5年度に実施したフォーラムの開催状況は以下のとおりである。なお、当該フォーラムは、一般財団法人自治総合センターが実施する環境保全促進助成事業の対象事業であり、県が200万円の助成金を受けている。

【星取県フォーラムの開催状況】

タイトル	星取県フォーラム 2023 ～輝けふるさと 人も、星も～
日時	令和5年8月26日(土)13時～15時
場所	鳥取県立倉吉未来中心
入場料	無料
収容人員	大ホール 902席(1階席のみ利用)
入場目標	100～200名
参加人数	120名余り

各種取組を監査した結果、次のとおりであった。

(鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業)

ア フォーラムのハイブリッド方式での開催について【意見】(概要版No.24)

2023年8月26日に星取県フォーラム「輝けふるさと、人も、星も」が開催された。当フォーラムは、倉吉未来中心を会場としており、Web配信ではなく、現地開催のみだった。

現地開催のみだった理由として、トークイベントで登壇者と観覧者双方向の交流をしたかったこと、講師が仮想の宇宙旅行を再現(投影)する内容もあり、現地の大型スクリーンならではの臨場感や一体感を高めたかったこと、ハイブリッド方式での運営は難しいこと等の説明を受けた。

また、会場には星取県紹介スペースが設けられており、アニメ「宇宙なんちゃらこてつくん」パネル展示なども開催されていて、会場特有の取組は行われていた。

しかし、コロナ禍を経て、Web配信によるフォーラムは一般的になっており、県においても、ハイブリッド方式でのフォーラムも実施している。

【鳥取県主催のハイブリッド方式でのフォーラムの例】

- ・ 鳥取県中部地震5年フォーラム(令和3年10月21日開催)
- ・ 外国人活躍推進フォーラム(令和6年9月2日開催)

特に今回のフォーラムは、夏休み期間中、かつ、土曜日に開催されており、学生を含む幅広い年齢層をターゲットとしたフォーラムである。コロナ禍において、学生は授業がオンライン方式となった経験もあり、Web配信での講義やフォーラムには十分慣れていると考えられる。

したがって、今後、幅広い年齢層や、学生などの若者を対象としたフォーラムを開催する際には、ハイブリッド方式での開催を積極的に検討することが望ましい。

(鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業)

イ 低すぎる動員目標等【意見】〈概要版No.25〉

夏休みの子供たちに「星空や宇宙」に関心を持ってもらうため、動員数を 100～200 名を目標に、「鳥取県フォーラム」(以下「フォーラム」という。)を開催し、同フォーラムには 120 名余りが参加した。

これに対して、会場として「鳥取県立倉吉未来中心の大ホール(1階席のみ利用/収容人員 902 人)」を準備し、地元新聞への折り込みチラシ約 6 万 9 千枚(費用約 37 万円)の配布等を行っている。

については、夏休みの期間中の多くの子供たちに「星空や宇宙」に関心を持ってもらう貴重な機会を与えるべきではなかったかと思われる。鳥取県の目指すべき将来像に「豊かな自然・環境と人々の支え合いの中で、心の豊かさを実感しながら充実した生活を安心して送ることができる鳥取県」とあるが、まさにこれからを担う子供たちにとっては貴重な機会であったと思うと残念である。

また、SNS や報道機関への情報提供もされているものの、チラシの配布地域は、旧鳥取市(鳥取市のうち、旧気高郡、旧岩美郡及び旧八頭郡を除く)約 4 万世帯(全体の約 6 割)と中部地域(倉吉市及び東伯郡)2 万 8 千世帯(全体の約 4 割)を対象に行っている。なぜ、近隣の「旧気高郡」には配布せず、大半を遠隔地である旧鳥取市世帯に配布したのか、広報の費用対効果にも疑問がある。

加えて、会場の収容人数(902 人)と実来場者数約 130 名の開差も非経済的と言わざるを得ない。

今後とも鳥取県の強みを生かす各種イベントが開催されるものと思われるが、開催目的に沿った十分な準備等を行い、効率的かつ効果的に実施されることを期待する。

(鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業)

ウ 契約履行検査の徹底【指摘】〈概要版No.26〉

食糧費の支出について監査したところ、「食糧費支出事前伺書」に記載のある開催日時と検査済と表記された「請求書」にある実施日が相違していた。

これについて担当課へ確認を求めたところ、請求書にある実施日付の間違いに気が付かず、「確認了」としていたものと説明があった。

については、早急に手続きの補完を行われる必要があるとともに、今後は、鳥取県会計規則に則った適正な処理を行っていただきたい。

【鳥取県会計規則(抜粋)】

第 117 条 「・・・契約が履行されたとき、・(中略)・・・は、自ら又はその職員に命じて必要な検査をしなければならない。」

第7 生活環境部脱炭素社会推進課

1 鳥取スタイルP P A導入推進事業

(1) 事業の概要

電力消費者の初期費用が不要となる自家消費型の屋根貸し太陽光発電(P P A)を促進するため、県内の地域新電力、発電事業者、金融機関等と連携して『鳥取スタイルP P A』を推進する。

※ P P A (Power Purchase Agreement (電力販売契約)) :施設所有者(電力消費者)が提供する敷地や屋根などのスペースに電力消費者以外の第三者(発電事業者)が太陽光発電設備等を設置し、発電された電力をその施設の電力消費者へ有償提供する仕組み。

※ 鳥取スタイルP P A:県内の発電事業者と地域新電力会社等が再生可能エネルギーの確保とエネルギーの地産地消を推進するために連携して実施するP P A事業。

(2) 事業の内容

(単位:千円)

区分	内容	予算額
1	県有施設への鳥取スタイルP P Aによる太陽光発電導入事業 県有施設の屋根へ鳥取スタイルP P Aにより太陽光発電設備を導入し成功事例を創出することで、同手法を推進する。	36,000
2	鳥取スタイルP P A推進事業者支援事業 鳥取スタイルP P Aの推進に意欲的な事業者に対し、導入促進に必要な機器等の支援を行う。 [債務負担行為] 24,800千円(令和6年度)	24,800
3	鳥取スタイルP P A導入推進研究会運営事業 「鳥取スタイルP P A推進研究会」において、導入に当たっての課題や事例の研究を行う。	3,000
4	太陽光発電導入・利用・理解促進事業 鳥取スタイルP P Aを含む太陽光発電導入や利活用に関する県民の理解促進を図る。	10,000
5	審査会運営事業 本事業を委託又は補助する事業者を選定するために審査会を開催する。	950
合計		74,750

(3) 予算額及び決算額

(単位:千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 -決算額
鳥取スタイルP P A導入推進事業	74,750	▲2,004	35,287	37,459

(4) 監査結果

県は2050年の脱炭素社会の実現に向けて、令和新時代とっとり環境イニシアティブプランで目標とする県内需要電力における再生可能エネルギー割合60%を目指し、固定価格買取制度（FIT制度）に代わる導入促進策としてPPA事業の推進に取り組んでいる。

FIT制度であれば、初期投資を施設の所有者が行うことになるため、導入時に多額の支出が必要になるが、PPAであれば、投資はPPA事業者が行うことになるため、施設の所有者において初期投資が不要になる。そのため、新たな太陽光発電の普及方式として、今後注目度が高い分野になっている。

各種取組を監査した結果、次のとおりであった。

（鳥取スタイルPPA導入推進事業）

〈概要版No.27〉

ア 鳥取県家庭用太陽光発電普及啓発業務の委託契約書について【指摘】

太陽光発電導入・利用・理解促進事業の一環として、県と一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会（以下「木造住宅推進協議会」という。）の間で、「鳥取県家庭用太陽光発電普及啓発業務委託契約書」を結んでいる。委託業務の目的は、県内の工務店や家庭等への太陽光発電の特徴や重要性について普及啓発を行うことを通じて、県内の家庭用太陽光発電の導入拡大を図ることを目的としている。

当契約書第4条には、委託料について以下のように定められている。

（委託料）

第4条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）の金額は、金1,925,000円（消費税及び地方消費税は含まない。以下「委託料の限度額」という。）を限度とする。

当取引は、消費税法上では課税取引（不課税又は非課税取引ではない。）に該当することから、契約書第4条に「消費税及び地方消費税は含まない。」とされている場合にあっては、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除いた委託料1,925,000円に、消費税等を加算した合計2,117,500円が委託料の限度額になるものである。

これについて、県は誤認し、木造住宅推進協議会が免税事業者であることを理由に、消費税等を除いた1,925,000円を上限額として補助金の精算を行うべきと考えていた。

結果として、木造住宅推進協議会での税込みでの支出額が1,925,000円未満だったことから、これをそのまま支払い、県が過少に委託料を払うことにはならなかったが、仮に、委託料と同額以上の支出だった場合は、本来上限額は2,117,500円まで支払われるべきところ、1,925,000円しか払われなかったこととなる。

したがって、県は、消費税の取扱いを整理し、契約書の文言を修正すべきである。
また、他の免税事業者との委託契約が同様の文言になっていないか、調査するこ
とが望まれる。

(鳥取スタイル P P A 導入推進事業)

〈概要版No.28〉

イ 太陽光発電設備整備運営事業の実施に関する協定書の解除について【意見】

県は、P P Aによる県有施設への太陽光発電設備整備運営事業に関して、8件の公募を行い、発電事業者と協定を結んだ。しかし、そのうち2件については、令和6年3月29日付けで協定が解除となった。

当協定は、県が所有する施設の屋根等を、発電事業者に貸与し、発電事業者が自家消費型太陽光発電設備を整備運営する事業を実施することを目的としている。発電事業者が設置した太陽光発電設備によって発電した電気を県有施設に売却し、県有施設はその電気を利用する。県有施設の運営を指定管理者が行っている場合は、発電事業者が指定管理者に売却する。

発電事業者が県に売却する電気料金(円/kWh)は、総事業費(円)を契約期間(20年想定)の総売電見込量(kWh)で割って算出される。総事業費には、設置コスト、維持管理コスト、撤去処分コストが含まれる。また、これとは別に、設置コストに対する補助金相当額を月々の請求額から控除する(県へ還元すること)としている。

電気料金単価は、県と発電事業者の契約によって、基本的に契約期間である20年間同一の電気料金単価となる。ただし、社会情勢の変化や施設の運営方針の変更など、現状と大きな変化があれば、県と発電事業者との協議により変更することができる。

この電気料金の単価設定において、協定解除となった2件については、現状の電気料金単価と比較して、新単価のほうが高くなる見込みとなったことから、県と発電事業者との間で価格の折り合いがつかず、解除となった。

しかし、P P Aによる県有施設への太陽光発電設備の主たる目的は、県有施設が率先して再生可能エネルギーを導入し、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、環境イニシアティブプランで目標とする県内需要電力における再生可能エネルギー割合60%を達成することにあるはずである。

また、電気料金の価格は、通常、再エネ賦課金や託送料、発電コスト燃料費などにおいて将来の上昇リスクがあるが、P P Aを導入すると20年間同一単価になるため、発電コスト燃料費が上がるおそれもなく、再エネ賦課金や託送料は不要になる。すなわち、将来におけるコスト上昇を抑制できる可能性があるというメリットがある。

したがって、今後は、現状の電気料金単価と比較して高いか低いではなく、

環境価値を高めることを優先し、環境イニシアティブプランの目標を達成するために、太陽光発電設備を積極的に導入することが期待される。

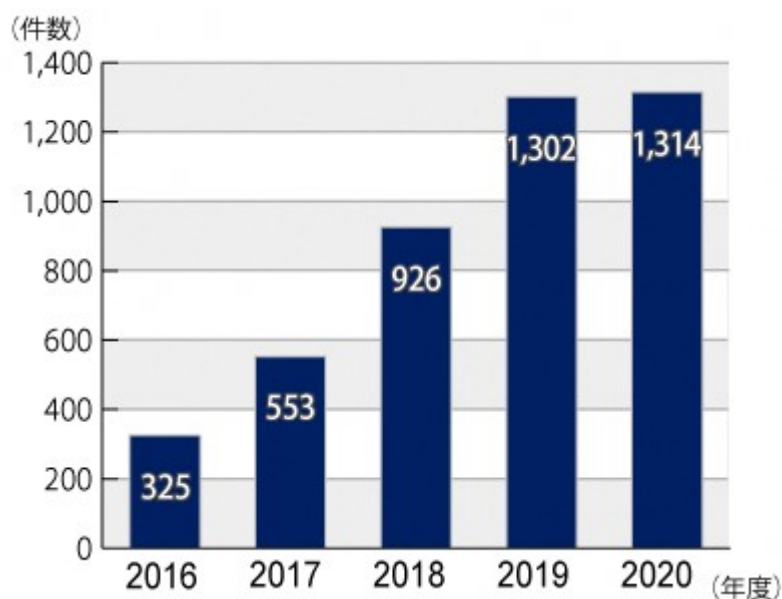
また、県有施設を指定管理者が運営している場合は、指定管理者の負担が増加することになるが、県都合での増加のため、増加分だけ指定管理料を増やすことを検討することが望ましい。

(鳥取スタイルP P A導入推進事業)

ウ P P A事業者のHP公開について【意見】〈概要版No.29〉

独立行政法人国民生活センターより、家庭用蓄電池の勧誘トラブルに関する注意喚起が行われている。また、県や各市町村の消費生活センターにおいても、突然の電話や訪問による太陽光発電設備や家庭用蓄電池の勧誘について、県民からの相談が寄せられている状況である。

【PIO-NET（注）における家庭用蓄電池に関する相談件数の推移】



(注) 消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。本資料の相談件数は、2021年4月30日までのPIO-NET登録分（出所：独立行政法人国民生活センターhttps://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210603_2.html）

今後、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（F I T）」以外の方式であるP P Aが住民にも広まれば、関連業者が多く発生し、勧誘トラブルも増加すると考えられる。

その際、京都府が行っている「京都0円ソーラープラットフォーム」などのような、事業者の認定制度の活用により、県民が安心してP P Aの導入を検討できると考えられる。

したがって、PPA事業者の認定制度を設け、県のホームページにて認定業者を公表することで、悪質な勧誘などのトラブルを減らすことができると考えられることから、認定制度を検討することが望ましい。

2 県有施設脱炭素化事業（LED改修）

(1) 事業の概要

2050年の脱炭素社会の実現に向けて、県有施設(知事部局主要施設)を将来的にZEB(※)化することを目指し、既存施設にLED照明を導入する。

※ ZEB (Net Zero Energy Building) : 快適な室内環境を保ちながら、高断熱化・日射遮蔽、高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されている建築物。

(2) 事業の内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
県有施設脱炭素化事業 (LED改修)	知事部局主要施設の誘導灯・執務室・共用部にLED照明を導入する。 (令和5年度計画: 県庁舎(第2庁舎)等11施設)	446,717

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 - 決算額
県有施設脱炭素化事業 (LED改修)	446,717	▲13,729	423,810	9,177

(4) 監査結果

当該事業は、温室効果ガスの排出の削減等のため県有施設において、高断熱化等による省エネ化や再生可能エネルギーの導入を進め、建築物の省エネルギー化を推進するとして、令和5年度は、年次計画どおり鳥取県本庁舎(第二庁舎)ほか10施設の照明設備のLED化を行う。

これによる電力量削減が約700千kWh/年で、CO₂の排出量に換算すると約378tCO₂/年の削減となり、一般家庭の年間CO₂排出量約60世帯分の削減効果がある。現在のところ県有施設脱炭素化事業(LED改修)は計画どおりに推移している。

各種取組を監査した結果、脱炭素社会推進課が担当する事業については、特段の問題は把握されなかったが、同課から予算を総務部総務課に配当替えし、総務部総務課が工事発注・契約を行った県庁本庁舎照明設備LED化工事(二工区)(工事金額55,440千円)及び県庁第二庁舎照明設備LED化工事(一工区)(工事金額30,030千円)

円)においては、建設工事請負契約書の適用条項誤りがあったことから、今回の監査に含め、次のとおり問題点等を検討した。

(県有施設脱炭素化事業／担当部署：総務部総務課)

ア 建設工事請負契約書の適用条項誤り【指摘】〈概要版No.30〉

県庁本庁舎照明設備 LED 化工事（二工区）（工事金額 55,440 千円）及び同一工区（工事金額 30,030 千円）の工事発注・契約（脱炭素社会推進課は予算を総務課に配当替えにより、同課で実施）における「建設工事請負契約書」において、支払いに対する特約条項を盛り込んでいるが、正しくは「第 34 条第 4 項及び第 5 項は適用しない。」とすべきところ、「第 34 条第 3 項及び第 4 項は適用しない。」と誤った条項を記載していた。これにより、「第 4 項：中間前払金」及び「第 5 項：中間前払いの請求手続き」を除外するところ、「第 3 項：前金払の支払期日に関するもの」及び「第 4 項：中間前払金」を除外するものとして契約を締結していた。

発生した事由としては、建設工事請負契約書（標準様式）が改定（令和 5 年 4 月 1 日）され、第 34 条に第 2 項が追加となったものの、特約条項の改定を失念し、従前の規定をそのまま使用していたものである。幸いに、前払金の支払請求はなかったため、不利益等は発生しなかった。

しかしながら、会計事務処理要領（決裁経路）では、起案課の所属決裁を了した後には統括審査課で審査が行われる厳格な手続きが定められているところ、いずれの課もその間違いに気付かず契約締結していたものであるが、契約手続きであることから、緊張感を持って取り組まれる必要がある。

3 （拡充）再エネ 100 宣言 RE Action 推進事業

（1）事業の概要

脱炭素経営を目指す再エネ 100 宣言 RE Action (※)参加企業等に対して、使用電力の再生可能エネルギー100%を目指す取組やEV商用車等導入の取組に対して支援を行う。また、企業の脱炭素経営のスタートとなる省エネ診断を担う事業者を県内で育成する。

※日本の中小企業などが、2050年までに使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する目標を表明し行動していく枠組み。国際イニシアティブ「RE100」の国内中小企業版的な位置づけ。鳥取県は2019年12月に都道府県では初となるアンバサダー(応援者)に就任。

（2）事業の内容

(単位：千円)

区分	内容	補助率等	予算額
1 省エネ対応設備導入支	RE Action 参加企業又は参加意向のある企業に対し、省	[補助件数] 3 件 [補助率] 1/3	3,000

	援事業	エネ診断に基づく省エネ性能の高い設備への更新等に要する経費を支援する。	[上限] 1,000	
2	太陽光発電設備導入支援事業	RE Action 参加企業又は参加意向のある企業に対し、自家消費のために太陽光発電設備を導入する経費を支援する。	[補助件数] 3 件 [補助率] 1/5 [上限] 2,000	6,000
3	EV 商用車導入支援事業	RE Action 参加企業又は参加意向のある企業に対し、商用の電気車両及び電気原動機付自転車(いずれも道路交通法の定義による)の導入経費を支援する。	[補助件数] 15 台 [補助率] 10/10 [上限] 5 台 EV:200 千円/台 電気ミニカー・電気原付:100 千円/台	3,000
4	EV 充電設備導入支援事業	RE Action 参加企業又は参加意向のある企業に対し、商用電気車両等の充電設備を導入する費用を支援する。	[補助件数] 15 基 [補助率] 10/10 [上限] 5 基 ・充電用コンセント:30 千円/基 ・充電用コンセントスタンド:60 千円/基 ・普通充電設備:180 千円/基 ・V2H 充放電設備(※):375 千円/基	2,700
5	【新規】地域での省エネ診断促進事業	県内で省エネ診断を受けやすい環境を構築し、県内企業の受診を促進する。初年度は省エネ診断の県内での担い手を育成するため、希望する県内事業者の社員への研修を行う。		2,000
6	省エネ診断推進事業	中小企業が安価に省エネ診断を受診できる資源エネルギー庁「中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業」の活用推奨を行う。		(標準事務費)
7	その他	市町村や商工団体等と連携した情報発信を行う。		—
合計				16,700

※V2H 充放電設備：EV への充電及び EV から施設へ放電（給電）する装置

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 －決算額
(拡充) 再エネ 100 宣言 RE Action 推進事業	16,700	▲8,889	6,811	1,000

(4) 監査結果

企業・団体の脱炭素化に向けて率先的に行動する「再エネ 100 宣言 REAction」中小企業・団体が 2050 年までに使用電力を 100%再生可能エネルギーに転換する（二酸化炭素排出実質ゼロ）目標を表明し行動していく参加企業における太陽光発電設備導入（自家消費用）、省エネ設備更新及び商用EV等導入を支援した。令和5年度末の参加企業・団体は3団体増加し、累計22団体となった。

また、県内事業者等と連携したセミナーの開催や、省エネ診断員の育成（18名）及び無料省エネ診断（10件）の実施により、脱炭素経営に関する普及啓発が図られており、特段の問題点は把握されなかった。

4 地域資源活用エネルギー導入推進事業

(1) 事業の概要

小水力発電等の地域資源を活用したエネルギーの地産地消によるゼロカーボンや地域内経済循環等を達成していくために、地域団体、NPO法人、市町村、エネルギー事業者等の取組を支援し、本県における再生可能エネルギーの導入を促進する。

また、市町村と連携し、太陽光発電設備や蓄電池等の導入支援を行う。

(2) 事業の内容

(単位：千円)

区分	内容	補助率等	予算額	
1	体制づくり・啓発支援	地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入に係る体制づくり・啓発の取組を支援する。	[補助率]10/10 [上限] 300 千円 [事業主体] 地域団体、NPO 法人等	900
		とっとり次世代エネルギーパークの見学者の受入れに必要な展示物やガイダンスコーナー等の導入を支援する。	[補助率] 1/2 [上限] 300 千円 [事業主体] エネルギーパークの施設管理者	300
2	計画策定支援	地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入に係る可能性調査、計画の策定・検証、協議会の開催等を支援する。	[補助率]1/2 又は 2/3 (※1) [上限] 3,000 [事業主体]市町村、地域団体、NPO法人、再エネ事業者等 [補助期間]最長 2 年[債務負担行為] 6,000(令和6年度)	12,000
3	事業化支援	地域資源を活用した発電、熱供給施設整備・体制整備等を支援する。	[補助率]1/2 又は 2/3 (※1) [上限] 10,000 (但し FIT (※2) 価格算定対象費用(※3)を除く) [事業主体] 地域団体、NPO法人、再エネ事業者 [補助期間]最長 3 年 [債務負担行為]15,000(令6~7年度)	15,000

4	小規模発電設備等導入支援	太陽光発電(10kW 未満)、薪ストーブ、定置用蓄電池等の家庭用小規模設備等を導入する住民に対して補助を行う市町村を支援する。	[補助率]市町村補助額の1/2 [実施主体]市町村	45,875
合計				74,075

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 －決算額
地域資源活用エネルギー導入推進事業	74,075	▲21,757	41,856	10,461

(4) 監査結果

令和新時代とっとり環境イニシアティブプランにおいて、県内需要電力における再生可能エネルギーの割合（再エネ比率）を令和12年度までに60%に引き上げることを目標としている中で、環境と調和した再生可能エネルギーの導入に向けた地域での取組及び家庭での小規模発電設備の導入が進んでおり、特段の問題点は把握されなかった。

第8 生活環境部循環型社会推進課

1 ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業

(1) 事業の概要

ごみゼロ社会の実現に向けたごみ排出量の一層の削減を図るため、引き続き食品ロス削減に重点的に取り組み、県民を挙げたごみゼロ意識の醸成を図るとともに、SDGsの目標「12つくる責任、つかう責任」が果たされる社会を目指した取組を推進する。

(2) 事業の内容

(単位：千円)

区分	内容	補助率等	予算額
1	もったいない!食べ残しゼロ事業 外食時の食べ残しの持ち帰りの普及を図るため、協力店への持ち帰りバッグ配布等による啓発キャンペーンを実施する。 また、持ち帰りバッグを購入する事業者の支援を行う。	10/10 [上限] 20	5,124
2	フードドライブ活動推進事業 フードドライブ活動への理解と取組促進を図るため、委託や市町村・事業者等と連携したフードドライブを実施する。 また、独自にフードドライブを実施する事業者の支援を行う。	1/2 [上限]100	4,544
3	ごみゼロポスターコンクール事業 県民の食品ロス削減やプラスチックごみ排出抑制・再資源化に対する意識啓発を図るため、啓発ポスターの募集や入選作品の県内公共機関等での掲示等を行う。		520
4	幼児を対象とした意識啓発活動 幼少期から食べ残しを減らす意識や物を大事にする意識を醸成するため、実践活動団体に委託して、歌や絵本などを使った啓発活動を行う。		750
5	鳥取県食品ロス削減推進協議会の運営 食料支援活動団体、食品流通事業者、商工団体、消費者団体及び行政等で構成する協議会において、食品ロスの発生抑制と削減に向けた方策を検討する。		482
6	食品ロス削減普及啓発活動 宴会等での食べ残しを減らす「30・10食べきり運動」やスーパー等での食品ロス啓発キャンペーンの実施など食品ロス削減に対する県民の意識啓発を図る。		200
7	Let's 4R 実践活動推進補助金 環境講演会の開催、生ごみコンポストの推進など、ごみ減量・リサイクルの実践活動を支援する。 [実施主体] 実践活動団体	1/2 [上限] 500	1,095
8	4R 推進交付金 地域の実情に応じたごみ減量・リサイクルの取組を支援する。 [実施主体] 市町村等	ソフト事業 1/2 ハード事業 1/3 [上限] ソフト事業 5,000 ハード事業 20,000	500
合計			13,215

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 －決算額
ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業	13,215	▲3,292	8,789	1,134

(4) 監査結果

食品ロス削減への重点的な取組の推進として、県民を挙げた「ごみゼロ意識の醸成」を図るため、各種の取組を行っている。

各種取組を監査した結果、次のとおりであった。

(もったいない！食べ残しゼロ事業)

ア 実績報告書の的確な審査の実施【指摘】〈概要版No.31〉

当該事業は、外食時の食べ残しの持ち帰りを定着させることを目的として、これに係る容器の購入費用を補助率 10/10 で、上限 2 万円（複数店舗は 4 万円）まで支援する補助事業であり、テイクアウト用容器を除くとしている。

また、補助金額の交付は、補助事業者から事業完了後の実績報告を受けて、これを審査し、適正と認めるときは補助金額を確定し、交付することになっている。

については、提出された実績報告書を監査したところ、下表のとおりであり、容器等の購入をもって事業は完了したとして実績報告書を提出させ、補助金を交付している。

担当課も容器の購入事実があれば食べ残しの持ち帰りが実施されるとみなし、日々の事業活動での消耗品となる容器の使用状況等を逐一確認及び報告させることは事業者の過度な負担となるため求めているとのことだった。

しかしながら、補助金は、実績報告を受けて審査を行い、補助金対象経費が事業目的に沿って適正に支出されていると認められた場合に、補助金が支払われるものである。

よって、提出された実績報告書の事業内容欄には、①事業の実施予定期間の記入、及び②購入容器区分欄へのチェックのみしかなく、添付書類として購入された補助対象経費の領収書等は添付されていることから、購入したとの事実は分かるものの、対象事業の目的に沿って使用されたのかどうかの判断はできないものである。

補助金については、仮に補助金額が比較的少額であったとしても、補助対象経費として購入された容器の目的外利用の防止、及び適正公平な補助金事業の執行の観点から、補助事業が適正に実施されたかどうかの判断ができ得る報告を求めるべきであり、改善の必要がある。

【実績報告書にある事業実施期間等の状況】

事例	実績報告書に記載された事業実施期間	実績報告書提出日	添付書類の日付	
			納品書	領収書
A	交付決定後～R5. 6. 30 までに実施	R5. 7. 20	R5. 6. 30	R5. 7. 14
B	〃 ～R5. 11. 5 までに実施	R5. 11. 7	R5. 9. 26、 R5. 10. 27	R5. 11. 6
C	〃 ～R6. 3. 25 までに実施	R5. 11. 30	R5. 11. 9	(不明)
D	〃 ～R5. 11. 30 までに実施	R5. 11. 30	R5. 11. 2	R5. 11. 30
E	〃 ～R6. 3. 31 までに実施	R6. 3. 26	R6. 3. 25	R6. 3. 26
F	〃 ～R5. 12. 25 までに実施	R6. 1. 16	(不明)	R5. 12. 21
G	〃 ～R6. 2. 4 までに実施	R6. 2. 24	R6. 1. 15	R6. 2. 4
H	〃 ～R6. 3. 12 までに実施	R6. 3. 12	R6. 2. 20	R6. 3. 12
I	〃 ～R6. 3. 25 までに実施	R6. 2. 9	R6. 2. 9	R6. 2. 9
J	〃 ～R6. 3. 25 までに実施	R6. 2. 22	R6. 2. 10	R6. 2. 15
K	〃 ～R6. 3. 20 までに実施	R6. 3. 29	R6. 3. 22	R6. 3. 22

(注) 添付書類の日付等から、事業実施最終日（又は実績報告書提出日）では、補助対象経費で購入された容器等の相当数は未使用だったものと思われる。

(参考)

「適正に実施されたかどうかの判断に求められる情報等」としては、少なくとも、次のものが考えられる。

- ① 実際の事業実施期間
- ② 事業目的に従って遂行された事実（過度な負担が生じない程度のもの）
- ③ 事業終了時の容器の残枚数及びその処分方法 など

(フードドライブ活動推進事業)

イ 県直轄事業と補助事業等について【意見】〈概要版No.32〉

県は、「フードドライブ活動」を推進するため、①県直轄事業として、(a)市町村等を窓口にした年3回の直接事業と、(b)県内の特定の団体への事業委託(令和5年度委託料(限度額)814千円、実績額483千円)による取組を行っているほか、②フードドライブの取組を行っている県内の事業者、団体等に対して、「フードドライブ支援補助金」(補助率1/2、上限100千円)として経費の一部を補助している。

これについて、上述①(b)「県内の特定の団体への事業委託」については、契約上では「フードドライブに参加する者は、限定しないこと」との要件は付されているものの、業務委託先から提出された「業務報告書」を見ると、参加対象者のほとんどは当該団体の構成員や取引業者であり、当該団体が主催する「●●まつり」の受付等を中心に実施されており、のぼり等を見ても鳥取県事業とは分かりづらく、当該団体活動の一環としての色彩が強いように思える。

上述①(b)の委託事業は、平成30年度から令和5年度まで長らく実施されて

いるものであるが（令和6年度は未実施）、当該団体が自主的に取り組み取組拡大を図る場合にあっては、他の事業者と同様に上述②「フードドライブ支援補助金」を活用させるなど、自主的な取組の醸成を図ることが肝要ではないかと思われる。

おって、近年、県内各地においても大手コンビニエンスストアやスーパーマーケットなどのフードドライブの取組も始まっていることから、行政の効率性と経済性を踏まえつつ、時代に合った官民の役割分担が求められるものと思われる。

フードドライブ支援補助金

補助金の概要 “フードドライブ”とは、家庭や事業所等に余っている食品を集めて、食料支援団体等に提供し、食品を必要としている子ども食堂、福祉施設等に届ける活動です。

“もったいない”を“ありがとう”に！家庭等で余っている食品を有効活用するフードドライブの輪を広げるため、活動を開始する事業者、団体等を支援いたします！

「SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS」 12 つの目標 持続可能な開発目標

「食品ロスについて」
食品ロスは、食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本の食品ロスの発生量は、約522万トン（令和2年度推計値）発生しているとされており、国民1人あたり、1日 約113g（お茶碗1杯分のご飯）が捨てられていると推計されています。

補助対象となる経費	対象者	補助率	上限額
フードドライブを新たに開始、又は取組拡大するために必要と認められる経費であって次のもの。（ただし、移送費、燃料代金、人件費を除く。） (1) 食品を受付又は一時保管するための備品を購入するための経費 (2) 広報に関する経費	県内の事業者、団体等	1/2	1者につき10万円


※フードドライブの実施方法は、「フードドライブ実施の手引き（環境省）」を御参考ください。
<https://www.env.go.jp/content/900518625.pdf>

申込方法等

提出書類	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 購入商品のカタログ等（購入商品の名称・仕様がわかる資料） <input type="checkbox"/> 見積書
申請方法、提出先	郵送または電子メール 必要書類を以下の宛先へお送りください。 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 県庁循環型社会推進課
申請期限	令和6年1月31日（水） ※予算の上限額に達した場合、募集期間中であっても終了することがあります。

問合せ先
 県庁循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当
 ☎0857-26-7198 FAX0857-26-7563
 電子メール junkanshakai@pref.tottori.lg.jp

本補助金の概要や申請様式のダウンロードはこちら。



循環型社会推進課HP

（フードドライブ活動推進事業）

ウ 補助対象経費に対する実績報告の的確な審査等【指摘】〈概要版No.33〉

「フードドライブ支援補助金」として、フードドライブの取組を行う県内の事業者、団体等に対して、フードドライブを新たに開始、又は取組拡大するために必要と認められる経費のうち、回収ボックス、ポスター等について補助金（補助率1/2、上限100千円）を交付している。

については、下記の補助事業では、交付申請に添付されている見積書には、「フードドライブ回収箱用シート」となっているものの、実績報告に添付されている領収書は、「フードドライブ回収箱（啓発ポスター含）」になっており、整合性がなく正確さに欠ける。

また、実績報告の添付書類からは、下画像のとおり、公民館の受付等に回収ボックスを配置するとし、この4面にシート（チラシ状のインクジェットプリント）を貼付するとしているが、利用者側から見える1面への貼付けでも足りると思われることから、必要部数など経済的な視点からの審査も必要であったと思われる。

【回収ボックスに「補助対象経費で調達したシート（1セット／4面分4枚）」を貼付したもの】



(補助事業の内容)

公民館等に食品回収ボックスを置き、フードドライブの取組みを拡大する。そのためのフードドライブ回収ボックスのポスターをデザイン作成（油性インクジェットプリント）して、ボックス四方に設置するもの。

(交付申請書添付の見積書)

○ フードドライブ回収箱用シート 20枚 200千円

※ 担当課確認メモ：

貼付用 20セット (20×4=80枚)

(実績報告書添付の領収書)

フードドライブ回収箱 (啓発ポスター含) 200千円

(Let's 4 R 実践活動推進補助金)

エ 実績報告の提出遅延【意見】〈概略No.34〉

次の補助事業については、補助金交付要綱に定める実績報告書の提出期限を大幅に徒過していることから、必要な手続きが形骸化しないよう適正な事務処理を確保する必要がある。

なお、補助事業者は市町村であり、他の模範となるべきと思われる。

【イベントの開催状況】 主催者：●●市

(イベント開催日)	R 5. 10. 15
(事業完了日)	R 5. 12 (R 5. 12. 25 事業者側支払手続き完了)
(実績報告日)	R 6. 3. 11

(補助金交付要綱(要旨))

補助事業の完了の日から 20 日を経過する日までに実績報告を行い、これに基づき、県は補助金対象経費が適正に支出されていると認めた場合は、補助金を支払う。

第9 生活環境部自然共生課

1 国立公園満喫プロジェクト等推進事業

(1) 事業の概要

国立公園を世界基準である「ナショナルパーク」としてブランド化を図る「国立公園満喫プロジェクト」の一環として、大山隠岐国立公園内施設を国内外の誘客につながる魅力あるものとするため整備を行う。また、大山登山者から大山入山協力金を募る受益者負担制度を活用し、持続可能な大山の山岳環境の保全と利用に繋げる。（「とっとりの山」魅力発信事業及び自然公園等管理費の一部並びに大山入山協力金導入事業を統合）

(2) 事業の内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
1 国立公園満喫プロジェクト等推進事業	・大山滝吊橋架替	(103,300)
	・大山夏山登山道改修	(123,500)
	・大山夏山登山道案内標識等設置	(5,000)
	・ゲートウェイ施設調査検討業務	(3,500)
	・中国自然歩道(僧兵コース)歩道改修	(6,500)
	・毛無山案内標識改修	(2,550)
	小計	244,350
2 大山入山協力金運営事業	持続可能な大山の山岳環境の保全と利用を目指して、大山登山者から大山入山協力金を募る受益者負担制度を運営する「大山山岳環境保全協議会」に対し負担金を交付する。	1,405
3 大山頂上木道キャリーアップ事業	大山夏山登山道の修繕に必要な資材の運搬をボランティアにより実施する。	606
合計		246,361

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初予算額	補正予算額等	決算額	予算額－決算額
国立公園満喫プロジェクト等推進事業	246,361	▲64,636	16,399	翌年繰 139,513 25,813

(4) 監査結果

国立公園満喫プロジェクト等推進事業については、大山滝吊橋架替に係る希少野生動物の生態調査、台風被害及び国からの交付金配分額が要望額に対して少額だったこと等で実施できないものもあったが、実施された改修工事等について関係書類から監査を行った。

また、大山入山協力金については、これまで主に公費で行っていた登山道の補修

や避難小屋の管理、修繕など年間約 400 万円程度の経費について、受益者負担の観点から協力金への協力をいただくものとして、令和 4 年 6 月から発足した。

大山入山協力金制度

令和4年6月5日から「大山入山協力金制度」がスタートしました。

大山隠岐国立公園内にあり中国地方最高峰である大山には、年間約6万人が登山に訪れており、その山岳環境を維持するため、山中の避難小屋やトイレ、登山道・木道の補修、携帯トイレの運用、植生保護・外来植物除去等に取り組んでいます。

協力金は、こうした取組みを安定的に行っていくための資金として活用されます。良好な山岳環境を維持するため、協力金にご理解、ご協力をお願いします。

実施方法

区分	随時支払	定額支払
金額	大山登山 1 回につき 500 円 ※500 円を超える額も可	大山登山の回数に関わらず 年間 3,000 円
支払場所	<ul style="list-style-type: none"> ・大山頂上避難小屋 ・大山ナショナルパークセンター 	
収受方法	<ul style="list-style-type: none"> ・募金箱 ・電子決済 (J-CoinPay、クレジット) 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口で支払い ・電子決済 (J-CoinPay、クレジット)
返礼品	記念カード (1 回につき 1 枚) ※募金箱横に設置していますので、希望される方はお取りください。	梨の木キーホルダー ※電子決済で支払われた方は窓口で支払い完了画面をお見せください。

実施期間等

区分	募金箱・窓口	電子決済
期間	令和 5 年 4 月 29 日 (日) ~ 11 月中旬 (避難小屋売店営業終了まで)	通年
利用者	登山者、観光関係者	左記のほか協力いただける方

対象者

大山に登山される方

(高校生以下の児童・生徒、国有林又は登山道の管理者、工事業者、神事等の伝統行事の執行者、山岳パトロールやボランティア活動のために登山を行う方、その他公務で入山する方は除く。)

協力金の使途

自然保護活動や登山道等の補修、トイレの維持管理等の経費に充当

(参考) 大山の維持・管理に必要な経費

登山者の皆様に安全、快適に大山に登っていただくため、登山道の補修や避難小屋の管理、修繕を行っており、年間約400万円（平成29年度～令和元年度の3か年平均）の経費がかかっています。（その他、頂上トイレ汚泥キャリーダウンや頂上保全作業など多くのボランティア活動が行われています。）

(例) 登山道：木道ロープ支柱・栈木等購入、登山道の点検・補修 等

頂上、6合目避難小屋：便所清掃委託、浄化槽等管理委託、ポンプ等修繕 等

実施主体

大山山岳環境保全協議会

(事務局) 環境省大山隠岐国立公園管理事務所、鳥取県、大山町

各種取組を監査した結果、次のとおりであった。

(大山入山協力金運営事業)

ア 大山入山協力金の決算処理について【意見】〈概要版No.35〉

大山入山協力金については、その実施主体として、県、大山町及び地元関係団体が組織する任意団体「大山山岳環境保全協議会」が業務を担っているが、直接に、登山道の補修や避難小屋の管理、修繕などは行わず、協力金収入から大山の頂上を保護する会への配分額を差し引いた残金を、過去に県及び大山町が維持費用等に支出した割合で、それぞれに寄附として配分（支出）している。

しかしながら、下記のとおり、協議会規約第12条では、剰余金の配分を行わないとの規定があることから、実質的に剰余金の配分と同様な決算期末における「寄附行為」は、当該協議会規約との整合性が伴っていない。

については、実施主体である「(任意団体) 大山山岳環境保全協議会」は県組織とは異なるものの、県西部総合事務所環境・循環推進課が事務局を務めることから、意見とした。

【抜粋】

大山山岳環境保全協議会規約

(剰余金の分配等)

第12条 本協議会は、剰余金の配分を行わない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

また、鳥取県のホームページでは、近年の維持管理費は、3か年平均で4,205千円がかかり、その必要性については情報提供されているものの、協力金についての具体的な収支決算額の提供等を行われていない。

については、令和5年度の実績は435万円と県説明の維持管理等と同程度であるものの、今後、協力金の増加（※）にも力を入れることに鑑みると、より多くの協力者に理解を得るためには、収支決算額をより適切に公表していくことも必要と思われる。

※ 大山入山協力金の協力率は、現在、約10%と推測されるが、約20%程度までの増加が見込めると推測しており、今後、協力率の向上対策に取り組むことにしている。

（参考）富士山保全協力金の例（出典：各県ホームページ）

- 山梨・静岡県が協議しながら、各県それぞれが実施
- 各県それぞれ基金を設置し、協力金を管理
- ※ 各県は、協力金の受入金額（収支）及び使途を公表

（大山入山協力金運営事業）

イ 大山入山協力金の協力者への返礼品の管理方法について【意見】〈概要版No.36〉

大山入山協力金への協力者に対し、①随時支払者（500円）には「記念カード」を、②定額支払者（3,000円）には「梨の木キーホルダー」を返礼品として配付しており、返礼品の管理は、県西部総合事務所担当課で行われている。

監査で臨場した際に受払状況を確認したところ、「返礼品配付管理表」により、「納品数（増加数）」と「各窓口への払出数（減少数）」の管理は行われていたものの、事業季節終了時の残枚数の確認等は行われていなかった。

後日、残枚数の受払結果の連絡を受け、協力金実績と対比したところ、下表のとおりであり、それぞれに協力金実績との間に開差が生じている。

この開差については、「記念カード」の過不足は、募金箱横に置かれている返礼品の引取り（任意）をしなかったものと思料され、「キーホルダー」の過不足理由は不明である。

については、これをもってのみで協力金実績の適否を判断することはできないが、今後、不測の事態が発生しないよう、返礼品の管理体制の充実を図られる必要がある。

【令和5年度返戻品の受払（事業期間：R5.4.29～11.19）】

区分		記念カード	キーホルダー
①	納品数	5,400枚	500個
②	残数	500枚	234個
③	使用数（①－②）	4,900枚	266個

④	協力金実績	7,118 件	261 件
⑤	差引過不足 (④－③)	+2,218 件	▲5 件

(注) ①～③は県西部総合事務所環境・循環推進課作成「返戻配付管理表」、④は
大山入山協力金事業「事業報告」による。

2 自然公園等魅力向上事業

(1) 事業の概要

自然公園法の目的である「優れた自然の風景地の利用の増進」を実現し、安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、自然公園施設等の整備・修繕工事、維持管理等を実施する。

また、鳥取の景勝地や主要な山々の魅力等を情報発信し、新たな需要の喚起につなげるとともに、自然保護思想の普及啓発等により県下の自然保護行政を推進していく（自然公園等管理費、国立公園満喫プロジェクト等推進事業及び「とっとりの山」魅力発信事業の一部を統合。）。

(2) 事業の内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
1	自然歩道・登山道及び自然公園施設等の安全対策等	<ul style="list-style-type: none"> ○県営整備 ・苜津セラピーロード標識改修 (7,000) ・指導標改修 (1,000) ・皆生展望休憩舎改修工事 (5,689) ・雨滝石垣改修 (20,970) ○市町村営整備 ・那岐山展望休憩所[実施主体]智頭町 (6,514) ・小鹿溪探勝路改修 [実施主体]三朝町[補助率] 1/2 (2,945)
	小計	44,118
2	自然公園等維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ○自然公園施設等修繕工事等 ・鴨ヶ磯斜面点検 (2,200) ・公園施設修繕工事枠 (10,000) ○公衆トイレ及び自然歩道等の管理 (18,668) ○公園施設に係る借地料 (1,185) ○施設賠償責任保険料 (411)
	小計	32,464
3	「とっとりの山」魅力発信事業	<ul style="list-style-type: none"> ○わかさ氷ノ山山フェス負担金 県・町・地元関係者で構成する「わかさ氷ノ山山フェス実行委員会」に対して、負担金を交付する。 (800) ○(一財)全国山の日協議会負担金 (35) ○日本みどりのプロジェクト推進協議会負担金 (100)
	小計	935
4	国立公園清掃活動費補助金	国立公園内の清掃を行う民間団体等に対して支援する。 [負担割合]国 1/4、県 1/4、市町村 1/2 2,720
5	日本山岳ガイド協会公認ガイド	登山者が県内の山に楽しく安全に登れるよう、国内唯一の登山資格である公認ガイド資格(公益社団法人日本山岳ガイ 500

	イド資格取得支援事業	ド協会実施)の取得者に対し、資格取得に要した経費を補助する。 [補助上限] 100 千円	
6	自然保護監視事業	自然保護ボランティア保険等	280
合計			81,017

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 －決算額
自然公園等魅力向上事業	81,017	2,669	48,404	翌年繰 31,049 4,233

(4) 監査結果

自然公園施設等の整備・修繕工事、維持管理等については、予定された一部の改修工事について、台風被害の影響等により延期されたものもあったが、実施された改修工事等について関係書類から監査を行った。

各種取組を監査した結果、次のとおりであった。

(自然公園等魅力向上事業)

ア 公園施設に係る賃貸料契約書への印紙税漏れ(貼付漏れ)【指摘】〈概要版No.37〉

自然公園内にある施設に係る土地所有者との土地賃貸借契約について確認したところ、契約書に印紙税漏れ(貼付漏れ)が散見された。

担当課としては、印紙が貼られていない契約書があった場合には、疑問を持ち、その適否を確認すべきである。

なお、地方公共団体の作成される文書の印紙税の取扱いの基本は次のとおりである。

県は地方公共団体であるため、印紙税法第5条において非課税法人であり、地方公共団体が作成する文書は非課税とされている。なお、印紙税法第4条第5項において、共同して作成する文書は概ね各当事者が1通ずつ所持するという実態を捉えて、地方公共団体が所持する文書は他の者が作成して地方公共団体に交付したもの、他の者が所持する文書は地方公共団体が作成したものと仮定し、地方公共団体が所持するものについてだけ課税することとしている。

これを受けて、鳥取県契約事務処理要領には、「契約書への収入印紙の貼付として、県が保管する契約書等は相手方が作成したものとして収入印紙の貼付及び消印が必要である。」及び「相手方から契約書等を受領する際には、課税額に見合った収入印紙の貼付及び消印について確認すること。」と規定されている。

(自然公園等魅力向上事業)

イ 契約手続きの形骸化【指摘】(概要版No.38)

歩道の草刈り・点検等業務の契約締結において、県は、同一業者との複数の契約手続きについて、県契約事務処理要領に基づく、「随意契約できる場合(1号随契)」に該当し、同要領で求められている「予定価格が20万円以上50万円未満の場合は、2者以上からの見積りを徴する」に該当するとし、見積書を2者から徴したとして決裁手続きを進めているが、いずれの場合も、もう一方の見積業者はいずれも他の同一業者とし、相手方から見積辞退の回答を受け「辞退連絡あり」として処理し、他者からの追加見積徴取には努めていなかった。

担当課からは、業務地を施工する業者が少ないことから、従前からこれにより手続きを行っているとの説明があったが、契約手続きの形骸化そのものであることから、契約事務処理手続要領に則った適正な手続きを進めるべきである。

なお、同要領によれば、仮に、「見積書を2者以上から徴することができないと認められるとき」は、1者見積りとする旨が規定されている。これについては、あくまでも適正な手続きに則り、かつ経済性を確保した上での手続きと思われることから、これらを踏まえた稟議を計られるべきと思われる。

3 生物多様性保全事業

(1) 事業の概要

鳥取県生物多様性地域戦略の目標である「人と自然が共生するとっとり」を実現するため、希少野生動植物の保護等を行う団体等への支援や「とっとり生物多様性センター」による生物多様性の推進の取組により、本県の豊かで美しい自然を守り、未来の世代に伝えていく機運の醸成を図る。

(2) 事業の内容

(単位：千円)

区分	内容				予算額
1 希少野生動植物保護対策事業	○希少野生動植物の保護等の活動を行う団体への支援				(4,100)
	補助金名	補助対象事業・経費	実施主体	補助率等	
	希少野生動植物保護管理事業補助金	特定希少野生動植物の保護等に係る経費	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で認定する団体	定額 [上限]250	
	生物多様性保全活動支援事業補助金	生物多様性の保全に資する保護・防除等に係る経費	自然保護団体等	定額 [上限]100	
	開発における生息地の代替措置に係る経費	民間事業者	1/2 [上限]100		

		○希少野生動植物の生育状況の把握等	(989)
		○生物多様性 GIS (※)の保守管理	(818)
		小計	5,907
2	生物多様性の推進に係る事業	「とっとり生物多様性推進センター」による生物多様性の保全・利活用を推進するため自然保護団体の研修会、希少種の保護のための有識者による現地検討等の実施	319
3	自然環境保全地域管理事業	自然環境保全地域(15 地域)における制札板の適正な維持管理や自然保護監視員による巡視等	528
合計			6,754

※ 生物多様性GIS：希少野生動植物の生息情報を電子地図上で可視化する地理情報システム

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 －決算額
生物多様性保全事業	6,754	▲317	5,793	643

(4) 監査結果

生物多様性保全事業として行った希少野生動植物の保護等の活動を行う団体（認定6団体、認定外3団体）への支援及び生育状況の把握等についての業務委託契約書及び業務報告書等から監査した。

各種取組を監査した結果、次のとおりであった。

(生物多様性保全事業)

ア 生物多様性GISの経済的な運用について【意見】〈概要版No.39〉

県は希少野生動物の保護等を目的に生息情報を可視化するため、平成23年度に県外事業者システム開発を依頼し、以後、同事業者と毎年GIS保守運用業務委託契約を締結（R5決算額804千円）している。契約内容は、①保守・システムに関する質問、相談等、②GISへのデータ追加、③データ解析・作図作業としている。

しかしながら、主要な委託業務である「追加データ数」は、年度によって大きく異なる（0～23,540件/年）ところであり、別途「データ解析・作図作業」の有無で作業量を調整している。

については、業務委託料の算出根基が曖昧であることから、それぞれに単価を設定し、実績報告に基づき精算する、又は、システムメンテナンスとデータ入力を分けて契約する方法が適切であった。

なお、同業務は、利便性を向上する観点から、令和7年度からは、委託事業からとっとりWEBマップでの運用に変更になり、保守費用は不要となるなど費用面の改善が期待される。

おって、早めの運用変更を検討すべきであったと思われる。

○ 生物多様性GISの追加登録数の推移 (単位：件)

年度	追加登録数	備考
H30	0	データ整理のみ
R 1	0	ソフトウェア更新のみ
R 2	1,212	
R 3	1,000	
R 4	100	
R 5	23,540	

(生物多様性保全事業)

イ 制札板の備品台帳への登録漏れ【指摘】〈概要版No.40〉

自然環境保全地域内に設置された制札の修理(修理費 275 千円)について、備品台帳への登録状況を監査したところ、登録漏れとなっていたことから、正規の手続きに則り登録を行う必要がある。

(参考) 制札板：禁令・法規などを箇条書きに記した立て看板

4 鳥獣保護管理事業

(1) 事業の概要

農林水産業被害等、人との軋轢が問題となっているイノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ・カワウについて、「第二種特定鳥獣管理計画」(令和4～8年度)及び「カワウ被害対策指針」に基づき、適正な個体数管理及び被害防止対策を実施する。

また、高病原性鳥インフルエンザウイルスの監視調査により、国内野鳥への感染の早期発見に努め、家きん等への感染予防や感染拡大の防止を図る(鳥獣保護及び適正狩猟推進事業の一部及び特定鳥獣保護管理事業、カワウ被害緊急対策事業を統合。)

※科学的データを踏まえた適正な個体数管理及び被害防止対策を実施する。

<年間捕獲目標>イノシシ 14,000 頭以上、ニホンジカ 14,000 頭以上

(2) 事業の内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
1	特定鳥獣生息状況調査等事業 ・イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマの生息状況調査等 ・管理計画の達成状況や対策等に係る検討及び3県連携(鳥取県、兵庫県、岡山県)によるシカの捕獲強化等	7,804
2	ニホンジカ指定管理鳥獣捕獲等事業 ・「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」の策定調査及び効果検証・実施計画に基づくシカの捕獲	80,463

3	ツキノワグマ保護管理対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の安全・安心を確保するための活動支援 [実施主体]市町村等 [補助率]1/2 (間接補助の場合 1/3) ・ブナ科堅果類の豊凶調査による出没動向等の予測 ・錯誤捕獲されたクマの放獣及び放獣個体の追跡 ・ツキノワグマ広域保護管理協議会負担金 	10,911
4	カワウ被害緊急対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・カワウの胃内容物調査、生息実態調査 ・コロニーの誘導と繁殖抑制対策の検討 ・カワウ対策検討会の開催 	5,190
5	野生鳥獣の保護及び感染症対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病等により収容された野生鳥獣の治療 ・愛鳥ポスターコンクール及び野生動物のすみかコンクール開催 ・鳥獣保護区等での生息状況、渡り鳥の渡来状況等の調査 ・高病原性鳥インフルエンザウイルス等対策として糞便採取調査、死亡野鳥等調査 	3,467
合計			107,835

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 －決算額
鳥獣保護管理事業	107,835	▲5,076	97,628	5,130

(4) 監査結果

ニホンジカ、イノシシの被害については、県内でも多く報道されているところであり、深刻な問題となっている。

県の体制としては、保護管理及び個体数調整は「自然共生課」で、野生鳥獣の被害対策及び捕獲については「農林水産部」が担っている。

特に、ニホンジカについては、生息域が奥山であり、かつ、生態系被害への影響が大ききことから、農地周辺で行う農業被害防止目的である有害捕獲（農林水産部の奨励金対策事業）だけでは捕獲が困難であるとして、監査対象課（自然共生課）においては、県が捕獲区域を県境域奥山とする「指定管理事業」により捕獲を推進している。

これに対しては、「ニホンジカ指定管理鳥獣保護管理対策事業」として、75,377千円が予算執行されており、その殆どの69,207千円は、猟友会に対する捕獲等事業業務契約費である。

については、これに係る実績報告書等から監査したところ、契約頭数以上の捕獲実績があるとともに、捕獲奨励金の証拠物提出も徹底され、県担当者の実地確認なども行われており、特段の問題は把握されなかった。

なお、クマについては、地域個体群の状況に応じた保護が行われており、人との軋轢を軽減するため、クマと人の棲み分けを図ることを目的に「人の生活ゾーン」

と「クマの生息ゾーン」を設定し、クマの生息ゾーンで誤ってニホンジカやイノシシの罠で捕獲されたクマは放獣され、有害捕獲は市町村が実施している。

令和5年度の捕獲上限数は44頭であったが、有害捕獲数がこれを上回ったことから狩猟による実績は0頭である。

各種取組を監査した結果、次のとおりであった。

(鳥獣保護管理事業)

(概要版No.41)

ア ニホンジカ、イノシシの計画的捕獲による適切な個体数管理【意見】

国・県の目標としては、ニホンジカ、イノシシとも平成23年度の推計生息数を令和10年度までに半減としている。

担当課においては適時、個体数動向の将来予測調査を実施するとともに、捕獲に取り組んでいるところであるが、下表のとおり、ニホンジカは、近年は生息数の伸びは鈍化しており、捕獲目標を達成すれば減少に転じると見込まれている。イノシシについては、担当課からは減少に転じており、捕獲目標を達成すれば国・県の目標(平成23年度の推定個体数を令和10年度に半減)に届くとの説明があったが、捕獲数が捕獲目標を下回っている状況にある。

いずれにしても、ニホンジカについては、国・県の目標(平成23年度の推定個体数を令和10年度に半減)には届く見込みはなく、イノシシについては、生息数は緩やかに減少している状況にあるが、国・県の目標に届くかどうかは今後の捕獲数次第ではないかと思われる。

人口減少・少子高齢化の影響を最も受ける中山間地域の県民の生活に深刻な影響を与える有害鳥獣被害の減少に向けて、現状を踏まえた捕獲計画の策定・見直しやその即戦力となる狩猟者の養成をはじめとした環境整備などに加速的に取り組まれる必要があると思われる。

① ニホンジカの推定生息数と捕獲数

年度	推定個体数	捕獲目標	捕獲数			
			有害捕獲	狩猟	指定事業	計
H23	26,685					
⋮						
R 1	47,754	9,000	6,076	659	2,351	9,086
R 2	49,249	9,000	7,454	519	2,321	10,294
R 3	49,069	9,000	9,005	586	2,664	12,255
R 4	49,344	14,000	8,798	389	2,642	11,829
R 5	49,716	14,000	9,729	332	2,735	12,796
⋮						
R10	51,895					

(注)推定個体数は、令和5年度指定管理鳥獣捕獲等実施計画査定調査事務報告による推定値の中央値による。

② イノシシの推定生息数と捕獲数

年度	推定個体数	捕獲目標	捕獲数			
			有害捕獲	狩猟		計
H23	18,761					
⋮						
R 1	23,336	6,000	10,991	1,994		12,985
R 2	23,452	6,000	10,647	1,466		12,113
R 3	21,717	6,000	8,576	1,392		9,968
R 4	17,036	14,000	6,529	871		7,400
R 5	10,197	14,000	8,951	884		9,835
⋮						
R10	0					

(注) 推定個体数は、R 2 までは担当課取りまとめの推定個体数中央値、R 3 以降は、イノシシ管理計画作成時 (R 4. 3) 予測値による (いずれも中央値)。

5 鳥獣捕獲者確保環境整備事業

(1) 事業の概要

中山間地域の深刻な有害鳥獣被害を減少させるため、特にニホンジカ・イノシシ捕獲の即戦力となる狩猟者の確保・育成は喫緊の課題となっている。このため、狩猟者の資格取得や技能向上に対する支援、銃猟者の射撃練習に係る負担を軽減するための環境整備を行う。

また、鳥獣保護管理法に定める狩猟の適正化等を図り、生態系の保全、農林水産業の健全な発展に寄与することにより、自然環境がもたらす恩恵を享受できる県民生活の確保、地域社会の健全な発展を推進する (鳥獣保護及び適正狩猟推進事業の一部を統合。)。

(2) 事業の内容

(単位：千円)

区分	内容				予算額
1 銃猟者への支援	有害鳥獣捕獲従事者等による射撃練習等に支援を行う市町村等へ支援を行う。				1,198
	区分	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率等	
	射撃練習奨励補助金	射撃練習に要する経費	猟銃を使用する有害鳥獣捕獲従事者	1/3 (市町村 1/3)	
	散弾銃技能講習受講経費支援	銃刀法に定める技能講習の受講奨励金交付に要する経費	市町村	1/2 [上限] 3,000 円/人	
	ガバメントハンター育成支援	猟銃を所持するための所持許可証取得に要する経費	鳥獣被害対策に携わる市町村職員	1/3 (市町村 1/3)	

		大口徑ライフル技能講習に係る県外射撃場への旅費支援	ライフル銃等の所持許可に係る技能講習受講に必要な経費	銃刀法に定める技能講習修了証明書の交付を受けた者	5,000円 (定額)	
2	狩猟者の養成	ニホンジカ、イノシシ等の有害鳥獣捕獲を担う狩猟者を養成する。 ・狩猟免許取得のための事前講習会の実施 ・ベテラン猟師による新人ハンターへの実猟・実技指導の実施等				3,718
3	ハンター養成スクール運営	有害鳥獣捕獲の即戦力を確保するため、ハンター養成スクールを運営する。				4,960
4	新規狩猟者の参入促進	狩猟免許の取得と狩猟者登録に係る経費の一部を支援する。 〔対象者〕 狩猟免許を取得し、当該免許の初回の更新までに狩猟者登録した者。支援は初回登録1回限り。				3,212
5	適正狩猟の促進等	・狩猟免許試験、狩猟免許更新講習会の実施 ・鳥獣保護区等の指定・管理 ・狩猟関係物品の購入				4,385
合計						17,473

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 －決算額
鳥獣捕獲者確保環境整備事業	17,473	▲10	13,775	3,687

(4) 監査結果

ニホンジカ、イノシシ被害対策の即戦力となる狩猟者については、狩猟免許取得者等は下表のとおりであり、社会構造の変化などに伴って減少、高齢化しており、その確保・育成が喫緊の課題である。

また、県は、「鳥獣捕獲者確保環境整備事業」として各種支援に取り組んでおり、ハンター養成スクールや射撃練習等に要する経費を補助しているほか、知識や技法の伝承が図られるよう指導者の養成や育成内容の充実に努めている。

なお、現在の捕獲状況等は、捕獲実績から「わな猟8割弱」、「銃猟2割強」であり、第一種銃猟免許者は、下表のとおり、銃保有のハードルの高さからか600人程度で膠着し、一方で、わな猟免許者は1,800人程度まで増加している。わな猟免許者の増加については、地域の被害対策上の切実な事情からとのことであり、引き続き、被害対策（農林水産部）と一体となった対応が必要であると思われる。

【狩猟免許取得者と年齢構成】

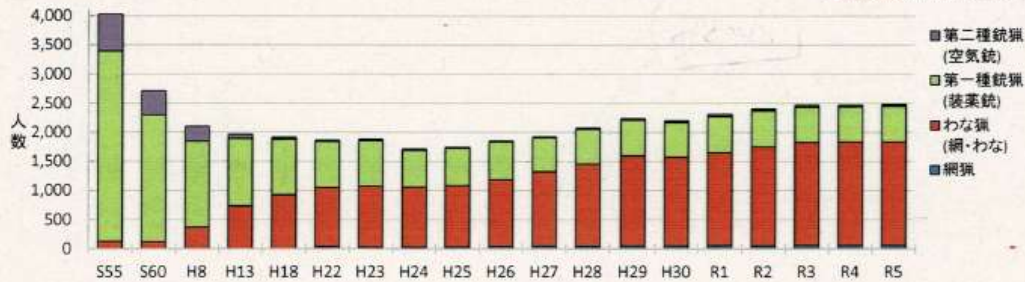
1. 狩猟免許所持者数の推移

- ◎ 狩猟免許者数はこれまで漸減を続けていたが、増加傾向を見せた後、近年は横ばいである。
- 【わな猟免許】 所持者数は増加傾向であったが、令和5年度は減少した。
平成21年度以降は第一種銃猟免許所持者を上回っている。
- 【第一種銃猟免許】 平成24年度までは減少傾向を示していたが、以降は横ばいである。
(散弾銃・ライフル)

《狩猟免許所持者》

区分	S55	S60	H8	H13	H18	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	(東)	(中)	(西)
網猟	-	-	-	-	-	39	30	30	32	37	46	46	51	51	54	49	56	54	59	25	9	25
わな猟 (網・わな)	128	125	367	732	922	1,005	1,039	1,024	1,054	1,146	1,277	1,409	1,545	1,528	1,603	1,701	1,774	1,785	1,780	893	363	524
第一種銃猟 (装薬銃)	3,266	2,175	1,477	1,160	959	793	783	640	638	649	579	602	613	590	617	624	603	601	614	267	107	240
第二種銃猟 (空気銃)	630	417	257	73	34	25	27	18	19	21	21	25	33	35	36	35	31	26	27	14	8	5
(のべ)合計	4,024	2,717	2,101	1,965	1,915	1,862	1,879	1,712	1,743	1,853	1,923	2,082	2,242	2,204	2,310	2,409	2,464	2,466	2,480	1,199	487	794
女性免許所持者								20	24	31	39	57	61	67	87	104	131	117	119			

(鳥獣関係統計、自然共生課調べ)



【狩猟免許者の年齢構成】

(単位：人、%)

区分	18・19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳～	合計
人数	5	113	250	378	353	1,381	2,480
構成%	0.2	4.6	10.1	15.2	14.2	55.7	100

各種取組を監査した結果、次のとおりであった。

(鳥獣捕獲者確保環境整備事業)

ア 狩猟者養成業務委託契約に係る人件費の明瞭化等【指摘】〈概要版No.42〉

令和5年度の狩猟者養成業務については、猟友会に業務委託しており、同業務実施要領において、人件費の上限単価として概ね9,200円/人と規定されている。

しかしながら、実績報告では、指導内容に応じて9,000円～20,000円/人までの幅があり、契約条項との整合性が取れていない。

これについて、担当課からは、受託者側が指導内容に応じて実態に合った単価にしているとの説明であったが、合規的に見て不明瞭と言わざるを得ず、同業務実施要領の規定が陳腐化しているのであれば、指導内容に沿った合理的かつ明瞭な基準を設けるべきと考える。

また、今後の狩猟者の養成において、指導者自体の育成体制の構築も必要であると思われることから、実情に合った基準づくりも喫緊の課題であると思われる。

(鳥獣捕獲者確保環境整備事業)

イ 狩猟者養成業務委託契約の実績報告の遅延【指摘】〈概要版No.43〉

当該契約によると、完了報告は委託業務を完了した日から10日以内、又は、令和6年3月31日のいずれか早い日とあり、また、これを受けての完了検査は、完了報告書を受理してから10日以内、又は、令和6年3月31日のいずれか早い日までに完了確認を行うことになっている(したがって、少なくとも令和6年3月31日までに完了報告を受理し、同日に完了検査を行う必要がある。)。

しかしながら、完了報告は、令和6年3月29日に経費内訳のみを提出し、その後、令和6年5月8日に委託業務事業実績書を提出していることから、上述の期限までに求められている完了検査が実施できていない。適正な事業実施を確保する上で改善が必要である。

第10 生活環境部まちづくり課

1 (拡充) 地域で進める緑のまちづくり事業

(1) 事業の概要

「第30回全国都市緑化とっとりフェア」(平成25年)及び「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」(令和元年)の開催を契機に高まった都市緑化推進の機運を継承し、また、緑化による脱炭素化社会の推進を図るため、鳥取の幅広い緑化啓発等を継続して行うとともに、新しい時代に相応しい鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の美しく魅力的な緑のまちづくりを推進する。

(2) 事業の内容

(単位：千円)

区分	内容	補助率等	予算額	
《県民参加の体制整備》				
1	「鳥取県みどりの伝道師」の派遣	県内で実施する地域の緑化活動に対し、活動団体等のニーズに応じた指導、助言を行い活動のスキルアップ等につなげるため、県に登録した緑化の専門的知識を有する「みどりの伝道師」を派遣する。		762
	花と緑のまちづくり支援事業補助金	○植栽・啓発事業 県民が主体的に行う地域の緑化活動を推進するため、地域住民の緑化活動を支援する市町村の取組を支援する。	市町村負担額の1/2 [上限]50/件	(600)
		○【新規】みんなの広場芝生化事業 地域のまちづくり団体や市町村等が公共空間等を芝生化する取組を支援する。	市町村負担額の1/2 [上限]1,600/件	(6,400)
	小計			7,000
《緑化の普及啓発への支援》				
2	地域緑化活動育成支援補助金	鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の美しく魅力的な緑化を広く県内に普及し、緑化を推進する人材育成などを行う団体等に支援する。 ○普及啓発に係る人材育成 ・人材の育成に係る事業 ・調査・研究に係る事業	10/10 [上限]1,000/件	3,200
		○緑化普及に係る事業 ・講座・講演・研修・啓発・交流に係る事業 ・イベント等の企画・立案・調整・運営に係る事業	3/4 [上限]600/件	
	花と緑のフェア開催負担金	県内3か所で開催する「花と緑のフェア」の開催経費の一部を負担する(東中西部実行委員会への負担金)。	負担率1/3	1,350
合計				12,312

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 －決算額
(拡充) 地域で進める緑のまちづくり事業	12,312	▲4,173	6,166	1,973

(4) 監査結果

鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の緑のまちづくりを推進するとして、地域の取組を支援している。

各種取組を監査した結果、次のとおりであった。

(地域緑化活動育成支援補助金交付事業)

ア 補助対象経費の合理的かつ妥当性について【意見】〈概要版No.44〉

A団体は、「人材の育成に係る事業」を事業目的に、例年、補助金交付（補助率10/10、上限100万円）を受け、下表のとおり補助事業として実施しているが、①ガーデンマイスターとして認定をした者（以下「会員」という。）を対象にしたコースと、②一般を対象としたコースに分け、一般を対象としたコースには20名程度を公募しているものの、会員を対象とした「レベルアップ講座」には公募は行われていない。また、全体的なプログラム構成を見ると、当該補助事業は、主に会員のレベルアップを目的として開催されているものと思われる。

これについて、令和5年度の実績報告書にある「収支決算書」を監査したところ、下表のとおり、事業費1,042千円のうち、講師への旅費・報償費（謝金）は405千円が計上されているが、これは、平成25年及び令和元年に県内で開催された緑化イベントに招聘された著名講師に対して、毎回招聘しているものであり、前年（令和4年度）も同様であった。

同補助金交付要綱には、謝金、旅費を支払う場合、合わせて限度額（100万円）と補助対象経費のいずれか低い額の1/2を上限（結果的として、上限は「50万円」以下となる）とあり、また、団体等のみが利益を受ける資産形成となる経費は補助対象としないともある。直ぐには、これに該当するものではないものの、毎回、謝金等の上限額50万円近くの金額を拠出し、特定の会員のレベルアップに資することを目標にするのであれば、この考え方に反するのではないかとと思われる。

本来、補助対象経費とは、その事業目的や目指すべき公益の福祉の増進の程度に鑑み、適正かつ合理的に判断され、妥当である必要があると思われる。

については、実績報告書に添付されている「事業報告書」には、その公益上の必要性の記述はなく、何をもって十数名の会員のレベルアップを目的に毎回著名講師を招聘する必要があるのか否かが不明であるため、補助金事業を選定する審査においては、その事業の具体的な目標や効果なども十分に見極められ、透明性を確保された上で決定すべきと思われる。

また、同補助金交付要綱には、「国・県・市町村等他の補助金、交付金等の交付の対象となる(予定も含む)経費は、補助金の対象としない。」とある。

今回の補助事業において作成された「ウッドヘンジ(木や草などを堆積するサークル)」は、町営公園内に設置され、これに掛かる植栽材料費は同公園指定管理者から購入しているが、一般的には公園の管理は指定管理者が管理すべきであって、その費用は町等が負担すべきものと思われることから、補助金決定の際にはこれらも含め検討される必要があると思われる。

(参考)

地元新聞記事には、「補助事業者の企画で同公園内に『ウッドヘンジ』がお目見え、今年度も2基目を作るとの指定管理者のコメントが寄せられている。

【R 5年度の補助事業（県の補助金額 966 千円）】

事業費 1,042 千円、うち講師への旅費・報償費 406 千円（事業費の 39%）

区分	時間	参加者			
		会員	一般	講師	
1 回目	レベルアップ講座	10:00~16:00	15	※	○
	入門講座	13:30~14:30		16	
2 回目	球根植え	11:00~12:00	○	幼児 40	-
		13:00~14:00		幼児 46	

※レベルアップ講座の一般募集は、行われていない。

【R 4年度の補助事業（県の補助金額 949 千円）】

事業費 1,062 千円、うち講師への旅費・報償費 403 千円（事業費の 38%）

区分	時間	参加者			
		会員	一般	講師	
1 回目	初級（実技）	10:30~12:00	9	20	-
2 回目	レベルアップ講座	10:00~12:00	10	※	○
	中級（実技）	13:30~14:30	10	21	
	座学	15:00~16:00	10	22	

※レベルアップ講座の一般募集は、行われていない。

(地域緑化活動育成支援補助金交付事業)

イ 実績報告書に対する的確な審査等について【意見】〈概要版No.45〉

上記アについて、実績報告書の積算内訳には、講師（個人）への講師料、交通費、及び宿泊費2泊としての金額が記載されている。

しかしながら、今回のように事業の実施日程が1日である場合には、2泊の宿泊費が妥当であるかどうかの事由補完を行うべきと考えるが、その支払いの証として、講師の関係先への振込明細書（合計額）が添付されているのみある。

ついでには、県補助金等交付規則によれば、「実績報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、対象事業が交付決定内容等に従って遂行されていると認められたときには、交付すべき補助金等の額を確定する」とあることから、的確な審査を行うべきである。

また、収支決算書によれば、源泉所得税でいう遊芸師匠（個人）に対して実技指導の対価として支払っていることから、支払謝金等には源泉徴収を行う必要があると思われる。県は直接の当事者ではないものの、適切な助言等が期待されていると思われる。

第 11 生活環境部住宅政策課

1 とっとり健康省エネ住宅普及促進事業

(1) 事業の概要

国の省エネ基準を上回る県独自の健康省エネ住宅性能基準を満たす高性能省エネ住宅(とっとり健康省エネ住宅)の普及を図り、県民の健康の維持・増進、住宅の省エネ化及びCO₂排出量の削減を目指す。

※新築木造戸建住宅に対する健康省エネ住宅の割合：43% (2023 年)、100% (2030 年)

(2) 事業の内容

(単位：千円)

区分	内容	補助率等	予算額
1	未来型省エネ住宅特別促進事業 県内工務店が施工する、省エネ性能を有する県産材を活用した新築木造戸建住宅に助成する。 [債務負担行為]274,230千円(令和6年度)	(最大100万円/戸)	274,230
2	健康省エネ住宅改修等支援事業 Re NE-ST 認定住宅など県の省エネ改修基準に適合する断熱改修を行う既存住宅に対して助成する。 [債務負担行為]70,000千円(令和6年度)	[上限] Re NE-ST :150万円 ゾーン改修 :100万円 国省エネ基準改修 :50万円	70,000
3	Re NE-ST スタートアップ支援事業 新築に比べ施工難易度が高い Re NE-ST への取組を促進することを目的として、Re NE-ST 改修に新たに取り組んだ工務店に対して支援する。	20万円/1業者	4,000
4	賃貸住宅高断熱化モデル事業 健康省エネ住宅の普及を図るため、基準を満たす賃貸集合住宅を建設する事業者に対してモデル的に助成する。 [債務負担行為]12,500千円(令和6年度)	(最大50万円/戸)	12,500
5	普及啓発 健康省エネ住宅に対する認知度を上げていくため、デジタルサイネージやYouTubeを活用した広告のほか新聞、フリー冊子等への掲載を行う。		5,694
6	宿泊体験事業 健康省エネ住宅のメリットを消費者に体感してもらうことにより、宿泊体験に協力する事業者へ助成する。	[上限]25万円	1,000
7	工務店の研修等 健康省エネ住宅の設計、施工ができる技術者の養成等を行う。		1,988
合計			369,412

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 －決算額
とっとり健康省エネ住宅普及 促進事業	369,412	▲178,535	158,497	32,380

(4) 監査結果

県は、健康省エネ住宅を広めるため、助成や普及活動を行っている。

令和5年度の新築木造戸建住宅に対する健康省エネ住宅の割合は目標の43%に対して、実績は38%と概ね目標を達成できている。また、集合住宅や公営住宅においても健康省エネ住宅を進める取組を始めており、令和5年度には、鳥取市で集合住宅では初となるNE－ST認定住宅が16戸完成し、岩美町で公営住宅では初となるNE－ST認定住宅が6戸完成した。

このため、県の取組の成果もあり、順調に健康省エネ住宅は広まってきているといえる。

各種取組を監査した結果、次のとおりであった。

(とっとり健康省エネ住宅普及促進事業)

ア 登録事業者の情報公開について【意見】〈概要版No.46〉

とっとり健康省エネ住宅の新築「NE－ST」及び改修「Re NE－ST」の認定においては、県に登録された事業者による設計・施工が要件となる。事業者は、とっとり健康省エネ住宅設計・施工事業者登録要綱に基づき、技術研修を受講し、考査を受け合格した場合にのみ登録ができる。

県は登録事業者についてホームページで「とっとり健康省エネ住宅 登録事業者一覧」として公開している(URL: <https://www.pref.tottori.lg.jp/295416.htm>)。

しかしながら、公開されている情報は、事業者の名称、所在地、連絡先、登録技術者数のみであり、事業者のホームページのリンクはない。

新築「NE－ST」及び改修「Re NE－ST」に興味を持った施主が、事業者を探す場合に、当該県の登録事業者一覧は有効活用できると考えられるが、事業者のホームページのリンクがないため、施工事例等を調べる場合は、名称などからインターネット検索をしなければならない。

したがって、県のホームページである「とっとり健康省エネ住宅 登録事業者一覧」において、事業者のホームページのリンクも掲載することが望ましい。

ただし、ホームページを用意していない事業者や、リンクを掲載したくない事業者もいる可能性があるため、各事業者にアンケートを行い、掲載を許可する事業者のみ公開することが望ましい。

2 とっとり住まいる支援事業

(1) 事業の概要

県産材の需要拡大及び地場産業の振興に資する木造住宅の建設を促進するため、県内事業者を活用した県民の住まいづくりを幅広く支援する。

県産材の利用拡大を図るため、県内の木造住宅着工戸数に対する県産材を活用した木造住宅の割合を50%まで引き上げるとともに、県内木造住宅の品質向上を図る。

(2) 事業の内容

(単位：千円)

区分	内容	補助率等	予算額
《とっとり住まいる支援事業》			
1	住宅の新築に対する支援	○県内事業者の施工により、県産材を活用した木造一戸建住宅を新築する場合に支援する。	135,999
		○木造住宅の品質の向上を図るため、より質の高い県産材への支援、県産内装材への支援を行う。	
	住宅の改修等に対する支援	○県内事業者の施工により、県産材を活用して住宅の改修等を行う場合に支援する。	10,454
2	鳥取県木造住宅生産事業者関連支援事業	○建設、設計、木材供給事業者等が2社以上連携して住宅見学会、住宅施策に係る動画作成等を行う際に、県産材を活用した住宅の良さなど県の住宅施策の普及に関する広報を併せて行う場合に、広報内容に応じて経費の一部を支援する。	4,000
合計			150,453

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初予算額	補正予算額等	決算額	予算額－決算額
とっとり住まいる支援事業	150,453	－	150,453	0

(4) 監査結果

県は、令和5年度の数値目標として、県産材を使用した新築木造一戸建住宅の着工割合を50%と定めたが、実績としては33%に留まった。一方で、令和4年度は38%であり、利用率が若干低下している。県は、この要因は、納期、金額、品質などの面から県外材が採用される傾向にあったためと考えている。

目標未達に対して、予算としては満額執行されているが、これは、上述の「とっとり健康省エネ住宅普及促進事業」と併せて申請があった場合、まず「とっとり住まいる支援事業」の予算を執行したためである。両事業で予算額を確保しており、この点については、特段問題はないと考える。

各種取組を監査した結果、次のとおりであった。

(とっとり住まいる支援事業)

ア 三世代同居等世帯への補助金の加算要件について【意見】(概要版No.47)

交付要綱によると、三世代同居等世帯に該当する場合は、定額 10 万円の補助金が加算される。各定義は、以下のとおりである。

とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱 第3条

(9) 子育て世帯等 次に掲げる要件のうち、申請日時点でいずれか1以上を満たす世帯をいう。

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「子供」という。)を養育する世帯

イ 婚姻後10年以内の夫婦(以下「夫婦」という。)を含む世帯

(10) 近居 同一小学校区内に居住すること(工事に伴う一時的なものを除く。)

(11) 同居 同一住宅内又は敷地が隣接する住宅に居住すること(工事に伴う一時的なものを除く。)

(12) 三世代 子供を含む直系三世代以上又は夫婦とその直系尊属をいう。

(13) 三世代同居等世帯 次に掲げる要件のうち、いずれかに該当する世帯(申請日時点で三世代が同居(アの場合は近居を含む。)している場合を除く。)をいう。

ア 直系尊属の世帯と新たに近居する子育て世帯等

イ 直系尊属の世帯と新たに同居する子育て世帯等

ウ 直系卑属の子育て世帯等と新たに同居する世帯

したがって、申請日時点で、直系尊属と同居している場合や、直系尊属と近居していて、新たに別の住宅を建築し近居する場合は、当該加算要件を満たさないことになる。

しかし、加算要件の主旨は、新たに建築する住宅が、直系尊属・直系卑属と同居・近居であれば、子育てや、介護等の必要が生じた際に、三世代で互いに協力しやすい環境にすることに対して、県が補助をするものである。

したがって、将来において協力しやすい環境であることが重要であり、申請日時点で三世代が同居・近居しているかは関係がないと考えられることから、当該加算要件を見直すことが望ましい。

第12 商工労働部雇用・働き方政策課

1 「ふるさと来 LOVE とっとり」 県内企業の魅力発信・就業体験支援事業

(1) 事業の概要

学生の就職活動や企業の採用活動のスケジュールに合わせ、県内企業の魅力や情報を発信しつつ、県内外の学生に就業体験を提供することで、若者の県内就職を促進し、ひいては県内企業の人材確保に繋げる。

(2) 事業の内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
1	県内企業・県内就職の魅力を紹介 (1) 情報誌や就活専門機関との連携による県内企業や県内就職の魅力発信 ・ 県内企業に係る情報誌の発行 ・ 就活専門機関との連携による情報発信 (2) 県外大学と県内企業の情報交換会実施補助金 県外大学等の就職支援担当者と県内企業の人事担当者との情報交換会を開催する。 (実施主体:公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構) 【補助率:1/2】	(3,050)
		(7,000)
	小計	10,429
2	とっとりインターンシップ 産官学で組織する「鳥取県インターンシップ推進協議会」を設置し、インターンシップを実施する。 (委託先:鳥取県中小企業団体中央会)	37,356
3	企業情報・採用の発信 (1) 合同企業説明会等の開催、就活サイトによる企業情報の発信 ・ 企業紹介フェアの開催 ・ 学生向け企業見学会(バスツアー)の開催 ・ とっとり就活サイト「とりナビ」の運営 (2) 中小企業の情報発信支援事業補助金 県内中小企業が正規雇用に係る求人情報発信活動をする場合の経費の一部を助成する。 (実施主体:県内中小企業) 【補助率: 1/3、上限額: 300 千円】	(6,603)
		(2,419)
	小計	24,732
4	就職活動・採用活動の支援 (1) 学生・保護者セミナーの開催 就活に対する考え方、県内就職のメリット等を学ぶセミナーを開催する。 (2) 採用試験を受験する学生の交通費支援 県内中小企業が採用試験を受験する県外学生に対し交通費を支給する場合、その一部を助成する。 【補助率:1/2、上限額:受験学生1人につき30千円】 (3) 「学生から選ばれる企業」育成セミナー 県内企業を学生が入りたくなる魅力的な企業へと成長させるため、最近の学生の志向から入社後の育成までをトータルで学ぶセミナーを開催する。	(1,000)
		(2,000)
		(2,200)
	小計	5,200
5	若手労働者の定着支援 県内中小企業における新入社員の定着率向上を図るため、マナー等を学ぶとともに社員同士の連携を深める「新	2,148

		入社員向け合同交流会セミナー」を開催する。	
6	その他	標準事務費	5,900
合計			85,765

(3) 予算額及び決算額

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額等	決算額	予算額 －決算額
「ふるさと来LOVEとっとり」 県内企業の魅力発信・就業体 験支援事業	85,765	▲1,928	81,048	2,789

(4) 監査結果

若者の県内就職の促進について各種事業に取り組んでいるが、当該事業の適正な財務執行とともに、その事業が効率的に行われているどうかとの視点からも監査を実施した。

KPI (R6年度目標)としては、大学生の県内企業インターンシップ参加者数目標を500人(策定時H30年度426人)、県外学生の県内企業へのインターンシップ参加者数目標200人(策定時H30年度163人)、県内大学等卒業者の県内就職率44.3%(策定時H30年度35.1%)が掲げられており、いずれもR5の県内企業インターンシップ参加者は326人、県外学生の県内企業へのインターンシップ参加者数は154人、県内大学等卒業者の県内就職率34.4%と策定当時の数値を下回っている。

各種取組を監査した結果、次のとおりであった。

(「ふるさと来LOVEとっとり」県内企業の魅力発信・就業体験支援事業)

〈概要版No.48〉

ア 県内企業に係る情報誌「とりスターvol.3」の発行について【意見】

「鳥取で働く！」をコンセプトに、高校・大学生及び関係先向け情報誌として作成し、次のとおり配布している。

【とりスターvol.3 発送先一覧】

区分	R5年度		
	送先	発送単位	送付数
東京学生寮	2	100	200
県内高校	32	100～1,300	14,760
移定住支援団体	2	300～450	750
県内商工会等	7	100～500	1200
県内自動車学校	9	100	900
国県市町村窓口	28	50～500	3,950

ハローワーク	4	200	800
大学専門学校等	516	1～20	2752
合計	602		27,712

これについての構成は、16頁もの冊子（表紙1、鳥取県内の就職情報4頁、企業紹介8頁（8社）、サポート窓口紹介2頁、裏面1頁の構成）であり、県担当課としては、学生をはじめ保護者などに広く情報提供して有効だったとしているが、対象が高校生から大学生と幅が広く各層に対しての情報は少なすぎ、配布先も広範囲に配っているものの効果は低いように思われる。

また、各方面に送付されているが、データ送信すれば足りるところもあり、インターネット社会の昨今の情勢に合っていないように思える。

なお、冊子送付からデータ送信などに切り替えられたこともあって、冊子作成数については、令和3年度5万部から、令和4年度は4万部、令和5年度は3万部（決算額3,036千円）と徐々に減少している。

近年、鳥取県ではインターネットを活用した各層への情報提供に力を入れ、普及定着が図られていることから、従来型の紙ベースの情報提供については、その有効性（経済的）について十分に見極めを行い無駄のない財務執行を促進されるべきと思われる。

【鳥取県公式アプリ・就活ポータルサイトの運営状況】

区分	内容	R5年度末登録数
とりふる	ふるさと情報、就職支援情報等の発信	20,609人(※)
とっとり就活ナビ	県内就活情報の掲載	1,733人

※ 県内高校生等への登録強化の取組を行っており、年2千人程度の純増。

（「ふるさと来 LOVE とっとり」県内企業の魅力発信・就業体験支援事業）

イ 就活専門機関との連携による情報発信【意見】〈概要版No.49〉

就職専門業者が開設するポータルサイトに鳥取県特設サイトを設置し、「鳥取県で暮らす働く」をテーマに魅力発信をするものとして6,996千円を支払っている。

平成29年度から令和5年度まで継続して実施し、令和5年度をもって廃止となっているが、県ではインターネットを活用した各層への情報提供に力を入れ、普及定着が図られていることから、本来であれば、適切に効果測定を行い、早めの判断が可能だったのではないかとも思われる。

また、「県内企業で働く3名の先輩の体験談をもとに県内就職の魅力を発信」する構成になっているが、企業名も紹介されることから、企業協賛での企画もあり得たのではないかとも思われる。

(「ふるさと来 LOVE とっとり」 県内企業の魅力発信・就業体験支援事業)

ウ とっとりインターシップの参加促進【意見】〈概要版No.50〉

商工団体への業務委託（決算額 37,356 千円）により、実施している。

前述のとおり、K P I（R 6 年度目標）として、①大学生の県内企業インターンシップ参加者数目標を 500 人（策定時H30 年度 426 人）、②県外学生の県内企業へのインターンシップ参加者数目標 200 人（策定時H30 年度 163 人）を掲げているが、学生参加状況等は次のとおりである。

参加者については、コロナ禍までは順調に伸びたものの、コロナ禍後に戻らない、また、学生からの登録に対して、受入企業とのマッチングのレスポンスを短縮するなど対応手順の改善にも努めているとの説明はあったが、多額の公費をかけた取組が功を奏するよう、関係機関と十分な情報共有を図り、取組を加速される必要がある。

【とっとりインターシップの実施状況】

区分	参加学生数			うち県外			受入企業数
	実地	リモート	計	実地	リモート	計	
(K P I)			(500)			(200)	
H30 年度	426	—	426	163	—	163	144
R 1 年度	426	—	426	149	—	149	152
R 2 年度	248	97	345	85	43	128	122
R 3 年度	205	135	340	62	70	132	118
R 4 年度	252	63	315	111	35	146	128
R 5 年度	274	52	326	128	26	154	118

(「ふるさと来 LOVE とっとり」 県内企業の魅力発信・就業体験支援事業)

エ 中小企業の情報発信支援事業補助金の効果測定等【意見】〈概要版No.51〉

県内に本社を有する中小企業に対し、求人情報の発信に必要な経費の一部を助成（補助率 1/3、補助限度額 300 千円、各年 1 回で最大 3 回まで）している。

これについては、新卒採用を中心に中途採用も含めた求人情報を発信するため、平成 23 年度から継続されていたが、「とっとり就活ナビ」等で情報発信を進められたこともあり、令和 5 年度をもって廃止されているが、県ではインターネットを活用した各層への情報提供に力を入れ、普及定着が図られていることから見れば、適切に効果測定を行われ、早めの廃止判断もあり得たのではと思われる。

また、同補助金交付要綱第 3 条 3 項には、県内事業者への発注への努力義務が課されているものの、県外事業者への発注理由として、単に「県外業者がコストが安い」、「県外へ発注予定」等と記載されているものが散見される。

県内経済の発展のため、事業者の受注機会の増大を図るという鳥取県産業振興条例の趣旨をしっかりと補助金申請者に理解していただいた活用が望ましいと思われる。

また、人口最少・経済最小の当県において、限りあるリソースを最大限に引き出していくためには、事業者の受注機会の増大を図り、好循環の創出に期待できる同条例に基づく取組の推進が必要と思われる。

(「ふるさと来 LOVE とっとり」県内企業の魅力発信・就業体験支援事業)

オ 採用試験を受験する学生の交通費支援の周知強化【意見】〈概要版No.52〉

県では県内の中小事業者が県内で実施する採用試験を受験する県外学生等に対して交通費を負担する場合は、その一部を助成するとして令和5年度には2,000千円の予算が確保されているが、当該補助金を活用したものは3社78千円に留まっている。

つについては、県外学生の県内企業への就職は、県の移住定住施策の柱の一つでもあることから、制度の周知広報はもとより、活用されない実情等もリサーチの上、対応を考えられるべきと思われる。

例えば、補助要件にある「県内で実施する」については、なぜ、県内で実施される採用試験に限定されるのか。実態として県内企業が県外に打って出て採用試験を行っているのであれば、それも対象に含めるべきか否かなどの現状把握も必要と思われる。

※ 鳥取県の人口対策において、学生への県内就職の推進は、人口動態変化要因の一つである「社会減」の食い止めに直結する「いわば人口の防衛ライン」のように思われる。

鳥取県では、本事業に係るKPI目標値(①大学生の県内企業インターンシップ参加者数500人、②県内学生の県内企業へのインターンシップ参加者数200人、③県内大学等卒業生の県内就職率44.3%)を設定しているが、当該事業における「PDCAサイクルによる検証」などは行われておらず、単なる目標に留まっている。

特に、上記イの事業については、令和6年度の予算査定段階で「効果が見えない」との理由で予算が付かず、令和5年度をもって事業廃止となったが、本来であれば、効果等を見極め、早めの判断が可能だったのではないかとも思われる。

また、県ではインターネットを利活用した鳥取県ポータルサイト(「とりふる」、「とっとり就活ナビ」)で各層への情報提供が行われているものの、並行して従来型の紙ベースでの情報提供が行われている。

事務処理に当たっては、「最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」との基本的な考えのもと、その実践においては「PDCAサイクル」などを活用して、その有効性とともに経済性をも判断されるべきものと思われる。また、デジタル先進県として注目される鳥取県においては、就職支援の各取組においてもデジタル化への加速が期待されているものと思われる。

※ PDCAサイクル:「Plan(計画)」「Do(実行)」「Check(評価)」「Action(改善)」のプロセスを繰り返しながら、継続的な業務効率の改善、向上を目指す仕組み。